



GREEN DESTINATIONS
AWARD

**DESTINATION
REPORT
2025**

Yoron Island

目次

Destination Management

Commitment & organisation

- 1.1 サステナビリティコーディネーター 10
- 1.2 組織管理体制 12
- 1.3 訓練済みコーディネーター／チーム 14
- 1.4 ステークホルダーの関与 15

Planning & development

- 1.5 目的資産の目録 16
- 1.6 観光影響評価 17
- 1.7 目的地管理方針または戦略 18
- 1.8 観光行動計画 20
- 1.9 計画の透明性と執行 22

Visitor Management

- 1.10 訪問者モニタリング 24
- 1.11 訪問者満足度 26
- 1.12 訪問者負荷の管理
(GDS v1 タイトル：季節性の変動) 27
- 1.13 目的地資産の訪問者管理 29
- 1.14 敏感な場所における訪問者の行動 30

Monitoring & reporting

- 1.15 持続可能性指標とモニタリング 31
- 1.16 レビューと評価 33
- 1.17 公的サステナブル報告 34
- 1.18 認証に対する苦情 (GD 認証のみ) 35

Legal & ethical compliance

- 1.19 倫理規定と汚職 36
- 1.20 公正な競争と責任ある公共調達 37

Nature & Scenery

Nature & conservation

- 2.1 自然保護 38
- 2.2 観光が自然環境に与える影響 40
- 2.3 天然資源保護 42
- 2.4 侵入者的外来種 (外来生物) 43
- 2.5 風景と景観 45

Nature & animal experience

- 2.6 野生生物保護 46
- 2.7 自然と野生生物との相互作用 48
- 2.8 飼育下動物の福祉 50

Environment & Climate

Land use & pollution

- 3.1 騒音 51
- 3.2 光害 53

- 3.3 土地利用・計画 55

Water management

- 3.4 水源確保 57
- 3.5 水消費量の削減 59
- 3.6 水質監視と対応 60
- 3.7 廃水処理 62

Waste and recycling

- 3.8 固形廃棄物の削減 64
- 3.9 廃棄物の分別とリサイクル 66
- 3.10 廃棄物処理 68
- 3.11 ポイ捨て 69

Energy, Sustainable Mobility & Climate Change

- 3.12 温室効果ガスと気候変動緩和 70
- 3.13 移動に伴う輸送部門の排出量削減 72
- 3.14 低環境負荷のモビリティ 74
- 3.15 公共交通機関 76
- 3.16 エネルギー消費量の削減 78
- 3.17 再生可能エネルギー 79
- 3.18 効果的なカーボンオフセット 81

Climate change adaptation

- 3.19 気候リスクへの対応 82
- 3.20 気候変動情報 84

Culture & Tradition

Culture heritage

- 4.1 有形文化遺産 85
- 4.2 観光が文化に与える影響の管理 87
- 4.3 文化遺産の保護 88

People & tradition

- 4.4 無形遺産 90
- 4.5 真正性の尊重 91
- 4.6 先住民の知的財産 92

Social Well-being

Human respect

- 5.1 再定住 93
- 5.2 資源に対する財産権および利用権 94
- 5.3 伝統的なアクセス権 96
- 5.4 人権 98
- 5.5 人権法の公的な周知 100
- 5.6 アクセシビリティ 101

Community participation

- 5.7 計画への地域社会の関与 103
- 5.8 住民の関与とフィードバック 104
- 5.9 利害関係者の貢献 106
- 5.10 住民満足度 107

Local economy

5.11 経済的影響のモニタリング	109
5.12 地元の起業家を支援する	110
5.13 地元の製品やサービスを促進する	111
5.14 観光業における地元雇用の促進	112

Socio-Economic Impact

5.15 オーバーツーリズムの回避	113
5.16 不動産の搾取	114

Health & safety

5.17 健康と安全	116
5.18 リスクと危機管理	118

Business & Communication

Business involvement

6.1 企業におけるサステナビリティ（持続可能性）の推進	121
6.2 持続可能性基準	122
6.3 認証された企業の公開	124
6.4 水の消費量（企業）	125
6.5 固形廃棄物（企業）	127
6.6 エネルギー消費量（企業）	129
6.7 温室効果ガス排出量（企業）	130
6.8 平等で公正な雇用（企業）	132
6.9 アクティビティ提供者の行動規範	133

Information & marketing

6.10 敬意を払い正確なプロモーション	135
6.11 訪問者へのサステナビリティ情報	137
6.12 解説情報	139

監査の背景

1. はじめに及び背景

本報告書は、ヨロン島という観光地を「グリーン・デスティネーションズ・スタンダード」に基づいて評価した結果をまとめたものです。

「グリーン・デスティネーションズ・スタンダード」は、観光地の持続可能性を定義する、共通で合意され定期的に更新される一連のガイドライン（GSTC-Destination criteria）と整合しているとして、グローバル・サステナブル・ツーリズム・カウンシル（GSTC）から「認定」を受けています。

「グリーン・デスティネーションズ・スタンダード」による評価は、以下の目的を掲げています：

- ・ 観光地が改善計画の基盤として、自社の政策における弱点を特定・分析できるよう支援すること；
- ・ 参加観光地の持続可能性レベルについて、消費者および旅行業界に情報を提供すること。

このシステムにより、観光地はアワードプログラムを通じて認定を受けたり、認証を取得したりする際、具体的にどのように「変化をもたらしているか」を示すことができます。グリーン・デスティネーションズ・レポーティング・システムと組み合わせることで、この観光地アワードおよび認証プログラムは、消費者が持続可能性に関連付けているあらゆる課題について透明性を提供します。

本システムは、観光地の政策立案者やステークホルダー向けに、品質および持続可能性マップの作成に情報を提供します。さらに、消費者が実績を通じて観光地を比較できるようにし、次の休暇先を選ぶ際の判断材料となります。

本報告書では、アワードおよび認証の付与方法、監査の詳細、評価結果および不適合事項に関する所見を明示し、監査人の最終結論を提示します。

グリーン・デスティネーションズ 評価・認証

グリーン・デスティネーションズは、サステナビリティの優良事例に対して2種類の認定を行っています：

1. 「認証（Certification）」は、グリーン・デスティネーションズ基準のすべての必須要件を完全に満たしている場合に付与されます。
2. 「アワード（Awards）」（ブロンズ、シルバー、ゴールド、プラチナ）は、グリーン・デスティネーションズ基準への適合度に基づいて算出されたスコアに基づき付与されます。

評価および賞の付与

「グリーン・デスティネーションズ・スタンダード」の全基準に対し、0から2までのスコアが割り当てられます。

- ・ 「0」（赤）は、基準を満たしていない（または十分な動機・情報・証拠が提示されていない）ことを意味します。
- ・ 「1」（オレンジ）は、基準を部分的に満たしている、または近い将来に基準を満たすと見込まれることを意味します（例：方針が策定中である、実施されている証拠があるなど）。
- ・ 「2」（緑）は、その基準を完全に満たしていることを示します。

これらのスコアは、10点満点で評価される6つのGDスタンダード・テーマスコアに再計算されます。

ブロンズ、シルバー、ゴールド、プラチナ賞

6つのテーマの単純平均が総合スコアとなり、これにより賞のレベルが決定されます：

これらの賞は「QualityCoast Award」または「Green Destinations Awards」として位置付けられており、観光地の認証取得に向けたプロセスの基準となっています。

必須基準への適合率が80%以上の場合、その観光地は「Green



Destinations Certified (GD 認定)」の資格を取得します。この認定の申請者は厳格な監査を受け、すべての基準への適合を示す確固たる証拠を提示する必要があります。GD 認定を受けた観光地は、観光分野におけるサステナビリティ認証を監督・認定する国連機関であるグローバル・サステナブル・ツーリズム・カウンシル (GSTC) のロゴを使用する権利が与えられます。

評価結果とフォローアップ

Green Destinations は、基準ごとのスコア概要とさらなる改善に向けた提言を記載した本報告書を発行します。認定を受けた申請者は当団体のウェブサイトで紹介されます。認定を受けられなかった申請については、公に言及されることはありません。

認定を受けた申請者は「認定地」となります

ブロンズ以上の認定レベルを達成した申請者は、当団体の国際イベントに招待され、そこで認定証と認定旗を受け取ります。認定地は追加の旗やバナーを注文することができ、認定 (24 ヶ月) または認証 (36 ヶ月) の有効期間中、その地域の至る所に掲示することができます。

アワードまたは認定の有効期間が満了する前に、更新申請を行うことが推奨されます。新たな申請の審査にあたっては、前回の申請で示された改善内容との整合性、および監査人による提案や推奨事項が適切に反映されているかどうかが考慮されます。

異議申し立ておよび苦情

異議申し立てとは、Green Destinations による監査結果の受領、または監査後の改善証拠に関して提供された追加のフィードバックを受けた後、申請者がアワードまたは認証の決定について正式な再検討を求める、書面による正式な要請のことです。

苦情とは、上訴とは異なり、申請者、監査人、およびその他の関連する利害関係者から、Green Destinations のスタッフ、委託業者、監査人、または Green Destinations の認定または認証を取得している会員の活動に関して、Green Destinations からの回答が期待される形で提出される、不満を表明する正式な書面による連絡を指します。

申請者は、監査結果の通知後、かつ改善措置の提出のために付与された初期期間 (通知から 90 日以内) の間に、グリーン・デスティネーションズによる授与または認証決定から 90 日以内に異議申し立てを行うことができます。グリーン・デスティネーションズは、この期間内に提出されなかった異議申し立てを拒否する権利を留保します。

異議申し立ておよび苦情は、件名を「Appeal」または「Complaint」として、contact@greendestinations.org 宛てに電子メールで送信してください。

電話、ファックス、その他の通信手段による異議申し立ては受け付けられません。

異議申し立ておよび苦情は、プログラムマネージャーによって任命される「異議申し立て・苦情審査委員会」によって審査されます。同委員会は、シニア監査員 1 名および持続可能な観光と認証の経験を有する GD 異議申し立て・苦情委員会の委員 2 名で構成されます

2. 評価および監査プロセス：現地監査

アワードおよび認証は 2 年間の有効期間で発行されます。プレ認証アワードの場合、目的地は 4 年ごとに現地監査、2 年ごとに書類審査を受ける必要があります。認証の場合、2 年ごと現地監査を受ける必要があります。今回、ヨロン島は現地監査を受けました。

ヨロン島の申請評価は、オンラインプラットフォームへの自己評価書の提出から開始されました。その後、Green Destinations 事務局は、自己評価書が完全であるかどうかを評価するための「技術的チェック」を実施し、不足している点について当該目的地へ報告を行いました。事務局により自己評価書が十分に完全であると判断された時点で、監査が実施されました。

監査の実施にあたっては、監査の目的、範囲、基準に関連する情報 (機能、活動、プロセス間の連携に関する情報を

含む)が、適切なサンプリングにより収集・記録されました。監査証拠として使用されたのは、検証可能な情報のみです。監査証拠は、文書化された情報のサンプルおよび職員から提供された情報に基づいています。したがって、監査には不確実性が伴うものであり、監査の結論に基づいて行動する者は、この不確実性を認識しておく必要があります。すべての客観的証拠は、オンライン報告・監査システムに収録されている。

本監査は2段階に分けて実施された。第1段階(書類審査)では、目的地から提供された手順書、方針、契約書、統計データなどのすべての文書および文書化された証拠を確認し、持続可能性マネジメントシステムの存在と実施状況、方針および手順の実施における一貫性、ならびに Green Destinations 基準の最低要件への適合性を確認した。監査人は、不整合、文書化が不十分なコンプライアンス、またはその他の不明確な説明について、いくつかの指摘事項を作成しました。

第2段階において、監査人はヨロン島の目的地を訪問しました。関係するスタッフやステークホルダーへのヒアリング、複数のエリアや現場の視察・検査、ならびに紙媒体および／または物理的証拠の確認が行われました。

現地監査に基づき、監査人は基準への適合性(不適合、部分適合、完全適合)および指標の達成度に関する最終判断をまとめ、これを「勧告」として認証委員会に提出しました。委員会は監査人の勧告を検討し、基準への適合性および指標の達成度に関する最終決定を下しました。

守秘義務

法律で義務付けられている場合を除き、監査チーム、委員会、および監査プログラムの管理責任者は、監査対象者の明示的な承認なしに、文書の内容、監査中に得られたその他の情報、または監査報告書を第三者に開示しない。監査文書の内容の開示が必要となる場合は、監査対象者に速やかに通知する。

3. QualityCoast & Green Destinations Awards

「QualityCoast」および「Green Destinations」アワードは、「Green Destinations Standard」に対する達成度を示す認証ラベルです。「QualityCoast」アワードは、沿岸地域・海洋連合(EUCC)により、沿岸地域、町、島々における沿岸域総合管理(ICZM)の成果を測定するプログラムとして2007年に創設されました。



2016年、実績のある QualityCoast の持続可能性評価手法は、グリーン・デスティネーションズ・スタンダードを通じて沿岸以外の地域にも提供されるようになりました。同スタンダードは、持続可能な観光に関する国連機関であるグローバル・サステナブル・ツーリズム・カウンシル(GSTC)から、持続可能な観光地管理に関する世界的に合意された基準を遵守しているとして「認定(Recognised)」ステータスを取得しています。2017年、QualityCoast は Green Destinations の評価・認証プログラムの一部となり、2018年には持続可能性認証の手順を遵守しているとして、GSTC から「認定(Accredited)」ステータスを取得しました。同年、「Green Destinations Award」が創設されました。これは QualityCoast Award と同等のものです。沿岸部以外の観光地にも適用されます。

観光の持続可能性における QualityCoast および Green Destinations Awards の重要性

アワードプログラムへの観光地管理組織の参加は、国際的な文脈におけるその組織の認知度、実績、成果を向上させます。他の受賞地との比較を通じて、地域社会は自らの強みと弱みを明確に把握することができます。評価と提言は、地方自治体に対し、改善計画の策定において考慮すべき指針を提供します。QualityCoast および Green Destinations の受賞地は、志を同じくする地域社会のネットワークに参加し、観光における持続可能性と社会的責任を向上させるために、経験やベストプラクティスを共有します。

「グリーン・デスティネーションズ・アワード&認証プログラム」への参加による プロモーション上のメリット

グリーン・デスティネーションズは、受賞地を、自然や景観、環境、文化的アイデンティティに関心を持つ訪問者にとって最も魅力的な目的地としてプロモーションするため、また、観光の質と持続可能性におけるその実績を強調するために、受賞地に関するマーケティングおよび広報活動を行っています。マーケティング活動には以下が含まれます：

毎年開催される「グローバル・グリーン・デスティネーション・デイズ」カンファレンスでの優良事例発表への招待
Facebook、Instagram、LinkedIn でのソーシャルメディア広報キャンペーン

年次「トップ 100 ストーリー」コンテストを通じたプロモーション（受賞および認証を受けた目的地は、自動的にトップ 100 選考の予備審査を通過します - www.greendestinations.org/top100）

ニュースレター

www.goodtravel.guide 上の専用ページ（持続可能な観光地や取り組みに熱心な企業を消費者に紹介する、Green Destinations の提携プラットフォーム）

受賞または認定を受けた観光地というステータスは、持続可能性への取り組みと成果に対する信頼性の高い独立した裏付けとして、当該観光地自身の国際的な観光マーケティングに活用できます。持続可能性を基盤としたマーケティング活動は、対外・対内双方においてその観光地の「グリーンなイメージ」を高め、地域の政策課題や意思決定において持続可能性を主流化させる一助となります。旗、バナー、高解像度ロゴ、画像などのプロモーション資料については、certification@greendestinations.org までお問い合わせください。

「QualityCoast」は、Coastal & Marine Union - EUCC により欧州連合の商標として登録されており、その名称の使用は欧州法によって制限されています。ただし、「QualityCoast」および「Green Destinations Awards」への応募は、すべての大陸から受け付けています。

1 DESTINATION MANAGEMENT

Commitment & organisation

- Sustainability coordinator
- Management structure
- Trained coordinator/ team
- Stakeholder involvement (prev. Tourism sector involvement)

Planning & development

- Inventory of destination assets
- Tourism Impact Assessment
- Destination Management Policy or Strategy
- Tourism action plan
- Transparency and enforcement of planning

Visitor Management

- Visitor monitoring
- Visitor satisfaction
- Managing visitor pressure (GDS v1 title: Seasonality)
- Visitor management for destination assets
- Visitor behaviour at sensitive sites

Monitoring & reporting

- Sustainability Indicators & Monitoring
- Review and evaluation
- Public Sustainability Reporting
- × Complaints

Legal & ethical compliance

- Ethical code & Corruption
- × Fair competition & responsible public procurement

3 ENVIRONMENT & CLIMATE

Land use & pollution

- Noise
- Light pollution
- Land use & planning

Water management

- Water sourcing
- × Water consumption reduction
- Water quality monitoring & response
- Waste water treatment

Waste and recycling

- Solid waste reduction
- Waste separation & recycling
- Waste disposal
- × Littering

Energy, Sustainable Mobility Climate Change

- GHG emissions and climate change mitigation
- Reducing transport emissions from travel
- Low-impact mobility
- Public Transportation
- Reducing energy consumption
- Renewable Energy
- × Effective carbon compensation

Climate change adaptation

- Responding to climate risks
- Climate change information

2 NATURE & SCENERY

Nature & conservation

- Nature conservation
- Tourism impacts on nature
- Natural resource protection
- Invasive alien (exotic) species
- × Landscape & scenery

Nature & animal experience

- Wildlife protection
- Nature & wildlife interactionst
- Captive animal welfare

4 CULTURE & TRADITION

Cultural heritage

- Tangible cultural heritage
- Managing tourism impacts on culture
- Protecting cultural artefacts

People & tradition

- Intangible heritage
- Respecting authenticity
- Indigenous intellectual property
- Waste water treatment

5 SOCIAL WELL-BEING

Human respect

- Resettlement
- Property and user rights to resources
- Traditional access rights
- Human rights
- Public communication of human rights laws
- Accessibility

Community participation

- Community involvement in planning
- Resident engagement and feedback
- Stakeholder contributions
- Inhabitant satisfaction

Local economy

- Monitoring economic impacts
- Supporting local entrepreneurs
- Promoting local products and services
- Promoting local employment in tourism

Socio-Economic Impact

- Avoiding overtourism
- Property exploitation

Health & safety

- Health & safety
- Risk and crisis management

6 BUSINESS & COMMUNICATIONS

Business involvement

- Promoting sustainability among enterprises
- Sustainability standards
- Publication of certified enterprises
- Water consumption (enterprises)
- Solid waste (enterprises)
- Energy consumption (enterprises)
- Greenhouse gas emissions (enterprises)
- Equal and fair employment (enterprises)
- Activity providers code of practice

Information & marketing

- Respectful & Accurate promotion
- Sustainability information to visitors
- Interpretive information

01

1.1 サステナビリティコーディネーター

1.1 Sustainability coordinator

持続可能な観光地マネジメントを適切に実行し、その状況を報告する責任と権限を持つ担当者が配置されました

A person has been assigned the responsibility and authority for the adequate implementation and reporting of sustainable destination management.

■ 観光地コーディネーターの任命を示す書類はありますか？：はい / いいえ

Indicator 1: Document available showing appointment of destination coordinator: yes/no

はい

■ コーディネーターの職務記述書をファイルでアップロードしてください。大規模なプライベート施設（スタッフ 15 名以上）の場合、正式な職務記述書が必要です。

"Upload a file with the coordinator job specification. For larger private destinations (>15 staff), a formal job description should be available."

■ a) コーディネーターのフルネーム（2 名で兼務も可）。

Full name of the coordinator (can be dual position of 2 persons).

柳田 真希

■ b) 上層部の管理レベルとの関係において、組織内での役職について説明してください。

Explain position within the organisation, in relation to upper management levels.

サステナビリティ・コーディネーターは、ヨロン島観光協会に所属している。^[1]

同協会において、会長の下に設置された事務局を統括する常務理事の指揮系統のもと、DMO 推進室を統括する立場にあり、観光地経営に関する実務レベルでの意思決定および調整を担っている。^[2]

また、DMO 会員である観光関連事業者、関係行政機関等の外部ステークホルダーとの連携・調整役を担い、GSTC および Green Destinations 基準に基づく持続可能な観光地マネジメントを推進する責任と権限を有している。

本体制により、サステナビリティに関する方針および行動が、観光地マネジメントの上位意思決定層と直接的に結びつく構造が確保されている。

■ c) コーディネーターの業務を要約し、持続可能な観光地経営における責任について説明してください。

Summarize tasks of the coordinator, explaining responsibility for sustainable destination management

サステナビリティ・コーディネーターは、職務記述書に基づき、以下の業務を担っている。^[3]

- GSTC および Green Destinations 基準に基づく観光地のモニタリング調査および評価の実施
- 観光地における持続可能な観光マネジメントの企画および運営
- 行政、観光関連事業者、DMO 会員等の外部関係者との協働および調整
- 持続可能性に関する研修会、勉強会、情報提供等の企画および実施
- 観光関連データの収集・分析および会員・関係者へのフィードバック
- データに基づく観光戦略および施策の検討・立案
- 観光協会の自主財源確保に向けた収益事業の検討および推進

[1] 1.1_1_2026_サステナブルコーディネーター委嘱状.pdf

[2] 1.1_2_2026_一般社団法人ヨロン島観光協会組織図.pdf

[3] 1.1_3_2026_サステナビリティコーディネーター職務記述書.pdf

これらの業務を通じて、観光地における持続可能な観光の実施状況を統括し、その進捗の把握および報告を行う責任を有している。

■ その他の参考資料をアップロードしてください。

Upload any other supporting documentation

02

1.2 組織管理体制

1.2 Management structure

十分な資金が提供された部署が、持続可能な観光開発と管理の調整と推進を担当しています。この部署は、他の部署と連携してサステナビリティを実現し、その運営と取引においてサステナビリティと透明性の原則に従います。

An adequately funded department is responsible for coordinating and promoting sustainable tourism development and management. It works with other departments in delivering sustainability and follows principles of sustainability and transparency in its operations and transactions.

■ **Indicator 1: 観光地経営の組織構造を示す書類はありますか? : はい / いいえ**

Document available showing destination management structure: yes/no

はい

■ **Indicator 2: 組織の（内部）サステナビリティポリシーを示す書類はありますか? : はい / いいえ**

Document available showing organisation's (Internal) Sustainability Policy: yes/no

はい

■ **a) どの部署が関与しているか、持続可能な観光に関連する責任がどのように分担されているか、またその部署はどのように資金調達されているかを説明してください。**

Describe which departments are involved, how sustainable tourism-related responsibilities are shared and how the department is funded.

与論島における持続可能な観光地管理は、与論町役場商工観光課と一般社団法人ヨロン島観光協会の二機関が連携する体制により実施されている。^[1]

与論町役場商工観光課は、観光施策に係る予算確保および制度設計を担う部門であり、2025 年度には観光費・観光施設費として約 2.2 億円の観光関連予算が計上されている。これらの予算は、第 6 次与論町総合振興計画および与論町観光振興計画に基づき、持続可能な観光地管理を目的とした施策に充当されている。^[2]

一般社団法人ヨロン島観光協会は、観光関連事業者を中心とした 144 団体で構成され、2025 年度より DMO として観光地管理の実務的中核を担っている。町からの事業委託を受け、観光地運営、事業実施、ステークホルダー調整を行っており、主な財源は町補助金、会費収入および収益事業である。^[3]

■ **b) 持続可能性と透明性の原則が、組織の日常業務や取引にどのように組み込まれているかを説明してください（例：内部サステナビリティポリシーまたは報告書）。**

Describe how the principles of sustainability and transparency are integrated into the organisation's daily operations and transactions (e.g Internal Sustainability Policy or Report).

与論町では「第 6 次与論町総合振興計画（10 年計画）」を上位計画とし、観光分野においてもステークホルダーの意見を反映した目標設定を行っている。計画の進捗状況は町公式ホームページで公開され、2 年 -3 年 -2 年 -3 年毎に定期的な見直しと改善が実施されている。^[4]

ヨロン島観光協会においても、町の総合計画および「与論町観光振興計画」を上位計画として位置づけ、内部サステナビ

[1] 1.2_1_2026_観光地管理体制を示す体制図

[2] 1.2_2_2026_Commerce, Industry, and Tourism Division Budget Document.pdf

[3] 1.2_3_2026_R7 観光協会受託事業一覧表 pdf

[4] 1.2_4_2026_第 6 次与論町総合振興計画 (検証方法・検証体制)pdf

リティポリシーに基づき、地域社会との協働、地域経済の活性化、文化の尊重、環境保全を日常業務に組み込んでいる。^[5]

透明性の確保については、毎年開催される社員総会^[7]において事業報告および収支報告を行うとともに、業務のデジタル化により社内申請や業務進捗の共有を行い、組織運営の透明性^[8]を確保している。

■ **管理体制を示す補足資料（例：組織図）、業務の図解（会議スケジュール、議事録など）をアップロードしてください。指標 2 については、組織が日常業務に持続可能性の原則をどのように適用しているかを説明する文書（内部サステナビリティ / CSR ポリシーおよび / または報告書）が必要です。**

Upload supporting documentation presenting the management structure (e.g. organisational chart), illustrations of operations (meeting schedules, meeting minutes, etc.). Re Indicator 2, a document must explain how the organisation applies sustainability principles in daily operations (internal sustainability/CSR policies and/or reports).

審査員コメント

与論町と与論島観光協会は、持続可能な観光推進の両輪となっています。

持続可能な観光推進において、公的部門と民間部門の役割を明確にするために予算配分や観光振興計画（改定を含む）などを含めて、DMO 登録の枠組みを進めるためには、組織図を作成し、各部門の管理責任を明確化することが必要と考えられます。

組織図を作成し、各役割と管理責任を明確に定めること「一般的な協力」に頼るだけでなく、責任を明確にすることが重要です。

[5] 1.2_5_2026_ 与論町観光振興計画（検証方法・検証体制）

[6] 1.2_6_2026_ 一般社団法人ヨロン島観光協会サステナブルポリシー

[7] 1.2_7_2026_R7 年度 ヨロン島観光協会通常総会資料

[8] 1.2_8_2026_ スクリーンショット_ 社内申請システム（スマレジ）

03

1.3 訓練済みコーディネーター／チーム

1.3 Trained coordinator/ team

観光地開発と管理を担当する担当者またはチームは、十分な人員が配置され、サステナビリティに関する問題について十分な訓練を受けているか、または経験を有しています。

The person or team responsible for destination development and management is sufficiently staffed and adequately trained on and/or experienced in sustainability issues

■ **Indicator 1: 持続可能性を担当するチームメンバーとその能力を記載した文書はありますか？：はい / いいえ**

Document available listing team members responsible for sustainability and their competences: yes/no

はい

■ **a) コーディネーターおよび / またはチームの、持続可能性およびデスティネーションマネジメントに関連するトレーニングと経験について説明してください（トレーニングと経験の背景を裏付けるために、LinkedIn のプロフィールへのリンクを提供しても構いません）。**

Describe the coordinator and/or team training and experience related to sustainability and destination management (links to LinkedIn profiles may be provided to support training and experience backgrounds).

与論島における持続可能な観光地開発および管理は、サステナビリティ・コーディネーターおよび行政・DMO 双方の実務担当者から構成される体制により実施されている。

Maki Yanagita (DMO 推進室長兼サステナビリティ・コーディネーター) は、GSTC STTP 修了者であり、観光戦略立案、マーケティング分析、外部ステークホルダー調整、教育研修の企画・実施を担っている。また、奄美群島認定エコツアーガイド資格を有し、実務と現場知見の双方を備えている。〔1〕〔3〕

Kayoko Nomura (与論町役場商工観光課／地域連携コーディネーター) は、航空・旅行業界での実務経験を有し、GSTC STTP および JSTS-d 研修を修了している。行政と DMO、観光事業者間の連携調整、ユニバーサルツーリズム推進、観光 DX 支援を担っている。〔2〕〔4〕〔10〕

Haruka Kunitake (ヨロン島観光協会) は、GSTC STTP および JSTS-d 研修修了者であり、国際認証取得対応および与論町観光振興計画の推進を担当している。〔1〕〔5〕

与論町では多様な関係者を対象に GSTC 研修を継続的に実施しており、これまでに計 35 名が研修を修了している。これにより、特定個人に依存しない組織的なサステナビリティ推進体制が構築されている。〔8〕〔9〕〔11〕

■ **b) コーディネーターまたはチームが受講した、関連するトレーニングコースや学位について説明してください**

Describe any relevant training courses or degrees the coordinator or team have taken.

本チームは、国際基準および国内基準の双方に対応する研修を段階的かつ継続的に受講している。

GSTC Sustainable Tourism Training Program (STTP) は、2021 年度に 32 名、2024 年度に 1 名、2025 年度に 2 名が修了しており、観光地マネジメントにおける国際基準の理解と実務適用力を高めている。〔3〕〔8〕〔9〕

また、JSTS-d 研修については 2025 年度に 2 名が修了しており、日本の観光政策や地域特性を踏まえた持続可能な観光推進に関する知見を補完している。〔10〕〔11〕

さらに、奄美群島全体で実施されているユニバーサルツーリズム推進を目的とした「おもてなし研修会」にも継続的に参加し、アクセシビリティおよび来訪者対応スキルの向上を図っている。〔12〕

審査員コメント

GSTC 研修は 2021 年と 2022 年に実施され、それ以降、観光協会は STT/JSTS-D の修了者を徐々に増やし、組織力の強化を図っています。

今後は STTP 試験合格者の増加や、持続可能な観光に関する他の研修プログラムへの参加機会の拡充が期待されています。

1.4 ステークホルダーの関与

1.4 Stakeholder involvement (prev. Tourism sector involvement)

観光地経営組織または構造は、持続可能な観光地経営に市民社会、民間セクター、および公共セクターを関与させています。

The destination management organisation or structure involves civil society and the private and public sector in sustainable destination management.

■ **Indicator 1: ステークホルダーの関与を示すポリシー文書はありますか？ はい / いいえ**

Policy document available showing stakeholder involvement: yes/no

はい

■ **a) 目的地が市民社会、民間セクター、公共セクターとどのように協力しているかを説明し、例を挙げてください。**

Describe and provide examples of how the destination cooperates with civil society and the private and public sector.

与論町では、「与論町観光振興計画」の策定・推進過程において、市民社会、民間事業者、行政が参画する体制を構築している。同計画の策定にあたっては、観光振興計画策定委員会を設置し、観光事業者、関係団体、行政関係者等が委員として参画している。^{[1] [2]}

一般社団法人ヨロン島観光協会は、商工会、宿泊事業者、ガイド事業者、飲食事業者、交通事業者、金融機関、農協、漁協など、多様な分野の団体を会員として構成している。これらの団体代表が理事として参画し、町はオブザーバーとして理事会に参加することで、官民連携による意思疎通と合意形成を図っている。[3] [4]

また、観光協会は、会員事業者や地域住民を対象としたワークショップや意見交換の場を通じて、現場の課題やニーズを把握し、その内容を観光施策や事業運営に反映するとともに、行政との調整・共有を行っている。[5] [6]

審査員コメント

民間および公共の関係者の参加促進に向けた取り組みは評価されていますが、会議録からは、持続可能な観光について議題として取り上げられたかどうかは判断できません。与論島観光協会の理事会でその話題が議論されたかは明らかではありません。また、観光振興計画に関する会議は 2023 年度以降開催されていません。2023 年度以降、関連会議は行われていません。

[1] 与論町観光振興計画（策定・推進体制）(p.3)

[2] 与論町観光振興計画（策定委員一覧）(p. 資料 7)

ヨロン島観光協会会員規定

ヨロン島観光協会理事一覧表_R7

与論町観光振興計画（会員アンケート）

与論町観光目的税議事録（次第）

05

1.5 目的資産の目録

1.5 Inventory of destination assets

その観光地は、自然および文化的な場所を含む、観光を目的とした資産およびアトラクションの目録（インベントリ）を持っています。

The destination has an inventory of its tourism-oriented assets and attractions including natural and cultural sites.

■ Indicator 1: 在庫文書はありますか？ はい / いいえ

Inventory document available: yes/no

はい

■ Indicator 2: 在庫の最終更新年。

Year of last update of the inventory.

2024

■ a) 包括的なインベントリへの説明やウェブラック（観光客向けのウェブページではないもの）を追加してください。ガイダンスにあるテンプレートを使用することをお勧めします。

Add any explanation and/or a weblink to a comprehensive inventory (not a webpage aimed at tourists). It is recommended to use the template under Guidance.

与論町では、観光を目的とした資産について、複数の行政資料を用いて整理・把握している。

「与論町町勢要覧」では、町内の指定文化財一覧を含む文化資源、主要施設、自然条件等が体系的に整理されており、毎年更新のうえ町公式ウェブサイトで公開されている。〔1〕

また、「与論町歴史文化観光資源ガイドライン」では、自然資源、文化資源、景観、観光施設、民話など、観光資源として注目され得る要素が分類整理されている。

これらの資料を基礎として、観光資源の全体像を把握・更新し、観光施策や管理に活用している。〔1〕

審査員コメント

ガイドラインで公開されている地域資源の一覧は、必要に応じて見直されます。
 今後は、各資源について観光影響評価（TIA）への参照も盛り込まれる予定です。
 1.6 の基準に基づく資源の活用が、より持続可能な観光推進に貢献します。

1.6 観光影響評価

1.6 Tourism Impact Assessment

その観光地は、観光の影響評価を実施し、自然、文化、社会経済環境、および観光地の資産に対する観光の影響とリスクを分析しました。

The destination has conducted a Tourism Impact Assessment analysing tourism impacts and risks on the natural, cultural and socio-economic environment and on its destination assets.

Indicator 1: 観光影響評価報告書はありますか？ はい / いいえ
Tourism impact assessment report available: yes/no

はい

Indicator 2: 最後に評価を実施した年
Year of last conduct of assessment

2026

■ a) 観光影響評価の実施プロセスを簡単に説明し、プロセスに関与した人を示してください。

Briefly describe the process of conducting the Tourism Impact Assessment and indicate who was involved in the process.

与論町では、2025 年に観光影響評価（Tourism Impact Assessment）を実施した。本評価は、住民アンケート調査票、来訪者満足度調査結果、環境負荷分析マップ（GIS データ）、既存の統計資料および関連計画等を基礎資料として実施している。〔1〕

評価プロセスは、

- ①環境・社会・経済面に関するデータ収集と現状把握
 - ②観光による影響およびリスクの整理・評価
 - ③必要な対応策および改善の方向性の検討
 - ④関係者による内容確認と修正
- の段階で構成されている。

実施にあたっては、サステナビリティ・コーディネーターが中心となり、与論町役場（商工観光担当部署等）、副町長、ヨロン島観光協会事務局、観光関連施設および観光事業者と協議を行いながら評価を取りまとめた。

本評価結果は、今後の与論町観光振興計画の推進や施策検討に活用することを想定している。

審査員コメント

1.5 項目で述べたように、観光に関連する影響は幅広く検討する必要があります。
文化資源への影響やその重要性、環境への影響などを評価する

1.7 目的地管理方針または戦略

1.7 Destination Management Policy or Strategy

その観光地は、環境、社会、文化、経済問題に対処する、最新の、一般公開された、複数年の観光地経営政策または戦略を持っています。その政策は、ステークホルダーの関与を得て策定され、持続可能性の原則に基づいています。それは、観光地のより広範な持続可能な開発政策および行動に関連し、影響を与えます。

The destination has an up-to-date, publicly available, multi-year destination management policy or strategy addressing environmental, social, cultural and economic issues. The policy is developed with stakeholder engagement and is based on sustainability principles. It relates to and influences wider sustainable development policy and action in the destination.

Indicator 1: 目的地管理に関する政策または戦略文書は入手可能ですか？ : はい / いいえ

Destination Management policy or strategy document available: yes/no.

はい

Indicator 2: 目的地管理に関する政策 / 戦略の最新更新年。

Year of latest update of Destination Management policy/strategy.

2022

a) 政策策定におけるステークホルダー（利害関係者）の関与について明確にしてください。

Clarify stakeholder engagement in the development of the policy.

与論町では、「与論町観光振興計画」の策定にあたり、市民社会、民間事業者、行政が参画する体制を構築している。同計画の策定に際しては、観光事業者および観光関連事業者を中心とした委員で構成される「与論町観光振興計画策定委員会」を設置し、行政は事務局として関与している。

策定期間中は、全体会議および分科会を複数回開催し、「飲食・特産品」「アクティビティ・体験」「宿泊・交通」の分野別に意見交換と検討を行い、現場の課題や意見を計画内容に反映している。(2)

b) その政策がどのような原則に基づいているのか、また、環境、社会、文化、経済の問題にどのように対処しているのかを説明してください。目的地管理に関する政策は、複数の文書で構成されている場合や、より大きな戦略の一部である場合があります。そのため、アップロードされた文書の関連するセクションやページを参照し、示してください。

Explain on what principles the policy is based and how it addresses environmental, social, cultural and economic issues. A destination management policy can consist of more documents or it can be part of a larger strategy; so refer and point to relevant sections or pages of the document(s) uploaded.

「与論町観光振興計画」は、GSTC の基本理念に基づき策定された中長期の観光地マネジメント戦略である。同計画では、自然環境や集落景観への配慮、生活文化の保存・継承、地域住民との共生、観光産業の生産性向上と仕事満足度の向上を基本理念として掲げている。(3)

これらの理念に基づき、環境保全、地域社会への配慮、文化資源の活用・継承、地域経済の持続的発展の各側面を横断的に位置づけ、具体的な方針および施策として整理している。(4)

c) その政策が、より広範な持続可能な開発活動にどのように影響を与えるのかを明確にしてください。

Clarify how the policy influences wider sustainable development action.

「与論町観光振興計画」は、上位計画である「第 6 次与論町総合振興計画」と整合を図りながら策定されており、観光分野にとどまらず、地域づくり全体の方向性に影響を与える計画として位置づけられている。(5)

同計画に基づく施策の実施や検証は、行政および観光協会を中心に官民連携で進められており、持続可能な地域経営に向けた具体的な行動や改善の基盤となっている。(6)

■ 指標 1 で言及されている政策または戦略文書、およびその他の関連文書と適合性を示す証拠をアップロードしてください。その他の補足資料も追加してください。

Upload the policy or strategy document referred to in indicator 1, and any other relevant documents and evidence of compliance.
Add any other supporting documentation.

審査員コメント

観光関連のステークホルダーによって観光振興計画が政策として策定されたものの関係者が策定したものの、町の総合振興計画が包括的な計画として位置付けられている。

1.8 観光行動計画

1.8 Tourism action plan

その観光地は、目標、行動、対策、責任、および時間計画を含む、持続可能な観光行動計画を策定し、実施しています。

The destination has developed and is implementing a sustainable tourism action plan, including targets, actions, measures, responsibilities and time planning.

■ **Indicator 1: 観光行動計画はありますか？：はい / いいえ**

Tourism action plan available: yes/no

はい

■ **Indicator 2: 観光行動計画の最新更新年**

Year of latest update of tourism action plan

2022

■ **a) 目的地の観光行動計画について、その概要、持続可能性の原則にどのように基づいているか、現在の実施状況について簡潔に説明してください。**

Briefly present the tourism action plan of the destination; how it is based on sustainability principles; and what is the current implementation status.

与論町では、2022年に策定・公表した「与論町観光振興計画」を観光行動計画として位置づけ、持続可能な観光地経営を推進している。本計画は、3つの基本理念のもと、基本方針、基本施策および具体的な行動計画で構成されており、「いつ、誰が、何を行うか」を中長期的に整理した実行計画である。(3)

本計画は、GSTCの基本理念に基づき、自然環境や集落景観への配慮、生活文化の保存・継承、地域住民との共生、観光産業の生産性向上と仕事満足度の向上を柱としている。乱開発の回避や地域負荷への配慮、地域主体の参画、定期的な検証と改善を重視した構成となっている。(4)

実施状況については、上位計画である「第6次与論町総合振興計画」と連動し、2年・3年・3年・2年のサイクルで進捗確認および見直しを行う体制を構築している。計画に基づく各種事業は順次実施されており、進捗状況は観光協会の総会等を通じて共有されている。(7)

■ **b) 計画がどのように策定されたか（例：ステークホルダーの関与）を説明してください。**

Describe how the plan was developed (e.g. stakeholder engagement).

「与論町観光振興計画」は、一般社団法人ヨロン島観光協会が主体となり、与論町商工観光課および総務企画課の協力のもと策定された。策定にあたっては、30～40代の観光事業者および観光関連事業者を中心とする策定委員会を設置し、実務者主体の議論を行っている。(1)

策定期間は令和3年9月から令和4年3月までの約6か月間であり、全体会議および「飲食・特産品」「アクティビティ・体験」「宿泊・交通」の3分科会を通じて、地域の課題や現場の意見を整理し、計画内容に反映している。これにより、市民社会、民間事業者、行政が関与する形で行動計画が策定されている。(2)

■ **指標1で言及されている観光行動計画をアップロードしてください。実施に関する証拠となる資料も追加してください。**

Upload the tourism action plan as referred to in indicator 1. Add any supporting evidence of implementation.

審査員コメント

各項目ごとにアクションプランが策定されていますが、それぞれを個別に
実施状況やレビュー、進捗管理を明確に示す必要があります。
アクションプランに沿った活動内容を明確に管理してください。

1.9 計画の透明性と執行

1.9 Transparency and enforcement of planning

観光地計画の策定は、ステークホルダーおよび一般市民との緊密かつ包括的な協議のもとで行われます。計画に関する規制や決定は、公に周知され、施行されます。

The development of destination planning is conducted in close inclusive consultation with stakeholders and the public. Planning regulations and decisions are publicly communicated and enforced.

■ **Indicator 1: ステークホルダーの関与、規制や決定事項の伝達に関するプロトコルを示す政策文書または規制はありますか？ はい / いいえ**

Policy document or regulation available, that indicates the protocols for stakeholder involvement and communication of regulations and decisions: yes/no

はい

■ **a) 協議メカニズムやプロトコルについて説明し、最近のステークホルダーや一般市民との協議の例を挙げてください。**

Describe the consultation mechanisms and/or protocols and provide examples of recent stakeholder and public consultations.

与論町では、観光を含む各種計画の策定にあたり、町民、関係団体、民間事業者、行政が参画する協議体制を構築している。上位計画である「第6次与論町総合振興計画」の策定・推進過程では、推進委員会および推進部会を設置し、多様な分野のステークホルダーが参画している。(1)

同計画の策定過程においては、ワーキング委員会、各種委員会、審議会の開催に加え、パブリックコメントを実施し、町民意見を反映する仕組みを設けている。協議の経過や構成員については、計画書内で明示されている。(2)

また、「与論町観光振興計画」の策定においても、観光事業者等を中心とした策定委員会および分科会を通じて協議を行い、実務者の意見を計画内容に反映している。(3)

■ **b) 計画に関する規制や決定がどのように公に伝えられ、施行されているかを説明してください。**

Describe how planning regulations and decisions are publicly communicated and enforced.

「第6次与論町総合振興計画」および「与論町観光振興計画」は、与論町役場および一般社団法人ヨロン島観光協会のウェブサイト上で公開されており、町民および関係者が自由に閲覧できる環境が整備されている。(4)

計画内容については、集落単位での説明会の実施や町広報媒体を通じた周知が行われており、進捗管理および検証については、内部委員と外部委員を含む体制により定期的に実施されている。検証結果および見直し内容についても、評価とあわせて公開されている。(5)

これにより、計画の策定から実施、検証、見直しに至るまでの一連のプロセスが、透明性を確保した形で運用されている。(6)

■ **指標1で言及されている文書をアップロードし、協議報告書や写真などの追加文書を追加してください。**

Upload documentation referred to in indicator 1, add any additional documentation such as consultation reports or pictures.

審査員コメント

観光振興計画の実施状況やレビュー（約 2 年ごとに実施）などの進捗は、およそ 2 年ごとに実施される観光振興計画の進捗状況は、総合計画とは別に公開されていません。この計画の改定手続きに則った形で、情報公開が行われていません。

なお、観光振興計画は与論島観光協会のウェブサイトで閲覧可能ですが、見つけにくい場合があります。最低限、町の総合計画と合わせて分かりやすく閲覧できるようにする必要があります。

1.10 訪問者モニタリング

1.10 Visitor monitoring

観光地計画の策定は、ステークホルダーおよび一般市民との緊密かつ包括的な協議のもとで行われます。計画に関する規制や決定は、公に周知され、施行されます。

The characteristics, volume, activities, and preferences of visitors are monitored and publicly reported.

■ **Indicator 1: 訪問者モニタリングレポートの入手可能性：はい / いいえ**

Visitor monitoring report available: yes/no

はい

■ **Indicator 2: 訪問者モニタリングレポートの最新更新年**

Year of latest update of visitor monitoring report

2025

■ **a) 訪問者モニタリングがどのように行われているかを説明してください。**

Explain how visitor monitoring is performed

与論町では、来訪者の特性、規模、行動を把握するため、複数の手法を組み合わせた訪問者モニタリングを実施している。
・来島者数については、航空機および船舶の利用実績に基づく入込調査を毎月実施している。

・宿泊動向については、島内宿泊事業者において宿帳のデジタル化を行い、来島目的、居住地域、宿泊日数等の基本情報を集約・分析している。②③

・主要観光施設ではレジシステムを活用し、来訪時間帯や利用人数等の入場者データを把握している。
・来島者アンケート調査を通じて、満足度、島内消費額、訪問場所等を把握している。
・デジタルマップを活用し、来訪者の移動経路や時間帯別の人流傾向を分析している。

■ **b) 訪問者モニタリングデータがどのように公に報告されているかを説明または実証してください（例：ウェブサイトへのリンク）。**

Describe or demonstrate how visitor monitoring data is publicly reported (e.g. link to website)

来島者入込数については、与論町役場のウェブサイトおよび鹿児島県の観光統計ページにて公表している。

宿泊データ分析結果や観光施設の入場者分析については、観光協会会員および行政関係者に対し、定期的に報告を行っている。総会等の場において、集計結果を共有している。

来島者アンケート結果および人流分析結果についても、関係者間で共有し、観光施策の検討や改善に活用している。

■ **指標 1 で参照されているドキュメントをアップロードしてください。また、コンプライアンスを示すその他の証拠（レポート、生データを含むスプレッドシート、データ収集の画像など）を追加してください。**

Upload documentation referred to in indicator 1; add any other supporting evidence presenting compliance such as reports or spreadsheets with raw data; images of data gathering etc.

審査員コメント

さまざまなツールを活用していますが、デジタルマップ調査の結果は該当年度のものです。
2022 年度のデータです。最新の来訪者に関する情報について、分析結果の公開が必要です。
来訪者の特徴や人数、活動内容、嗜好、そして時系列でのその他の動向などを把握し、
次回の監査時にご報告ください。

11

1.11 訪問者満足度

1.11 Visitor satisfaction

観光地の体験の質と持続可能性に対する訪問者の満足度が監視され、公に報告されています。必要に応じて、対応策が講じられます。

Visitor satisfaction with the quality and sustainability of the destination experience is being monitored and publicly reported on. If necessary, action is taken in response.

■ 訪問者満足度レポートは利用可能ですか？：はい / いいえ

Indicator 1: Visitor satisfaction report available: yes/no

はい

■ 訪問者満足度レポートの最新更新年

Indicator 2: Year of latest update of visitor satisfaction report

2025

■ a) 訪問者の目的地の質と持続可能性に対する満足度をどのように監視し、公に報告しているかを説明してください。

Explain how visitor satisfaction with the quality and sustainability of the destination is monitored and publicly reported on.

与論町では、訪問者の体験の質および持続可能性に対する満足度を把握するため、訪問者アンケート調査を実施している。与論島を含む奄美群島全体では、一般社団法人奄美群島観光物産協会が島別の観光振興基礎調査を定期的の実施し、満足度、訪問先、消費額等の結果をウェブサイト上で公表している。

また、与論町では、港、空港、観光案内所において、訪問者アンケート（満足度、再訪意向、推奨度、接遇、環境・文化への配慮等）を常時実施している。これらの調査結果は、観光協会会員に対してリアルタイムで共有され、観光施策の検討に活用されている。

■ b) 該当する場合、監視結果に応じてどのような対策が講じられたかを示してください。

If applicable, demonstrate how action was taken in response to monitoring results.

訪問者アンケート調査の結果は、「与論町観光振興計画」に反映され、改善施策の検討に活用されている。特に、不満度が高かった公共交通の利便性および通信環境については、観光目的税の導入による財源確保に向けた協議を進めている。

あわせて、冬季観光の充実を目的とした星空観光や陸域エコツアーの推進、ならびに宿泊事業者の施設品質向上を目的とした高付加価値化事業支援を実施している。

■ 指標 1 で言及されているレポートをアップロードしてください。最近の補足資料や写真（監視結果、対応措置の証拠、スプレッドシートなど）を追加してください。

Upload the report referred to in Indicator 1; add any recent supporting documentation or pictures (monitoring results, evidence of responsive action, spreadsheets etc).

審査員コメント

与論島を訪れる来訪者の調査結果は、年間を通じた変化を継続的に見守る必要があります。また、補助金に関しては、調査結果が改善につながったという証拠は提示されていません。調査で得られた知見による成果向上が確認できる資料はありません。

1.12 訪問者負荷の管理 (GDS v1 タイトル: 季節性の変動)

1.12 Managing visitor pressure (GDS v1 title: Seasonality)

観光地には、定期的に見直される訪問者管理システムがあります。訪問者の数と活動を管理し、必要に応じて特定の時期や場所でそれらを増減させるための対策が講じられます。その際、地域経済、コミュニティ、文化、環境のニーズを考慮し、バランスを取ります。

The destination has a system for visitor management which is regularly reviewed. Action is taken to manage the volume and activities of visitors, and to reduce or increase them as necessary at certain times and in certain locations, taking into account and balancing the needs of the local economy, community, cultures and environment.

■ 訪問者管理に関するポリシー文書または計画の有無： はい / いいえ

Indicator 1: Visitor management policy document or plan available: yes/no.

はい

■ ポリシーの最新更新年。

Indicator 2: Year of latest update of policy.

2023

■ a) 居住者への迷惑、および地域経済、コミュニティ、文化、環境への影響を避けるために、訪問者のプレッシャーをどのように管理しているかを要約してください。訪問者管理ポリシーがアップロードされている場合は、関連するセクションを参照してください。

Summarise how you manage visitor pressure to avoid nuisance to residents and impact to local economy, community, cultures and environment. Refer to any relevant sections if visitor management policies are uploaded.

与論町では、訪問者による住民生活や自然環境への影響を抑制するため、訪問者管理に関する方針およびルールを整備し、継続的に運用している。

来訪者、住民、観光事業者を対象に「ヨロン島 海と陸のアクティビティガイドライン」を配布し、自然環境の保全、安全確保、地域文化への配慮を求めている。

また、エコツアーガイド連絡協議会において自主ルールを策定し、特定エリアやアクティビティにおける利用方法を定めることで、地域住民への負担軽減および文化・環境への影響最小化を図っている。

さらに、空港および港において、来訪者向けに島内での過ごし方やマナーを説明する動画を放映し、迷惑行為や事故の防止を行っている。

■ b) スペースと時間において、訪問者の量と活動を管理するための行動の例を挙げて、あなたのポリシーを説明してください。

Illustrate your policy by providing examples of actions to manage the volume and activities of visitors in space and time.

与論町では、夏季の海洋アクティビティへの集中を緩和するため、陸域観光や夜間観光の推進を行い、コンテンツの造成により、来訪者の時期、時間帯および活動内容の分散を図っている。

また、ローシーズンにおいては、ヨロンマラソンや環境保全ツアー等を実施し、来訪時期の平準化を図っている。

加えて、宿泊分析システムにより来訪者数や来島目的を把握し、マーケティング施策に反映することで、年間を通じた来訪者の分散化を行っている。

文化史跡については、「与論町歴史文化観光資源ガイドライン」に基づき、自由訪問可能な場所とガイド同行を前提とする場所を区分し、観光利用の管理と年1回以上の見直しを行っている。

審査員コメント

夏季に観光客が集中しないよう、さまざまな対策を実施しています。
さらに、現在行われている取り組みの効果を継続的に確認することで、
より効果的な対策の実施につなげています。

13

1.13 目的地資産の訪問者管理

1.13 Visitor management for destination assets

訪問者と訪問者の流れの適切な管理は、観光地の自然および社会文化的資産の内外における観光の影響を最適化するために適用されます。管理システムは、これらの資産の特性、容量、および感受性を参照します。

Adequate management of visitors and visitor flows is applied to optimise tourism impacts within and around the natural and socio-cultural assets of the destination. The management system refers to the characteristics, capacity and sensitivity of these assets.

■ 訪問者の流れを管理するためのポリシー文書または計画はありますか？ はい / いいえ

Indicator 1: Policy document or plan for managing visitor flows available: yes/no

はい

■ a) 自然および社会文化的観光資源の内部および周辺で、訪問者および訪問者の流れがどのように管理されているかを説明してください。

Describe how visitors and visitor flow is managed within and around natural and socio-cultural destination assets.

与論町では、「与論町歴史文化観光資源ガイドライン」^[1]に基づき、島内の自然資源および社会文化的資産について、資産の特性や感受性を踏まえた観光利用と保全の両立を図っている。

同ガイドラインでは、歴史・文化資産に加え、自然環境を含む観光資源全体を対象とし、訪問者および観光事業者に対して、観光利用の考え方や留意点、望ましい利用方法を整理して提示している。

また、資源ごとに、自由に訪問可能な場所と、ガイド同行を前提とする場所を区分する考え方を示し、過度な立ち入りや利用集中を防ぐ運用を行っている。

本ガイドラインは、年1回以上、現地状況や利用実態を踏まえて見直しが行われており、ガイド事業者への周知を通じて現場での運用に反映されている。

■ 指標1で参照されているポリシー文書（例：訪問者管理計画）をアップロードしてください。追加の行動の証拠（例：訪問者向けの広報、専門家との会議）を追加してください。

Upload policy document referred to in Indicator 1 (e.g. visitor management plan); add any additional proof of action (e.g. information aimed at visitors, meetings with professionals).

審査員コメント

来訪者管理の一環として、ガイドライン配布の効果を確認する必要があります。
検証が求められます。

[1] 与論町歴史文化観光ガイドライン

1.14 敏感な場所における訪問者の行動

1.14 Visitor behaviour at sensitive sites

文化イベントや、文化的に、または自然環境的にデリケートな場所での適切な訪問者の行動に関するガイドラインが作成され、訪問前および訪問時に、訪問者、ツアーガイド、およびツアーオペレーターに提供されます。

Guidelines for appropriate visitor behaviour at cultural events and at cultural and natural sensitive sites are developed and made available to visitors, tour guides and tour operators before and at the time of the visit.

■ 訪問者の行動に関するガイドラインが記載された文書はありますか？ はい / いいえ

Indicator 1: Document with guidelines for visitor behaviour available: yes/no.

はい

■ a) 存在する訪問者の行動に関する問題と、これらの問題に対処するガイドラインについて説明してください。

Describe the visitor behaviour issues that exist and the guidelines that address these issues.

与論町では、来訪者による島内交通ルールの不遵守や、民家・集落内への立ち入りによる住民の生活やプライバシーへの影響が課題として認識されている。

これらの課題に対応するため、「ヨロン島 陸と海のガイドライン」を策定し、島内での適切な行動、交通マナー、自然・生活環境への配慮事項を整理して示している。

同ガイドラインは、訪問者、ツアーガイド、ツアーオペレーターを対象とした行動指針として位置づけられている。^[1]

■ b) 訪問者、ツアーガイド、ツアーオペレーターに、いつ（訪問前と訪問中）どのようにガイドラインを提供しているのかを明確にしてください。例を挙げて説明してください。

Clarify how you make the guidelines available to visitors, tour guides and tour operators; and when (before and during the visit). Illustrate with examples.

訪問者に対しては、訪問前にヨロン島観光協会公式ウェブサイト上でガイドラインを公開し、事前の理解を促している。訪問時には、空港および港において島内ルールやマナーを紹介する動画を放映するとともに、観光案内所、宿泊事業者、飲食店等でガイドマップやガイドラインを配布し、現地での注意喚起を行っている。

ツアーガイドおよびツアーオペレーターに対しては、「ヨロン島 陸と海のガイドライン」を共有するとともに、エコツアーガイド連絡協議会が定める自主ルールの周知を行っている。

あわせて、月 1 回開催されるガイド研修会への参加を通じて、行動規範や島内ルールの継続的な共有を図っている。

■ 指標 1 で言及されている文書をアップロードしてください。その他、コンプライアンスに関する文書（例：ガイドライン、モニタリングレポート、地元の利害関係者の関与の証拠）を追加してください。

Upload the document(s) referred to in Indicator 1; add any other documentation of compliance (e.g. guidelines, monitoring reports, proof of involvement of local stakeholder)

審査員コメント

来訪者の行動に関するさまざまな案内施策が実施されています。

[1] ヨロン島 陸と海のガイドライン _ パンフレット

1.15 持続可能性指標とモニタリング

1.15 Sustainability Indicators & Monitoring

環境、経済、社会、文化の問題、および観光からの影響を含む、関連する観光地の持続可能性指標が定期的に監視され、対応されます。監視システムは定期的に見直されます。

Relevant destination sustainability indicators including environmental, economic, social and cultural issues and impacts from tourism are regularly monitored and responded to. The monitoring system is periodically reviewed.

■ 持続可能性指標レポートの入手可能性：はい / いいえ

Indicator 1: Sustainability indicator report available: yes/no

はい

■ 持続可能性指標レポートの最新更新年

Indicator 2: Year of latest update of sustainability indicator report

2021

■ a) 使用されている持続可能性指標をリストアップしてください。

List the sustainability indicators used

与論町では、「与論町観光振興計画」に基づき、環境・経済・社会・文化の各側面に関する持続可能性指標を設定し、観光環境の影響を把握している。

主な指標は水質調査や半導体調査。

- ・ サンゴの生息状況モニタリング（年 1 回）
- ・ 漂着ごみ回収量の把握（年次集計）
- ・ ウミガメ上陸・産卵調査（年 1 回）

社会

- ・ 島民アンケート（2 年ごと）
- ・ 島内事故発生件数（年次）

文化

- ・ 伝統文化を活用した観光コンテンツ・イベント開催数（年次）

経済

- ・ 入込客数（毎月）
- ・ 延べ宿泊者数・客層・消費額等（宿泊データ分析システム）
- ・ エコツアー参加者数（年次）
- ・ 観光協会会員調査（料金設定、デジタルツール導入数等、年次）

これらの指標は、町、観光協会、関係団体が分担して管理している。

■ b) 持続可能性指標の定期的なモニタリングのために実施されているシステム、およびそれが定期的に見直されているかを説明してください。

Describe the system implemented for regular monitoring of the sustainability indicators, and how it is periodically reviewed.

持続可能性指標は、指標ごとに定められた頻度で定期的にモニタリングされている。

水質調査や生態系調査は年次で実施され、経済指標（入込客数、宿泊データ等）は月次またはリアルタイムで把握している。島民アンケートや来訪者アンケートは定期的の実施され、設問内容については実施ごとに見直しが行われている。

これらの結果は、与論町観光振興計画や第 6 次与論町総合振興計画の進捗確認（2 年・3 年・3 年・2 年の周期）にあわせて整理され、必要に応じて指標や運用方法の見直しが行われている。

■ c) 観光による持続可能性の問題や影響にどのように対応しているかを説明してください。例を挙げて説明してください。

Describe how the sustainability issues and impacts from tourism are responded to. Illustrate with examples.

モニタリング結果を踏まえ、具体的な対応が行われている。

来訪者アンケートにより「特産品を購入できる場所が分かりにくい」という課題が把握されたことから、特産品取扱店舗の拡充および案内マップの作成を実施した。〔1〕

また、各種アンケート結果やモニタリング結果は、与論町観光振興計画および第6次与論町総合振興計画の定期的な見直しに反映され、行政、観光協会、民間事業者が連携して改善策を検討・実施している。

- 指標1で言及されている持続可能性指標レポートをアップロードしてください。その他のドキュメント（モニタリングレポートなど）も追加してください。

Upload Sustainability Indicator Reports as referred to in Indicator 1; add any other documentation (e.g. monitoring reports).

審査員コメント

一部の指標については確認作業が行われていますが、KPIに基づく体系的な分析の取り組みには発展していません。

1.16 レビューと評価

1.16 Review and evaluation

政策および行動計画の目標とターゲット、そしてその実施結果は、定期的に監視および評価されます。

The objectives and targets of the policy and action plan and the outcome of their implementation are regularly monitored and evaluated.

■ 観光政策および行動計画のモニタリングおよび評価レポートは入手可能ですか？ はい / いいえ

Indicator 1: Monitoring and evaluation reports of tourism policy and action plans available: yes/no

はい

■ 最新の更新年

Indicator 2: Year of latest update

2024

■ a) 政策および行動計画の目標とターゲットの進捗状況、およびその実施結果がどのように監視および評価されるかを説明してください。

Describe how progress on the objectives and targets of the policy and action plan, as well as the outcome of their implementation, is monitored and evaluated.

与論町では、「[第6次与論町総合振興計画](#)」に基づき、政策および行動計画の目標・ターゲットならびに実施結果について、定期的なモニタリングおよび評価を実施している。^[1]

同計画は10年計画として策定されており、産・官・金・労・教育・デジタル等の関係者および町民が参画する推進体制のもと、数値目標（KPI）の進捗状況および達成状況について評価を行っている。^[2]

評価は、内部委員および外部委員によるレビューを含め、（2年・3年・3年・2年）の周期で実施されており、評価結果および見直し内容は与論町ウェブサイト上で公表されている。^[3]

また、「与論町観光振興計画」は上位計画である第6次与論町総合振興計画と連動した10年計画として策定されており、宿泊、アクティビティ、飲食・特産品等の観光関連分野の関係者で構成される体制により、KPIの評価、施策の進捗確認および実施結果の検証を行っている。^[4]

評価結果は、理事会および総会等で共有され、必要に応じて施策内容や計画の見直しに反映されている。^[5] ^[6]

■ 指標1で言及されているドキュメントをアップロードしてください。この基準への準拠を示す補足ドキュメントまたは写真（文書化された監視手順など）を追加してください。

Upload documentation as referred to in Indicator 1; add any supporting documentation or pictures (e.g. documented monitoring procedures) presenting compliance with this criterion.

審査員コメント

与論町総合振興計画では検証が行われているものの、アクションプランを含む観光振興計画内での検証・モニタリングに関する書類は添付されていません。アクションプランに関する確認やモニタリングの記録は添付されていません。

[1] 1.16_1_2026_第6次与論町総合振興計画（検証見直し体制）P.1-2.pdf

Monitoring & reporting

17

1.17 公的サステナブル報告

1.17 Public Sustainability Reporting

主要な持続可能性に関する結果は、少なくとも 2 年ごとに一般に公開され、観光地の公式ウェブサイトで見ることができます。

The key sustainability results are reported to the public at least every two years and are available on the destination's public website.

■ 指標 1: 一般公開されている報告書: はい / いいえ

Indicator 1: Public reporting available: yes/no

はい

■ 指標 2: 最新の更新年

Indicator 2: Year of latest update

2025

■ a) 報告されているトピックを簡単に要約してください。目的地のウェブサイトに公開されている最新の公開レポートへのリンクを提供してください。

Briefly summarise the topics reported; provide a link to the latest public report published on the destination's website.

ヨロン島観光協会では、Green Destinations Sustainability (GDS) の評価結果について、スコアおよび評価内容の要点を公式ウェブサイト上で一般公開している。公開内容は、GDS に基づく持続可能性評価の結果概要およびストーリー全文で構成されている。

一方、包括的なサステナビリティ報告書については、現時点では与論町役場および観光協会内での共有にとどまっており、一般公開は行われていない。現在、GD アセスメント結果を踏まえたサステナビリティ報告書を一般公開するための専用ウェブページ整備について、2025 年度以降の予算化に向けた検討を行っている。

■ 指標 1 で言及されている最新の公開レポートをアップロードしてください。補足となる証拠を追加してください。

Upload the latest public report referred to in indicator 1; add any supporting evidence.

審査員コメント

GDS の概要は一般公開されていますが、JSTS-D ロゴの使用許可については与論町および与論島観光協会がそれぞれ取得しています。

ただし、これらの詳細は公表されていません。

Monitoring & reporting

18

1.18 認証に対する苦情（GD 認証のみ）

1.18 Complaints against certification (only GD Certified)

観光地には、グリーン・デスティネーションズの基準への準拠に関する内部および外部からの苦情に対応するシステムがあります。苦情は記録され、再発防止のための効果的な是正措置が講じられます。

The destination has a system to deal with internal and external complaints against compliance with the Green Destinations criteria. Complaints are recorded and effective corrective actions are taken to prevent recurrence.

- この基準は、GD 認証（GSTC 認定）を申請する際に必須です。GD または QualityCoast 賞の場合、この基準に対処する必要はありませんが、適切な実施と報告によりスコアが向上します。

Note: This criterion is mandatory when applying for GD Certification (accredited by GSTC). For GD or QualityCoast Awards, it is not required to address this criterion, but good implementation and reporting increases your score.

- 指標 1: (GD) 認証に起因する苦情の管理を可能にするポリシー文書および / または登録簿：はい / いいえ

Indicator 1: Policy document and/or register enabling management of complaints resulting from (GD) certification: yes/no

いいえ

- a) GD 基準の遵守に対する苦情を、目的地がどのように記録するかを説明してください。

Describe how the destination records complaints against compliance with GD criteria.

与論町およびヨロン島観光協会では、GD 基準への準拠に関する苦情について、電話およびウェブ等を通じて受付を行い、「お申し出書」により内容を記録している。受付情報は観光協会および町役場内で共有され、管理監督者まで確実に報告される運用としている。現時点では GD 認証に特化した苦情登録簿や専用窓口は設けていないが、既存の苦情管理の仕組みの中で一元的に記録・管理している。

- b) 苦情に対処し、是正措置を講じるための目的地のシステムについて説明してください。可能であれば、例を挙げて説明してください。

Describe the destination's system to deal with complaints and develop corrective actions. Illustrate with examples if possible.

苦情が寄せられた場合、観光協会または町役場が一次対応を行い、内容の事実確認と原因整理を実施する。原因に応じて、事業者対応、環境・インフラ対応等の担当主体を決定し、是正措置を実施する体制としている。対応結果は申出者にフィードバックされ、必要に応じて事業者への指導や研修、施策やガイドラインの見直しに反映する運用である。現時点で GD 認証に起因する苦情事例はないが、来訪者アンケート等で把握された要望については、同様のプロセスで検討・改善を行っている。

- 指標 1 で言及されている、裏付けとなる文書や写真（苦情および和解の記録など）をアップロードしてください。

Upload any supporting documentation or pictures (e.g. records of complaints and settlements) as referred to in indicator 1.

審査員コメント

これは任意の基準であり、現時点では基準を満たしていません。

19

1.19 倫理規定と汚職

1.19 Ethical code & Corruption

観光地は、経営陣およびその他の職員向けに、倫理規定を定め、実施しています。この倫理規定には、腐敗や贈収賄に対する指針、および内部告発者保護のための規定が含まれています。

The destination has in place and is implementing an ethical code, including guidelines against corruption and bribery and for whistle-blower protection, for its management and other staff.

■ 指標 1: 目的地スタッフに適用される倫理規定の有無：はい / いいえ

Indicator 1: Ethical code applicable to destination staff available: yes/no

はい

■ a) 目的地に関連する国の政策やガイドラインについて簡単に説明してください。これらの問題が国の政策で扱われていない場合は、独自の政策を作成してください。

Briefly describe the national policy and/or guidelines relevant to the destination. When these issues are not addressed in a national policy, develop your own.

日本では、刑法により贈収賄行為が処罰対象とされており、地方公務員法により地方公務員の服務規律および信用保持義務が定められている。加えて、国家公務員倫理法・倫理規程は、利害関係者からの金銭・物品の受領や接待の禁止など、具体的な行為基準を示しており、地方自治体における倫理規定策定の参考枠組みとして活用されている。[1]

また、公益通報者保護法および消費者庁の地方公共団体向けガイドラインにより、内部通報者の保護および通報対応体制の整備が求められている。

与論町では、これらの国の法制度を踏まえ、「与論町職員の倫理に関する条例」を制定し、全職員を対象とした倫理規定を定めている。

■ b) 倫理規定がどのように実施され、施行されているかを説明してください。例を挙げて説明してください。

Explain how the ethical code is implemented and enforced. Illustrate with examples.

与論町では、「与論町職員のハラスメントの防止に関する規定」に基づき、相談窓口の設置、ハラスメント対策委員会による事実確認および対応方針の検討、必要に応じた懲戒処分を含む是正措置を実施している。

また、職員を対象としたハラスメント防止および倫理に関する研修を実施し、倫理規定の周知と遵守を図っている。これにより、倫理規定は日常業務において実装・運用されている。[2]

■ 指標 1 で言及されている倫理規定または国の政策をアップロードしてください。支持する証拠（例：スタッフがどのように規定を遵守しているかの証拠）を追加してください。

Upload the ethical code or the national policy as referred to in indicator 1. Add any supporting evidence (e.g. proof of how staff commits to the code).

審査員コメント

国や地方自治体の倫理規定や腐敗防止制度が認知されています。
スタッフや関係者へ周知する機会（例：研修など）の記録をまとめることが推奨されます。
（研修会など）

1.20 公正な競争と責任ある公共調達

1.20 Fair competition & responsible public procurement

観光地は、公共調達に関する国の法律を遵守し、品質、価格、および持続可能性の側面に基づいて契約を決定します。

The destination complies with national laws for public procurement and awards contracts on the basis of quality, price and sustainability aspects.

■ 指標 1: 公正かつ責任ある公共調達に関するポリシー文書はありますか？ はい / いいえ

Indicator 1: Policy document on fair and responsible public procurement available: yes/no

はい

■ a) 公正かつ責任ある調達に関する関連する（国、地方）政策について簡単に説明してください。調達ポリシーの持続可能性要素を詳しく説明してください。

Briefly describe the relevant (national, local) policy regarding fair and responsible procurement. Detail the sustainability elements of the procurement policy.

国においては、グリーン購入法により、国および地方公共団体が環境負荷の少ない製品・サービスを優先的に調達する枠組みが定められており、環境配慮型製品の選定を通じた持続可能な市場形成が推進されている。

鹿児島県では、グリーン購入法に基づき「鹿児島県環境物品調達方針」を策定し、県庁環境保全率先実行計画の一環として、温室効果ガス削減に資する環境配慮型製品・サービスの調達を推進している。①②

■ b) 国の政策と地方の政策がどのように実施され、施行されているかを説明し、例を挙げて説明してください。

Explain how the national and local policies are implemented and enforced; illustrate with examples.

与論町では、「与論町契約規則」に基づき、地方自治法に定められた公平性、透明性、競争性および経済性の原則に沿って公共調達を実施している。

入札および契約結果は町公式ウェブサイトにて公表されており、調達過程の透明性を確保している。また、国および県の調達方針を踏まえ、環境配慮型製品の選定を含む持続可能性の観点を実務に反映している。

■ 指標 1 で言及されているポリシー文書（例：調達ポリシー）またはプログラムをアップロードしてください。コンプライアンスに関するその他の関連する証拠を追加してください。

Upload the policy document (e.g. the procurement policy) or program as referred to in indicator 1; add any other relevant supporting evidence of compliance.

与論町契約規則には、持続可能性に関する規定が含まれていません。
の観点で考慮されていません。

Nature conservation

01

2.1 自然保護

2.1 Nature conservation

観光地は、生態系、生息地、および種を保全するためのシステムを持っています。

The destination has a system to conserve ecosystems, habitats and species.

■ 自然保護政策文書または報告書がある：

Indicator 1: Nature conservation policy document or report available: yes/no

はい

■ 目的地における自然区域の割合（年を明記）；2000 年または 2010 年以降の推移情報を追加。

Indicator 2: Nature area as a % of destination (specify year); add trend info since 2000 or 2010.

12.4%(2021)

(Natural areas: 2.55(km²) / Yoron-Island area:20.58 (km²), 2020)

■ 目的地における法的に保護された自然区域の割合（最大 3 年前のデータ）。

Indicator 3: Legally protected nature area as a % of destination (data from max. 3 years ago)

8.02%

(National park area of Yoron-Island:1.65 (km²) / Yoron-Island surface area:20.58 (km²),2025)

■ a) 目的地に関連する自然保護政策および規制（例：超国家的、国家的、地方的）について簡潔に説明してください。

Briefly describe the nature conservation policies and regulations relevant to the destination (e.g. supranational, national, local).

与論島における自然保護は、国および地方自治体の制度に基づき実施されている。

国レベルでは、自然公園法に基づき、与論島の一部陸域および海域が奄美群島国立公園の第 3 種特別地域に指定されており、開発行為、工作物の設置、動植物の採取等が規制されている。〔1〕〔2〕

地方レベルでは、与論町自然保護条例により、景勝保護区、遺跡保護区、海中保護区、熱帯植物保護区が指定され、自然環境および景観の保全を目的とした行為規制が定められている。〔3〕

あわせて、鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき、県内の指定希少野生動植物について捕獲、採取、譲渡等が原則禁止され、種および生息地の保全が図られている。〔4〕

■ b) 国および地方の政策が、自然環境を効果的に保護するためにどのように実施・執行されているかを説明し、具体例を用いて示すこと。

Explain how the national and local policies are implemented and enforced to effectively protect the natural environment. Illustrate with examples.

自然公園法に基づき、与論島の国立公園区域では、国および関係機関により区域区分に応じた行為規制が適用され、開発行為や自然改変が抑制されている。

与論町では、与論町自然保護条例に基づき、町内の保護区における土地改変、採取行為等について許可制および禁止規定を設け、自然環境の保全を図っている。

また、鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき、指定種については捕獲・採取の禁止が執行され、違反行為に対しては罰則が適用される仕組みとなっている。

これらの制度により、国・県・町の各レベルで自然環境の保全が制度的に実施・担保されている。

■ 指標 1 で言及されている自然保護方針文書、およびその他の関連文書ならびに遵守の証拠（例：地域の保護地域管理計画など）をアップロードしてください。

Indicator1: Upload the nature conservation policy document(s) referred to in Indicator 1 and other relevant documents and

evidence of compliance such as local protected area management plans etc.

審査員コメント

国や地方自治体の制度に基づく生態系、環境、そして生物種が存在しています。希少な野生動植物の保護という観点から、第 1.6 項の観光影響評価シートに添付することが推奨されています。基準。もし実際の規制や保護対策を示す看板等の写真があれば、パンフレットの場合も、あわせて添付することを推奨します。

02

2.2 観光が自然環境に与える影響

2.2 Tourism impacts on nature

観光地は、観光が自然環境に与える影響を測定し、監視しています。自然に対する観光の影響が確認された場合、適切に対応しています。

The destination measures and monitors the impact of tourism on the natural environment. Identified impacts of tourism on nature are adequately responded to.

■ 観光の影響モニタリングに関する政策文書または報告書が利用可能である。

Indicator 1: Policy document or report available on monitoring tourism impact: yes/no

はい

■ a) 観光が自然環境に与える影響をどのように監視しているかを説明すること（もし当該観光地外においても同様その影響が当該観光地からの訪問者によって引き起こされている場合）

Explain how impacts of tourism on nature are monitored (also outside the destination if they are caused by visitors from the destination)

与論町では、観光による自然環境への影響を把握するため、行政、民間団体、大学、島民、来訪者が連携し、継続的なモニタリングを実施している。

サンゴ礁については、「ヨロンの海再生事業」の一環として、年 1 回 9 地点でのサンゴモニタリング調査および年 2 回のリーフチェックを実施している。これらの調査では、サンゴ被度等の指標を用い、同一地点での経年変化を把握している。また、年間の入域者数データと照合することで、観光利用との関係性を確認している。

廃棄物に関しては、来訪者の参加を含むビーチクリーン活動を推進し、来訪者参加人数および回収された漂流ゴミ量を計測・記録し、毎年公表している。③

■ b) 特定された自然環境への影響（廃棄物を含む）が、どのような対策や解決策によって対処されているかを明確にすること。具体例を用いて説明すること。

Clarify how identified impacts to the natural environment (incl. waste) are addressed with measures and solutions. Illustrate with examples.

与論島では、2000 年以降継続してリーフチェックを実施し、長期的なデータ蓄積によりサンゴ礁の状態変化を把握している。調査結果は、サンゴ礁保全に関する計画や管理施策の検討資料として活用されている。

リーフチェックおよびサンゴモニタリングの結果を踏まえ、与論町観光振興計画に基づき、来訪者に対して環境負荷の低い日焼け止めの使用推奨や、スノーケリング時の注意喚起、係留ブイの設置などの対策を実施している。

また、学校教育における環境学習（ゆんぬ学）や、社会人向けの環境学習ツアーを通じて、観光と自然保全の両立に関する理解促進を図っている。

廃棄物対策としては、ビーチクリーン活動への来訪者参加を促進し、観光由来の廃棄物量を把握するとともに、啓発と実践を通じた負荷軽減に取り組んでいる。

■ 指標 1 の政策文書または報告書、その他の関連文書、および遵守の証拠をアップロードしてください。観光の自然環境への影響に関する報告書は、2～4 年ごとに更新する必要があります。

Upload the policy document or report of indicator 1, other relevant documents and evidence of compliance. The report on the natural impact of tourism should be renewed every 2-4 years.

審査員コメント

2022 年度報告書の評価については、現在のモニタリング結果と改善策が求められます。観光影響評価シートに記載されているサンゴ礁に関する内容も今後見直しのうえ、反映させる必要があります。

03

2.3 天然資源保護

2.3 Natural resource protection

天然資源の保護は適切に組織され、実施されており、持続不可能な利用は制限されています。

The protection of natural resources is adequately organised and enforced, and unsustainable use is restricted.

- 注：これは「自然保護」の基準とは異なります。天然資源とは、自然界に存在し経済的利用の対象となる物質（鉱物、森林、水、土壌）を指します。

Note: This is different from criterion "Nature conservation". Natural resources refer to substances (minerals, forests, water, soil) occurring in nature and used for economic exploitation.

- 指標 1：天然資源の保護に関する政策文書または報告書がある

Indicator 1: Policy document or report available on protecting natural resources: yes/no

はい

- a) 当該目的地に関連する国家および地方の政策について簡単に説明してください。

Briefly describe the national and local policy relevant to the destination.

国においては、文化財保護法により、天然記念物に指定された生物資源について、捕獲・移動を原則禁止し、生息環境の保全および流通管理が行われている。また、種の保存法により、国内希少野生動植物種に指定された生物資源については、捕獲・販売等が全国一律で厳格に制限されている。

地方においては、鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例により、特に保護が必要な生物資源を「指定希少野生動植物」として指定し、捕獲・採取の禁止、譲渡・所持の規制および生息地等保護区の設定を行っている。これらの制度により、生物資源についても減耗・劣化を防ぐべき天然資源として位置づけられている。

- b) 国および地方の政策が、天然資源を効果的に保護するためにどのように実施・執行されているかを説明しなさい。具体例を用いて説明しなさい。

Explain how the national and local policies are implemented and enforced to effectively protect the natural resources. Illustrate with examples.

与論島では、島嶼環境において生物資源が生活・生業と密接に関係してきた歴史があるが、現在は国の天然記念物に指定されているオカヤドカリおよびヤシガニについて、文化財保護法に基づき捕獲が厳格に禁止されている。

これらの規制は国が主体となり監視・執行しており、違反行為は処罰の対象となる。また、与論町では町公式ウェブサイト等を通じて、住民および来訪者に対し、捕獲禁止や資源保護の趣旨について周知を行い、持続不可能な利用の防止を図っている。③

- 当該目的地および／または政府が天然資源保護を実施するために整備している規制枠組み、ならびに当該目的地が持続不可能な天然資源利用の制限を示していることを裏付けるその他の証拠をアップロードしてください。コンプライアンスに関する追加証拠があれば添付してください。

Upload the regulatory framework the destination and/or government has in place to enforce natural resource protection and any other evidence that the destination restricts showing restriction of unsustainable use of natural resources. Add any additional evidence of compliance.

・与論町公式 HP（天然記念物・資源保護に関する周知資料）

審査員コメント

国の天然記念物に指定されているヤドカリや、希少動植物に分類されているヤシガニの保護は、適切に実施されています。

04

2.4 侵入者的外来種（外来生物）

2.4 Invasive alien (exotic) species

侵略的外来種の導入と拡散は、適切に対処され、防止されています。

The introduction and spread of invasive alien species is adequately addressed and prevented.

■ 指標 1：外来種防止・対策に関する政策文書または報告書がある

Indicator 1 : Policy document or report available on preventing and combating invasive species: yes/no

はい

■ a) 該当目的地に関連する(国際的、国家的、地域的な)外来種対策に関する政策を簡潔に説明すること。

Briefly describe the relevant (international, national and local) policies on invasive species relevant to the destination.

日本では、「外来生物法」および「外来種被害防止行動計画」に基づき、侵略的外来種の導入防止および被害低減に向けた対策が実施されている。

鹿児島県では、「指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例」を法的基盤とし、「指定外来動植物被害防止基本方針」および「鹿児島県外来種対策総合戦略」を策定し、指定外来動植物リストの公開や普及啓発を行っている。

与論町では、鹿児島県外来種対策総合戦略に準拠し、国・県と連携した外来種対策を実施している。2025 年には、外来種セグロウリミバエの発生を受け、国のマニュアルに基づく初動対応を実施し、町ホームページ、週報、行政無線等を活用した周知および農家向け説明会を行っている。①

また、与論町および一般社団法人ヨロン島観光協会は、「与論島生きものハンドブック 2025」を設置・配布し、特定外来生物に関する啓発を行っている。②

■ b) 侵入種／生物安全保障に関する地域の課題を簡潔に説明し、これらの課題に対処するために関連政策がどのように実施・執行されているかを説明してください。具体例を用いて説明してください。

Briefly describe the local challenges regarding invasives/biosecurity and explain how the relevant policies are implemented and enforced to address these challenges. Illustrate with examples.

与論町では、島嶼地域の特性から、外来種の侵入・定着による農作物被害や生態系への影響が課題となっている。これに対し、エコツアーガイド連絡協議会、一般社団法人ヨロン島観光協会、島内 NPO 法人等が連携し、環境整備事業の一環として定期的な外来種植物の除去作業を実施している。

2025 年に確認されたセグロウリミバエについては、県、市町村、植物防疫所と連携し、トラップ設置、ベイト剤散布、寄主果実の除去、栽培自粛要請等のまん延防止対策を実施している。

また、住民に対しては、町ホームページやポスターを通じた通報の呼びかけを行っている。

さらに、植物防疫所の指導のもと、アリモドキゾウムシおよびアフリカマイマイ対策として、特定農作物の島外持ち出し・移動を禁止し、空港や港等で周知を行っている。

来訪者およびガイド事業者に対しては、「ヨロン島海と陸のアクティビティガイドライン」により、外来種の持ち込み防止について注意喚起を行っている。

■ 指標 1 で言及されている方針文書または報告書をアップロードしてください。追加の補足証拠（例：外来種が除去された方法の証拠や画像）があれば追加してください。

Upload policy document(s) or report(s) referred to in Indicator 1; add any additional supporting evidence (e.g. evidence or images of how invasive species are removed).

審査員コメント

クロスジヨトウ（セグロウリミバエ）への対策は高く評価されますが、
関連情報については今後、観光影響評価シートに反映させることが推奨されます。
（評価基準 1.6）他の外来生物への対応は、次回の審査時にまとめて報告してください。

05

2.5 風景と景観

2.5 Landscape & scenery

自然および田園の景観は保護されており、景観の劣化や景観地への都市のスプロール現象は効果的に回避されています。

Natural and rural scenic views are protected; landscape degradation and urban sprawl into scenic landscapes is effectively avoided.

■ 指標 1：景観及び景観的価値の保護に関する政策文書または報告書がある：はい／いいえ。

Indicator 1: Policy document or report available on protection of landscape and scenic values: yes/no.

はい

■ a) 関連する政策（国際的、国家的、及び／又は地方的なもの）を簡潔に説明すること

Briefly describe the relevant policies (international, national and/or local)

日本では、景観法に基づき、良好な景観の形成および保全を目的とした制度が整備されている。

与論町においては、景観条例および景観計画の策定に向けた検討が進められている段階である。現時点では、自然公園法、農地法等の既存法令により、国立公園区域や農地における開発行為の制限が適用されている。①②

■ b) 既存の景観価値と課題を説明し、景観保護のための政策がどのように実施されているかを説明してください。景観の劣化や景観地域への都市の無秩序な拡大が効果的に回避されている方法を説明し、具体例を挙げて示してください。

Describe existing landscape values; any challenges and explain how policies are implemented to protect scenic views. Explain how landscape degradation and urban sprawl into scenic landscapes is effectively avoided. Give examples to illustrate.

与論島は、海岸線、サンゴ礁、農地と集落が連続する自然・田園景観を有している。一方で、海岸隣接地を中心に、島外個人や企業による土地取得および別荘・宿泊施設等の建設が進むことが、景観形成上の課題となっている。

このため、国立公園区域では自然公園法に基づき、建築行為や土地改変に対する規制が適用されている。また、農地については農地法により用途転用が制限され、無秩序な開発の抑制が図られている。

与論町では、町内週報の配布等を通じて、住民への周知や土地利用に関する注意喚起を行っている。加えて、景観の劣化や無秩序な開発を回避するため、景観条例および景観計画の策定を進めている。[3]

■ サポートドキュメントをアップロードできます。

You may upload any supporting documents.

[1] 自然公園法

[2] 農地法

[3] 与論町週報（景観・土地利用に関する周知資料）. pdf

審査員コメント

リポートなどの開発計画の現状把握が必要です。

国立公園内では自然公園法の規制が適用されていますが、町独自の追加施策は現時点では実施されていません。

06

2.6 野生生物保護

2.6 Wildlife protection

種（動物、植物、およびすべての生物）の保全は、地域および国の規制、ならびに国際条約および協定を遵守するために効果的に規制されています。これには、野生生物種とその産物の採取、捕獲、取引、展示、および販売が含まれ、それらの保護と持続可能な管理を保証します。

Conservation of species (animals, plants and all living organisms), is effectively regulated in order to comply with local and national regulations and international conventions and agreements. This includes harvesting, capture, trade, display and sale of wildlife species and their products, ensuring their protection and sustainable management.

■ **指標 1：野生生物保護に関する政策文書、規制及び／又は報告書がある。**

Indicator 1: Policy document, regulation and/or report available on wildlife conservation: yes/no

はい

■ **a) 当該地域に生息する最も重要な野生生物（保護対象の動植物種）を説明し、現在の課題があれば併せて記載すること。**

Describe the most important wildlife (protected flora and fauna species) present in the area; and any current challenges

与論島では、鹿児島県が指定する希少野生動植物（動物 20 種、植物 38 種）のうち、サキシマヌマエビ、ヤシガニ、テンノウメの 3 種が確認されている。

このうちヤシガニは、希少野生動物として保護対象である一方、島内では伝統的に釣り餌として利用されてきた経緯があり、人の利用と保全の両立が課題となっている。また、夜間に道路を横断する習性があるため、住民や観光客の夜間移動に伴うロードキルが発生しやすい状況にある。

■ **b) 当該目的地が保護をどのように確保しているかを説明すること。これには野生生物種およびその製品の採取、捕獲、取引、展示、販売が含まれる。具体例を用いて説明すること。**

Explain how the destination ensures their protection; including harvesting, capture, trade, display and sale of wildlife species and their products. Illustrate with examples.

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき、指定希少野生動植物については、捕獲・採取・殺傷・損傷、ならびに違法に捕獲等された個体の所持、譲渡、取引、販売が禁止されており、違反した場合には罰則が適用される。

与論島では、これらの法令を遵守しつつ、住民および来訪者に対し、パンフレットや掲示物を通じて保護対象種の周知と啓発を行っている。特にヤシガニについては、釣り餌として使用しないことや、夜間走行時の注意喚起を行い、人為的影響の低減を図っている。これによりヤシガニを釣り餌にする人はなくなった。

また、サキシマヌマエビの生息地となる沼地については、観測者や研究者に立ち入りを限定する運用が行われており、生息環境の保全が図られている。

■ **アップロード：指標 1 で言及されている書類をアップロードし、その他の補足書類を追加してください。**

Uploads: Upload documentation referred to in indicator 1, add any other supporting documentation.

〔2〕ヤシガニ保護に関する啓発パンフレット . pdf

〔4〕サキシマヌマエビ生息地管理に関する運用資料→与論島観光文化資源ガイドライン . pdf

審査員コメント

この地域全体でヤシガニの保護活動が進められており、その取り組みは地域に根付いています。

07

2.7 自然と野生生物との相互作用

2.7 Nature & wildlife interactions

当観光地には、野生生物とのふれあいに関する地域、国、および国際的な法律と基準を確実に遵守するためのシステムがあります。累積的な影響を考慮し、自由に歩き回る野生生物とのふれあいは、非侵襲的であり、関係する動物、および野生個体群の生存可能性と行動に悪影響を与えないように責任を持って管理されています。

The destination has a system to ensure compliance with local, national, and international laws and standards for wildlife interactions. Interactions with free-roaming wildlife, taking into account cumulative impacts, are non-invasive and responsibly managed to avoid adverse impacts on the animals concerned and on the viability and behaviour of populations in the wild.

■ 自然（植物・動物）が観光資産とならない場合（例：都市部）には「該当なし」を選択できます。

N/A can be ticked if nature (flora; fauna) is no tourism asset of the destination (e.g. urban destination)

N/A

■ 指標 1：野生生物観光との関わりに関する政策文書または報告書の有無

Indicator 1: Policy document or report available on wildlife tourism interactions: yes/no

はい

■ a) 当該目的地における観光客と野生生物との最も一般的な接触事例と（潜在的な）課題を説明する

Describe the destination's most common visitor-wildlife interactions and (potential) challenges

与論島では、海水浴やスノーケリング、夜間の海岸散策や星空観察の際に、観光客がウミガメと遭遇する事例がある。主な課題として、スノーケリング中にウミガメを追いかける行為、夜間の海岸散策時の光害、大声やフラッシュ撮影、近距離接近により、ウミガメの上陸や産卵が中断される可能性がある。また、孵化時には光や障害物により、幼体が海へ戻れなくなるリスクがある。^[1]

■ b) 観光客と野生生物の有害な相互作用を回避するために実施されている規制、対策、ガイドラインを説明し、具体例を用いて示す。

Explain the regulations, measures and guidelines implemented to avoid disruptive tourist-wildlife interactions. Illustrate with examples.

与論町では、鹿児島県ウミガメ保護条例^[2]に基づき、ウミガメの捕獲、卵の採取、損傷行為を禁止している。産卵期（5～8月）には、警察および町が委嘱する保護監視員による巡回監視を実施し、産卵箇所への看板設置や産卵数のモニタリングを行っている。^[3]

また、観光事業者およびマリンガイドを対象とした研修を実施し、来訪者に対し「ライトを向けない」「3m以上近づかない」「触れない」「産卵中は静かに見守る」といった行動ルールの周知を行っている。^[7]

加えて、アクティビティガイドラインの配布により、サンゴや他の海洋生物への非侵襲的な利用を徹底している。^[8]

[1] 2.7_1_2026_週報 ウミガメ観察時の注意喚起資料 (p7)

[2] 2.7_2_2026_鹿児島県ウミガメ保護条例 .pdf

[3] 2.7_3_2026_ウミガメ保護監視員について .pdf

[4] 2.7_3_2026_ウミガメ保護監視員について .jpg

[5] 2.7_5_2026_R7 ウミガメ実態調査票（43 与論町）.pdf

[6] 2.7_6_2026_ウミガメ監視区域地図（監視員用）.pdf

[7] 2.7_7_2026_報告書__マリンガイド事業者研修会 .pdf

[8] 2.7_8_2026_ヨロン島_海と陸のアクティビティガイドラインリーフレット .pdf

■ 指標 1 で言及されている、自然および野生生物との相互作用の限界を定義する規制に関する文書をアップロードしてください。その他の補足文書（例：報告書、行動規範の画像など）も追加してください。

Upload documentation of regulations referred to in indicator 1 defining the limits of natural and wildlife interaction. Add any other supporting documentation (e.g. reports, images of codes of conduct etc.) .

- ・ウミガメ保護監視員について .pdf
- ・ウミガメ産卵箇所立て看板 .jpg
- ・報告書__マリンガイド事業者研修会 .pdf

審査員コメント

ウミガメの保護活動は、組織や団体の取り組みにより効果的に管理されています。
制度や枠組みを通じて、自然と野生生物
の保全が進められています。

08

2.8 飼育下動物の福祉

2.8 Captive animal welfare

当観光地には、動物福祉に関する地域、国、および国際的な法律と基準を確実に遵守するためのシステムがあります。野生動物は、許可された適切な設備を備えた者によってのみ、適切に規制された活動のために繁殖または飼育することができます。すべての野生および家畜動物の飼育、ケア、および取り扱いは、動物福祉の最高水準を満たし、効果的に管理されています。

The destination has a system to ensure compliance with local, national, and international laws and standards for animal welfare.

Wild animals can only be bred or held captive, by authorized and suitably equipped persons and for properly regulated activities.

The housing, care and handling of all wild and domestic animals meets the highest standards of animal welfare and is effectively controlled.

- 当該目的地において観光および／または娯楽目的で動物を飼育していない場合には「該当なし」を選択できます。

N/A can only be ticked if no animals are held captive for tourism and/or leisure purposes in the destination.

N/A

- 指標 1：地域規制及び検査に関する文書または報告書があるか

Indicator 1: Document or report on local protocols and inspections available: yes/no.

N/A

- a) 関連する政策枠組みと手段について簡潔に説明し、ウェブリンクを追加すること。

Briefly describe the relevant policy framework and instruments, and add a weblink.

N/A

- b) 娯楽および／または観光目的で飼育されている動物の種類を説明し、関連する方針やガイドラインをどのように実施しているかを説明してください。具体例を用いて説明してください。

Describe which animals are held captive for leisure and/or tourism purposes; and explain how you implement relevant policies and guidelines. Illustrate with examples.

N/A

- 指標 1 で言及されている方針またはガイドラインをアップロードし、その他の関連文書および遵守の証拠（例：地域社会との関与の証明、動物福祉に関する規制の実施状況など）を追加してください。

Upload the policy or guidelines referred to in Indicator 1, add other relevant documents and evidence of compliance (eg. proof of local engagement and implementation of regulations regarding animal welfare)

N/A

審査員コメント

該当なし

（観光目的で動物は飼育されていません）

3.1 騒音

3.1 Noise

騒音は適切に規制され、最小限に抑えられています。観光事業者はもちろん、観光客にも騒音を最小限に抑えるよう奨励しています。

Noise is adequately regulated and minimised; tourism enterprises and visitors are encouraged to minimise noise.

■ 指標 1：騒音問題に関する政策文書、ガイドラインまたは報告書がある

Indicator 1: Policy document, guidelines or report available on noise issues: yes/no.

はい

■ a) 騒音の主な発生源および原因、特に観光・レジャーに関連するものについて列挙せよ。

List the main sources and reasons of noise, especially in relation to tourism & leisure.

- ・住宅内で行われるツアーによるガイドの音声
- ・飲食店営業などに用いられる音響機器音や屋外飲食スペース利用時の声
- ・海岸エリアでのスピーカー利用
- ・観光バス・レンタカー・ドローンなどの機械音

■ b) 騒音問題がどのように規制され最小化されるかを明確化する；具体例を用いて説明せよ

Clarify how noise issues are regulated and minimised; illustrate with examples

- ・ヨロン島観光協会では、観光客による夜間の騒音を抑制するために注意喚起ポスターを作成し、飲食店・宿泊事業者へ配布して店内掲示を行っている。また、会員の店舗（宿泊事業者・飲食店）へ「海と陸のアクティビティガイドライン」を配布し、来訪者へ島のマナーを周知するよう促している。[1][5]
- ・与論町では、「宿泊事業者・飲食店の実施するアクションプラン」にて島民と来島者が快適に過ごせるように島の生活ルールを共有するを行なっている。また、「ヨロン島飲食店ガイドライン」によって、近隣住民に配慮し騒音に注意をはらい管理するよう促している。[2][3]
- ・ヨロン島エコツアーガイド連絡協議会では、自主ルールによって 70db 以上を出さないよう規制を行っており、新人研修や毎年行われる総会にて既存会員に周知を行なっている。[4]

これらの騒音対策に事業者と連携して取り組むことで、観光に伴って発生する騒音の影響を未然に防いでいる。

■ c) 観光事業者や訪問者に騒音を最小限に抑えるよう促す方法を説明し、具体例を挙げて示しなさい。

Explain how you encourage tourism enterprises and visitors to minimise noise, illustrate with examples.

- ・ヨロン島観光協会では、飲食店・宿泊事業者に騒音注意喚起ポスターを配布し、館内掲示を呼びかけている。また、会員事業者へ島内ルールに関するパンフレットを配布し、来訪者や事業者への啓蒙活動により、騒音抑制を促している。[1][5]
- ・ガイド事業者は、自主ルールで案内時の音声基準などの自主ルールを設定し、新人研修や定期研修で周知徹底することで、住宅地周辺での過度な音声案内を防止している。[4][6]

■ 指標 1 で言及されている文書または報告書をアップロードし、その他の関連文書および遵守の証拠（例：騒音ガイドライン、地図および規制、都市計画政策、騒音苦情および違反報告書）を追加してください。

Upload the document or report referred to in Indicator 1, add any other relevant documents and evidence of compliance (e.g. noise guidelines, map and regulations, urban planning policy, noise complaint and infringement reports).

審査員コメント

観光関連事業者に対し、適切な騒音管理を徹底するためのガイドラインを提供しています。
来訪者も含めて、騒音対策が確実に実施されるようにしています。

3.2 光害

3.2 Light pollution

光害が野生生物、住民、観光客の体験に与える影響は適切に対処されています。観光事業者と観光客には、光害を最小限に抑えるよう奨励しています。

Impacts of light pollution to wildlife, resident and visitor experience are adequately addressed. Tourism enterprises and visitors are encouraged to minimise light pollution.

■ 屋外光害に関する政策文書または報告書がある

Policy document or report available on outdoor light pollution: yes/no.

はい

■ a) 主な原因と理由を列挙し、特に観光・レジャー分野との関係について述べる。

List the main sources and reasons, especially in relation to tourism & leisure.

・与論町では、農業による電照菊や夜間の投光器等による光害の報告はあるが、観光由来の光害については住民からの報告がない。

■ b) 光害問題がどのように規制され、最小化されているかを明確化する。具体例を用いて説明する。

Clarify how light pollution issues are regulated and minimised. Illustrate with examples.

与論町では、2019 年度よりナイトタイムにおける新たな観光コンテンツの造成として、星空を地域資源としたアストロツーリズム開発に着手し島内に呼びかけている。取り組みの一環として、「光害対策ガイドライン（環境省）」及び「International Dark-sky Places programme（DarkSky International）」のガイドラインに準拠した防犯灯の設置や公共施設の屋外照明の切り替えを行った。

具体的には、和歌山大学観光学部と連携しながら、町南部に位置する城地区のサザンクロスセンターを中心とした半径 500m 範囲内をモデル地区とし、上方光束比 0、色温度 3,000K 以下の照明に切り替える作業を行い、夜間の上方光漏れを抑制して星空環境の保全を図っている。また一部の公共施設においても、上記のガイドラインに準拠した照明やスイッチ式の照明への取り換えを実施し、光害の最小化に取り組んでいる。[1][2]

■ c) 観光事業者や訪問者が光害を最小限に抑えるよう促す方法を説明し、具体例を示しなさい。

Explain how you encourage tourism enterprises and visitors to minimise light pollution, illustrate with examples.

与論町は、星空ツーリズム推進の一環として光害対策を観光事業者と共有すべき重要課題と位置付け、協力を積極的に奨励している。島内主要リゾート施設では、利用者の安全性や快適性を確保しながら屋外照明の大規模改修を実施し、上方への光拡散抑制や色温度を抑えた照明への転換を行っている。

プリシアリゾートヨロンの照明改修実施後の夜空の明るさ改善は、モニタリング画像によって確認されている。町はこうした先行事例を通じて共有し、他事業者の自主的な光害対策導入を促している。

また、星空ガイド（星のソムリエ）によるツアーや解説を通じ、観光客に対して光害が星空や野生生物、地域文化に与える影響を説明し、不要な照明の消灯やライト使用抑制など訪問者自身が実践できる行動を具体的に案内している。光害対策が施された環境で星空を体験することで、観光客は暗い夜空の価値を実感し、持続可能な観光への意識を高める仕組みとなっている。[3]

■ 指標 1 で言及されている文書をアップロードすること；およびその他の関連文書と遵守の証拠（例：環境報告書、都市計画政策、照明苦情及び違反報告書；夜間照明マップなど）

Upload the document referred to in indicator 1; and other relevant documents and evidence of compliance (e.g environmental report, urban planning policy, light complaint and infringement reports; nocturnal light map etc.)

審査員コメント

光害への効果的な対策は、和歌山大学との包括的な連携協定のもとで実施されています。

3.3 土地利用・計画

3.3 Land use & planning

この地域（観光地）には、開発およびインフラプロジェクトの場所と性質を規制し、環境、経済、社会文化的な影響評価を義務付け、持続可能な土地利用、設計、建設、解体を統合する空間計画ガイドライン、規制、および / またはポリシーがあります。

The destination has spatial planning guidelines, regulations and/or policies which control the location and nature of development and infrastructure projects, require environmental, economic, and socio-cultural impact assessment and integrate sustainable land use, design, construction, and demolition.

■ 指標 1：空間計画に関する規制またはガイドラインを定めた政策文書が整備されている。

Indicator 1: Policy document with regulations or guidelines on spatial planning available: yes/no.

はい

■ a) 空間開発の影響評価に関する関連する（国レベル、地方レベル）空間計画政策および手順を簡潔に説明すること

Briefly describe the relevant (national, local) spatial planning policies and protocols for impact assessment of spatial developments

与論町では、開発およびインフラ事業に対し、法的規制と地域計画に基づいた管理を行っている。

・国立公園内：は、「自然公園法」に基づき、厳格な許可制と環境影響評価が義務付けられています。手続きの概要は「対象確認→申請→審査→許可」です。[1]

・町の景観保全のため「与論町自然保護条例」により、開発行為は景観への影響を評価・管理され、審議会の許可を経て町長が許可する。[2]

・「第6次与論町総合振興計画」(P.170)：では、「秩序ある調和のとれた土地利用」を基本方針とし、人口密度の高い島において、「与論島らしい景観」の構築と調和の取れた土地利用促進のため、土地の利用用途によってゾーニングし、第一次産業振興や公共事業推進と、環境・景観保全との調和を図りながら、住民の理解を得て進めるための基本事業を定めている。[3]

■ b) 国および地方の政策がどのように実施・執行されるかを説明し、具体例を用いて示すこと。

Explain how the national and local policies are implemented and enforced. Illustrate with examples.

国立公園内においては自然風景を保護するため、「自然公園法」に基づく申請または届出の手続きを経ることで各種の開発行為に要件を定め、建物の高さや色などを規制することで、自然風景の維持を図っている。主に国の法律および町の総合計画に基づく枠組みの中で管理され、環境および景観への配慮を前提とした持続可能な土地利用を推進している。

それに伴い、「与論町第6次総合振興計画」の理念にある「与論島らしい景観」に沿っているかという点にも判断が必要である。与論町では、農村景観地域や集落景観地域などのゾーニングを設定し、条例に基づき環境および景観に配慮した土地利用によるまちづくりを実施している。

また、「与論町空き家バンク制度」を活用し、空き家の流動化を促進するとともに、定住促進および地域活性化を図っている。[4]

■ サポートドキュメントをアップロードできます。

You may upload any supporting documents.

[1] 自然公園法手続き概要

[2] 与論町自然保護条例

[3] 第6次与論町総合振興計画（与論島らしい景観）(p.170)

[4] 与論町空き家バンク制度

審査員コメント

「景観保全地区」などの指定状況を明示する必要があります。
「文化遺産保全地区」、「海洋保全地区」および「熱帯植物保全地区」
町の自然環境保全条例に基づき、指定状況を明示する必要があります。
今後、この情報を観光影響評価シート（1.6 項目）に記載することが推奨されます。

3.4 水源確保

3.4 Water sourcing

この観光地の水資源とその利用は適切に管理・監視されています。水に関するリスクは評価され、文書化されています。水に関するリスクが存在する場合、観光による水の利用が地域社会や生態系の水のニーズを脅かさないように、企業と協力して水の管理目標を特定し、積極的に追求しています。

The destination's water resources and usage are adequately managed and monitored. Water risks are assessed and documented. If water risks exist, water stewardship goals are identified and actively pursued with enterprises, to ensure that water use by tourism does not jeopardise the water needs of local communities and ecosystems.

■ 指標 1：水リスクおよび（淡水）水資源の管理を目的とした政策文書がある。

Indicator 1: Policy document available aimed at management of water risks and (fresh) water resources: yes/no.

はい

■ 指標 2：水資源に関するモニタリング報告書がある

Indicator 2: Monitoring report available of water resources: yes/no.

はい

■ a) 淡水の供給源、管理方法、監視方法について説明しなさい。

Explain how freshwater is sourced, managed and monitored.

与論町の水資源は、計 9 か所の地下水（原水）を水源地から取水し、1 箇所の浄水場で集水・浄水処理されている。与論町水道課が管理運営を行っており、与論町水質検査計画に基づき、毎日の浄水検査に加えて、年に 1 回、各水源を 39 項目に渡り検査し、町広報誌や町の HP に掲載して情報の共有を行っている。[1]

■ b) 水リスクを説明し、これらのリスクがどのように評価・文書化されているかを記載すること。特定された水管理目標と、企業がこれらを積極的に追求している方法を説明すること。

Describe any water risks, and how these risks are assessed and documented. Explain what water stewardship goals have been identified and how these are actively pursued with enterprises.

1. 水源と水リスク

与論町は離島という属性上、水源の 100% を地下水に依存しており、以下の水リスクが存在する。

- ・ 硝酸性窒素濃度上昇の可能性：地下水における硝酸性窒素濃度の数値上昇に対する懸念がある。
- ・ 塩分濃度上昇の可能性：降水量が少ない年には、地下水の汲み上げ量が過剰になり、地下水への海水侵入による塩水化が進む懸念がある。

2. 水リスクの評価・文書化・モニタリング

「水道ビジョン」「水道事業経営戦略」「水質検査計画書」に基づき、定期的な水質検査や地下水位のモニタリングを通じて、水質や水量の変動を把握し、継続的なリスクの評価と文書化を行っている。検査結果を公表し、水質の安全性について発信している。

3. 水管理目標と企業との連携

与論町は「上質な水をつくり、信頼される水道を目指して」という目標を掲げた「水道ビジョン」を策定し、「信頼性・満足度の向上」や「環境保全対策の強化」などを目標としている。以下の対策により、水資源の保全と持続可能な利用を行政と企業が一体となって推進している。

- ・ 淡水化施設の整備：1999 年より、地下水の塩水化リスクに対応するための淡水化施設の整備を推進。これにより、安定した水供給能力の確保を図っている。
- ・ 企業との連携による水管理目標の追求：観光事業者等の関連企業とは、水資源の持続可能な利用に向けて密接に連携している。具体的には、観光客や事業者全体に対し、水の大切さを啓発し節水を促すステッカー配布や、観光関連施設に

おける多量な水使用については事前申請を行うルールにより、地域の水需給バランスの管理を行っている。

c) 観光による水利用が、地域社会や生態系の水需要を脅かさないようにどのように確保されているかを説明すること。

Explain how it is ensured that water use by tourism does not jeopardise the water needs of local communities and ecosystems.

- ・与論町では、与論町宿泊事業者・飲食店に「サステナブルガイドライン」にて、事業者に節水や雨水の活用について啓蒙しており、年に1回各事業者毎にガイドラインのアセスメントを実施している。[2]
- ・与論町では、宿泊施設の改修・新設を行う際に水道需給状況を説明し、過度な水使用設備（プール等）の新設抑制や節水システム導入を推奨しており、節水システム導入時には補助金を交付している。[3]
- ・ヨロン島観光協会は「節水」ステッカーを来訪者や事業者配布・掲示し、観光客にも島の水資源が有限であることを周知することで、来訪者行動による水使用抑制を促している。[4]

指標1 および2 で言及されている補足書類（例：水源計画）をアップロードしてください。水問題の監視および対応方法（例：水消費量削減のための措置や規制）を示す書類があれば追加してください。

Upload any supporting documentation (e.g. water sourcing plan) referred to in indicators 1 and 2; add any documentation presenting how water issues are monitored and addressed (e.g. measures and regulations to reduce water consumption)

審査員コメント

水道ビジョンや水道事業運営方針へのリンクは提供されていますが、水質検査計画なども含めて、住民や来訪者には情報が非常に分かりにくい状況です。次回の監査では、省水型設備導入事業補助金の実績や、年間評価を受けた「与論町宿泊・飲食サービス持続可能ガイドライン」運営事業者の一覧も併せて添付する必要があります。節水機器導入事業の成果や、毎年評価を受けた運営事業者一覧「与論町宿泊・飲食サービス持続可能ガイドライン」に基づく次回監査時の資料

3.5 水消費量の削減

3.5 Water consumption reduction

観光地内での水消費量を削減するための定量的な目標が設定され、節水対策を含む戦略が実施されています。

Quantitative goals are set to reduce water consumption within the destination and a strategy with water-saving measures is implemented.

■ 指標 1：水消費量削減を目的とした政策文書がある

Indicator 1: Policy document available aimed at reducing water consumption: yes/no.

はい

■ a) 水使用量がどのように監視され、どのような節約対策が実施されているかを説明すること。

Explain how water consumption is monitored and which saving measures are implemented.

- ・ 与論町では、「与論町水道事業給水条例第 23 条及び第 25 条」により、水の使用量の検針を毎月実施することで、家庭・事業所を含む水消費量の継続的なモニタリングが行われている。
また、同条例第 24 条により、プールなど一時的に多量の水道を使用する施設は、与論町水道課への届出、承認を義務付けることで、突発的な大量取水を管理し、地域の水需給バランスへの影響を抑制している。[1]
- ・ 与論町を含む奄美群島 9 自治体では、水道メーターの遠隔検針サービスの実証実験を実施しており、漏水トラブルの早期発見など、水資源の損失防止対策を進めている。[2][3]

■ 指標 1 に記載された戦略およびその他の関連文書をアップロードしてください。

Upload the strategy described in indicator 1 as well as any other relevant documentation.

[1] 与論町水道事業給水条例

[2] 水道メーターの遠隔検針サービスの実証実験

3] 日経 BP __実証実験

審査員コメント

水使用量の削減に関する具体的な目標や方針は記載されていません。

3.6 水質監視と対応

3.6 Water quality monitoring & response

飲料用、レクリエーション用、生態系保護用の水質が適切に監視され、その結果は公に公開されており、水質問題に迅速に対応できる体制が整っています。

Water quality for drinking, recreation and ecological purposes is adequately monitored, the results are publicly available and there is a system to respond in a timely manner to water quality issues.

■ 指標 1：水質（飲用、レクリエーション、生態学的目的）モニタリング報告書がある

Indicator 1: Water quality (for drinking, recreation, and ecological purposes) monitoring report available: yes/no.

はい

■ a) 飲用、レクリエーション、生態学的目的のための水質がどのように監視されているかを説明しなさい。

Explain how water quality for drinking, recreation and ecological purposes is monitored.

- ・ 与論町は「与論町水質検査計画」を策定し、定期的な水質検査を実施することで安全基準への適合状況を継続的に監視し、検査結果を公表している。[1][2]
- ・ 鹿児島県は、与論島を含む海水浴場において海水の水質調査を実施している。大腸菌群数や水の透明度等の指標によりレクリエーション水域の安全性を評価し、結果を鹿児島県公式ホームページで公開することで、観光客が安全に海洋環境を利用できる体制を整えている。[3]
- ・ 与論町では、島の地下水循環や生態系への影響を把握するため、探究授業において小中高校生と連携し水質調査を実施しており、水環境の変化を継続的に観察するとともに、次世代への環境教育と意識向上を図っている。[4][5][6]

■ b) 水質モニタリング結果の公表方法について説明すること（例：関連ウェブページへのリンクを提供すること）。

Explain how water quality monitoring results are published (e.g. provide link to relevant webpage).

- ・ 「与論町水質検査計画」に基づき、毎日検査（5項目）、1か月に一度の検査（11項目）、3ヶ月に一度の検査（25項目）、1年に一度の検査（39項目）3年に一度の検査（51項目）を実施している。水質検査結果については、町広報誌および与論町公式ホームページに掲載しており、住民だけでなく来訪者も自由に閲覧できる形で提供されている。[1 (p.7)][2]

■ c) 水質問題が発生した場合に対応するための体制について説明してください。

Explain the system in place aimed at responding to water quality issues if they were to arise.

- ・ 水道水質の安全性を確保するため、水質検査を水道法に基づき実施し、精度の高い検査実績を有する県内の水質検査登録機関へ委託している。水源水質の悪化や異常が認められた場合には、速やかに臨時の水質検査を実施し、安全性の確認を行う。
- ・ 水質検査の結果、水質に異常が判明した場合は、直ちに給水を停止するとともに、給水区域の需要者に対して給水停止の広報を行い、必要に応じて給水車による応急給水を実施する。
- ・ これらの水質管理および緊急対応を円滑に実施するため、与論町水道課を中心として水質事故発生時に迅速な情報共有と対応が行える体制を整えている。[1 (p.1)]

■ 指標 1 で言及されている補足書類（例：最近の水質モニタリング報告書）をアップロードし、その他の証拠を追加してください。

Upload supporting documents referred to in indicator 1 (e.g. a recent water quality monitoring report); add any other evidence of compliance.

審査コメント

日本における水質管理は制度としてしっかりと確立されています。また、水質検査結果の情報提供については、水道法第 24 条の 2 に基づいて行われています。今後の参考資料として、該当する法令も添付しています。

3.7 廃水処理

3.7 Waste water treatment

この観光地には、浄化槽や排水処理システムの設置場所、維持管理、排水検査に関する明確で強制力のあるガイドラインがあります。この観光地は、廃棄物が適切に処理され、再利用されるか、または地域住民や環境に悪影響を与えることなく安全に放出されることを保証します。

The destination has clear and enforced guidelines in place for the siting, maintenance and testing of discharge from septic tanks and wastewater treatment systems. The destination ensures that wastes are properly treated and reused or released safely without adverse impacts on the local population and the environment.

■ 指標 1：廃水処理に関する政策文書または報告書がある

Indicator 1: Policy document or report available on wastewater treatment: yes/no.

はい

■ 指標 2：自国における少なくとも二次処理レベルまで処理された廃水の平均割合（出典と年次を明記すること）

Indicator 2: average % of your country's wastewater treated to at least secondary level (add source and specify year)

国土交通省（2024 年度）

汚水処理人口普及率 全国平均：93.7% [1]

■ 指標 3：目的地における二次処理以上の処理が行われた廃水の割合（年を明記）；2000 年または 2010 年以降の推移情報を追加。

Indicator 3: % of your destination's wastewater treated to at least secondary level (specify year); add trend info since 2000 or 2010.

60.5% (2024 年度) [2]

■ a) 廃水に関する課題、特に観光・レジャーに関連するものを列挙する。

List challenges regarding wastewater, especially in relation to tourism & leisure.

- ・与論町では、公共下水道や下水処理施設がごく一部の地域しか対象となっておらず、町全体への整備はされていない。浄化槽もしくは汲み取り方式となり、合併浄化槽への転換促進を行っているが、単独浄化槽による公共用水域の汚濁、水路の悪臭等で周辺の生活環境への影響が懸念される。
- ・与論町の主な産業が農畜産業であり、農畜産による廃水の海の汚染が心配されている。

■ b) 国および地方の政策がどのように実施・執行されるかを説明してください。排水に関する問題点を明確にし、それらをどのように解決しているかを示してください。具体例を用いて説明してください。

Explain how national and local policies are implemented and enforced. Clarify any wastewater issues, how you solve them. Illustrate with examples.

- ・「水質汚濁防止法」「下水道法」「建築基準法」により、床面積 420㎡以上の飲食店等の特定施設にはグリーストラップ設置（油脂分 30mg/L 以下）が義務付けられている。[3][4][5]
- ・与論町は「生活排水処理施設整備計画」および「循環型社会形成推進地域計画」に基づき、汚水処理人口普及率を令和 11 年度に 96.5%、令和 18 年度には 100%とする目標を設定している。下水道整備と浄化槽普及を進め、排水の適切な処理に取り組んでいる。[6][7]
- ・与論町は、合併処理浄化槽設置を推進しており、設置支援のため浄化槽設置整備の補助金を交付することで住民や事業者の負担軽減を図っている。設置後は浄化槽法に基づく保守点検・清掃・法定検査の実施を指導し、排水が適切に処理され安全に放流される体制を確保している。[8][9]

c) 観光事業者が排水による影響を軽減するために、どのように関与しているか（関与している場合）を説明してください。特に、観光施設で使用される浄化槽に関する規制について説明してください。

Explain if and how you engage (tourism) enterprises to reduce impacts from their wastewater. Especially explain any regulations on septic tanks used by tourist facilities.

・建築基準法施行令（第32条第1項）に基づく「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準」により、飲食店・宿泊施設などは一般家庭よりも処理能力の大きい浄化槽の設置が義務付けられている。これにより、観光事業者は開業・改築時に適正規模の浄化槽を設置することが制度的に求められている。[10]

・与論町浄化槽設置整備事業補助金制度により、合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助し、観光事業者を含む設置者の導入を促進している。与論町環境課が相談・申請窓口となり、事業者と連携して浄化槽の設置・維持管理の普及を図っている。[11]

これらの法令に基づく設備基準や補助制度を通じて、適正な排水処理設備の設置・維持管理に努め、適切な排水処理の普及を図っている。

指標1の文書または報告書をアップロードし、その他関連する文書や、浄化槽の点検報告書、割り当てられた排水処理施設の許可証の記録など、コンプライアンスの証拠となるものを追加してください。

Upload the document or report of indicator 1, add any other relevant documents and evidence of compliance such as septic tank inspection reports; records of permits for wastewater treatment facilities that have been allocated etc.

[1] 令和6年度末の污水处理人口普及状況について

[2] 都道府県別污水处理人口普及状況

[3] 水質汚濁防止法

[4] 下水道法

[5] 建築基準法

[6] 与論町生活排水処理施設整備中期計画（10年概成）

[7] 与論町循環型社会形成推進地域計画（第4期）

[8] 与論町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

[9] 与論町合併処理浄化槽設置推進要綱

[10] 建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準

[11] 広報よろん _ 浄化槽設置整備事業補助金募集

審査員コメント

計画では目標が示されていますが、補助金以外の達成方法が明確にされていません。

その点が示されていない状況です。

今後、浄化槽設置補助金の年度ごとの支出実績や将来の見通しを明らかにする必要があります。

浄化槽設置補助金について、今後の動向や年ごとの結果を示すことが求められます。

3.8 固形廃棄物の削減

3.8 Solid waste reduction

固形廃棄物を削減するための定量的な目標が設定され、適切に監視および報告されています。プラスチックや使い捨てアイテム、食品廃棄物の削減または排除に特に注意が払われています。

Quantitative goals to reduce solid waste are set, and adequately monitored and reported on. Special attention is paid to eliminating or reducing plastic and single-use items and food waste.

■ 廃棄物削減に関するポリシー文書または報告書はありますか？：はい / いいえ

Indicator 1: Policy document or report available on destination waste reduction: yes/no.

はい

■ 使い捨てプラスチックの削減を目的としたポリシー文書はありますか？：はい / いいえ

Indicator 2: Policy document available aimed at reducing single-use plastic: yes/no.

はい

■ a) あなたの廃棄物管理ポリシーを要約し、廃棄物削減のために設定された定量的な目標を具体的に示してください。

Summarise your waste management policy, specify which quantitative goals have been set for waste reduction.

与論町は長期（10年間）(p.23) と短期（毎年度）の一般廃棄物処理計画を策定しており、実現するために5つの基本方針を掲げている。[1][2]

- ① 町における方策の推進
- ② 町民によるごみの排出抑制・減量化の推進
- ③ 事業者によるごみの排出抑制・減量化の推進
- ④ 再利用の促進及び再生品の利用促進
- ⑤ ごみ減量・資源化の啓発活動の充実

< 定量的目標（2014年実績に対し、2025年度目標）> ([1] p.25)

- ・ごみの総排出量：26%削減（2,302t → 1,714t）
- ・1人1日当たりのごみ排出量：10%削減（1,160g → 1,044g）
- ・再生利用率（リサイクル率）：7.2%向上（343t → 379t）
- ・最終処分率：0.4%削減（244t → 175t）

■ b) 目標をどのように監視し、報告しているかを説明し、監視レポートを参照してください。

Explain how you monitor and report on your goals, refer to monitoring reports.

・「一般廃棄物処理計画」を毎年更新し、目標値を定めている。

粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみについては、委託業者からリサイクルセンターへ収集し、選別・計測の上、島内外事業者に引き渡しを行い、最終処分やリサイクルを実施している。

可燃ごみについては、町民の持ち込みや委託業者よりクリーンセンターへ収集、選別、計測し、焼却処理を行う。[2]

・計測結果については、県に報告、公表するとともに、評価結果を閲覧できるようになっている。計測結果は、環境課にて管理しているため、目標達成状況を継続的に評価し、計画の見直しの際などに活用することが可能となる。[3][4]

c) 観光における使い捨てプラスチックなどのアイテムを排除するための取り組みについて説明してください。

Describe your efforts to eliminate single-use plastics a.o. items in tourism.

- ・与論町では、飲食店や宿泊施設などを対象に、事業者ガイドラインの周知や勉強会を実施した上で、観光事業者から来訪者へ、マイバッグやマイボトルの利用促進や、使い捨てアメニティ削減への協力を要請しており、使い捨てプラスチック削減行動を事業者と共同で推進している。[5][6]
- ・宿泊施設や飲食店に対し、不要なテイクアウト容器やカトラリーの提供抑制を奨励することで、観光客の行動変容を促進している。[7]
- ・ヨロンマラソン等のイベント開催時には、紙コップの利用を促進し、ペットボトルを削減している。[8]

d) 観光部門における食品廃棄物を削減するための取り組みについて説明してください。

Describe your efforts to reduce food waste in the tourism sector.

- ・与論町では、漁協・鹿児島大学・宿泊事業者・特産品事業者と連携し、豊漁時に市場出荷ができない魚を活用できるようなメニュー開発や加工特産品へ活用する商品開発支援を実施している。これにより水産物の未利用廃棄を削減し、観光消費への活用と食品ロス削減を両立している。[9]
- ・宿泊データ分析システムの活用により、飲食店がリアルタイムで来訪者数の把握が可能となるため、食材仕入量の適正化が可能となり過剰調理の削減することで、食品廃棄物の発生を抑制している。[10]
- ・ヨロン島観光協会では、地産地消推進と合わせて、規格外野菜の無人販売所情報を提供し、農産物の流通促進を支援している。[11]

指標 1 と 2 で言及されている文書や報告書、およびその他の関連文書(例:削減目標に関するモニタリング報告書、プラスチックや使い捨てアイテムの削減、食品廃棄物に関する取り組みに関する報告書)をアップロードしてください。関連するページを参照してください。

Upload the documents or reports referred to in indicators 1 and 2, and any other relevant documents (e.g reports on monitoring in relation to the reduction goals; and on your efforts to reduce plastic and single-use items and food waste. Refer to the relevant pages).

- [1] 与論町一般廃棄物（ゴミ）処理基本計画（10 年計画）(p.23)
- [2] 令和 6 年度一般廃棄物処理計画
- [3] 廃棄物処理量計測結果．（p.4）
- [4] 与論町循環型社会形成推進地域計画（第 4 期）(p.12)
- [5] 報告書_ 宿会研修会
- [6] 宿泊事業者・飲食店サステナブルガイドライン
- [7] 使い捨てアメニティ設置．
- [8] ヨロンマラソン_ 紙コップ利用．
- [9] シマの海に未来を
- [10] モバイルチェックイン導入
- [11] 無人販売所

審査コメント

基本計画の最終年度は 2025 年度となっており、次期計画が現在策定中です。
廃棄物管理における数値目標の達成状況は、年間のごみ処理計画からは把握できません。
年間ごみ処理計画のみでは、達成度の確認が困難です。

Waste and recycling

09

3.9 廃棄物の分別とリサイクル

3.9 Waste separation & recycling

廃棄物を分別するための定量的な目標が設定され、適切に監視および報告されています。産業廃棄物を含むすべての廃棄物は、埋め立てを回避するために適切に分別および処理され、廃棄物を種類別に効果的に分別する多分別収集およびリサイクルシステムが提供されています。

Quantitative goals to separate waste are set, and adequately monitored and reported on. All waste including industrial waste is adequately separated and treated in order to divert it from landfills, with provision of a multi-stream collection and recycling system which effectively separates waste by type.

■ 廃棄物の分別とリサイクルに関するポリシー文書または報告書はありますか？：はい / いいえ

Indicator 1: Policy document or report available on waste separation & recycling: yes/no.

はい

■ 全国平均の廃棄物リサイクル率と堆肥化率（年を指定）；過去のデータを追加してください。

National average % of waste that is recycled and composted (specify year); add historical data

環境省（2023 年度）
リサイクル率：19.5%

■ （例：有機物、紙、ガラス、プラスチックなど）分別収集された廃棄物の行き先別割合（年を指定）；2000 年または 2010 年以降のトレンド情報を追加してください。

Destination % of waste collected separately in (e.g. organic, paper, glass, plastic; specify year); add trend info since 2000 or 2010.

資源化量（2022 年度）

紙類 23.9%	金属類 11.8%	容器包装プラ 11.0%	ガラス類 10.1%
溶融スラグ 8.0%	セメント原料化 7.2%	ペットボトル 5.2%	固形燃料 3.7%
布類 1.9%	肥料 1.8%	紙製容器包装 1.4%	燃料 0.8%
山元還元 0.7%	その他プラ 0.3%	製品プラ 0.2%	セメント工場直投 0.2%
紙パック 0.1%	飼料 0.1%	廃食用油 0.1%	その他 11.2%

■ a) 最近の傾向に関連して、どのような定量的な目標が設定されているか具体的に示してください。

Specify which quantitative goals have been set, in relation to recent trends.

- ・ 国、鹿児島県の目標値を踏まえながら、「与論町循環型社会形成推進地域計画（第 4 期）」に基づき、一般廃棄物減量のための数値目標を設定している。[1] (p.4)
- ・ 総資源化量 336t（2022 年度）→ 284t（2029 年度）
- ・ 埋立最終処分量 206t（2022 年度）→ 173t（2029 年度）

■ 目標をどのように監視し、報告しているかを説明し、参考となる情報源（ウェブリンク）があれば示してください。

Explain how you monitor and report on your goals, refer to any sources (weblink).

- ・ 「一般廃棄物処理計画」を毎年更新し、目標値を定めている。ペットボトルについては、委託業者から資源ごみとしてリサイクルセンターへ収集し、選別・計測の上、島外事業者に引き渡しを行い、リサイクルを実施している。[2]
- ・ 計測結果については、県に報告し公表するとともに、評価結果を閲覧できるよう、環境課にて管理している。[3]

<https://www.yoron.jp/list00004.html>

c) すべての廃棄物が適切に分別され、処理される仕組みについて説明してください。

Explain how all waste is adequately separated and treated.

廃棄物は「一般廃棄物処理計画」に則して、分別・収集・運搬され、与論町清掃センターや与論町リサイクルセンターで適切に処理されている。[2]

・産業廃棄物の処理については、与論町の HP にて産業廃棄物処理事業者を案内している。[4]

指標 1 に関する文書または報告書、およびその他の関連文書（例：廃棄物管理計画およびモニタリング報告書。関連ページを参照）をアップロードしてください。

Upload the document or report of indicator 1 and other relevant documents (e.g. waste management plans and monitoring reports, refer to the relevant pages).

[1] 与論町循環型社会形成推進地域計画（第 4 期）

[2] 令和 6 年度一般廃棄物処理計画

[3] 廃棄物処理量計測結果 .pdf

[4] ごみの出し方について

審査員コメント

3.8 基準と同様に、目標達成に向けた進捗管理が示されていません。

また、一般廃棄物処理計画に関する測定結果の公開状況も明らかではありません。

廃棄物処理計画に関する測定結果の開示状況が確認できません。

一方で、PET ボトルや使い捨てコンタクトレンズの空ケースのリサイクルも進められています。

使い捨てコンタクトレンズの空ケースもリサイクルの対象です。

Waste and recycling

10

3.10 廃棄物処理

3.10 Waste disposal

再利用またはリサイクルされない残りの固形廃棄物は、安全かつ持続可能な方法で処分されます。

Any residual solid waste that is not reused or recycled is disposed of safely and sustainably.

■ 指標 1: 残余固形廃棄物の処分に適用される規制を記述した文書はありますか? : はい / いいえ

Indicator 1: Documentation available describing applicable regulation for disposal of residual solid waste: yes/no.

はい

■ a) 消費者から廃棄物管理プラントまでの廃棄物処理プロセスを要約し、残余廃棄物がどのように処分されるかを説明してください。例を挙げて説明してください。

Summarise the waste disposal process from consumer to waste management plant, and explain how residual waste is disposed of. Illustrate with examples.

与論町では「与論町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づいて、廃棄物が分別され、排出されている。分別種類は、①燃えるごみ、②資源ごみ、③その他ごみ、④粗大ごみの 4 種類である。①燃えるごみは与論町清掃センターのごみ焼却処理施設で焼却処分の上、その焼却残渣は与論町一般廃棄物最終処分場で埋立処分される。②資源ごみ、③その他ごみ、④粗大ごみは与論町リサイクルセンターで破碎・選別・圧縮処理を行い、資源化されている。最終処分所は適正な維持管理、周辺環境に配慮した管理・運営を行いつつ、最終処分量の減量を図ることで、施設の負荷低減・長寿命化を推進している。[1]
[2 (p.3-9)]

■ 指標 1 で言及されている廃棄物処理施設の補足資料または写真（説明付き）をアップロードしてください。

Upload any supporting documentation or pictures (with description) of waste processing facilities, as referred to in indicator 1.

[1] 与論町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

[2] 与論町一般廃棄物処理基本計画

審査員コメント

廃棄物は最終処分まで適切に管理されています。

Waste and recycling

11

3.11 ポイ捨て

3.11 Littering

特に人気の公共の場所や地域において、訪問者を含むポイ捨てに対処するための対策が講じられています。

Measures are taken to address littering, including by visitors, especially in popular public places and areas.

■ ポイ捨ての問題に対処するポリシー文書はありますか？：はい / いいえ

Indicator 1: Policy document available addressing the issue of littering: yes/no.

はい

■ a) 目的地でのポイ捨てに対処することを目的とした対策、プロジェクト、またはキャンペーンについて説明してください。

Describe any measures, projects, or campaigns aimed at addressing littering in the destination.

与論町では、島内でのポイ捨てに対処するため、以下の条例及び活動を推進している。

1. 「ごみのない島さわやか条例」に基づく法的規制と啓発

- ・ 第 4 条において、住民および来訪者によるポイ捨て行為を禁止している。
- ・ 第 5 条において、観光事業者に対し、観光客へのポイ捨て防止啓発を行う責務を規定しており、宿泊施設・飲食店等を通じて島全体での環境美化意識の向上を図っている。
- ・ 本条例は町公式サイトおよび広報誌で公開されており、住民・観光客が規制内容を確認できる体制が整えられている。[1]

2. 地域全体での清掃活動と環境美化の促進

- ・ 条例第 4 条に基づき、町民の責務として環境美化促進のための地域清掃活動への参加が位置づけられており、月に一度の地域清掃行事（こども会での実施等を含む）や、ビーチクリーン活動などが地域団体によって継続的に実施されている。観光利用が集中する海岸・観光施設周辺の清掃が行われることで、観光地でのポイ捨て抑止に直接寄与している。
- ・ 住民による植生保護活動も実施されており、島の自然環境保全・美化にも貢献している。[2][3]

■ 指標 1 で言及されているドキュメントをアップロードしてください。写真、会議への招待状、議事録、キャンペーンやイベントの資料、モニタリングレポートなどの証拠となるものを追加してください。

Upload the documentation referred to in indicator 1; add any supporting evidence such as pictures, invitations to meetings, meeting minutes, materials for campaign and event and monitoring reports.

[1] ごみのない島さわやか条例

[2] ポイ捨て禁止看板

[3] 町民清掃活動

審査員コメント

地域の清掃活動や月例行事などの実施状況を示す証拠書類が提出されています。
毎月実施されている地域の清掃活動（子ども会によるものも含む）
次回の監査時には、ビーチクリーンなどの活動も対象となります。

3.12 温室効果ガスと気候変動緩和

3.12 GHG emissions and climate change mitigation

目的地は、公共部門および観光部門からの温室効果ガス排出量を削減するための目標を設定し、監視しています。また、これらの目標を達成するための緩和政策と行動を実施し、その実施状況を報告しています。

The destination sets and monitors targets to reduce greenhouse gas emissions from public and tourism sectors and implements and reports on mitigation policies and actions to meet these targets.

■ 公共部門および観光部門からの温室効果ガス排出量削減を目的としたポリシー文書はありますか？：はい / いいえ

Indicator 1: Policy document available aimed at reducing greenhouse gas emissions from public and tourism sectors: yes/no.

はい

■ a) 関連するポリシーを参照し、公共部門および観光部門からの温室効果ガス排出量を削減するためにどのような目標が設定されているかを説明してください。

Refer to the relevant policies and explain what targets have been set to reduce greenhouse gas emissions from public and tourism sectors

・与論町は、航空会社や電力会社などが参画する「与論空港脱炭素化推進協議会」を設置しており、2030 年度までに2013 年度比で温室効果ガス排出量を 46%削減することを目標としている。[1]

・「与論町観光振興計画」に基づき、与論町とヨロン島観光協会は、短期滞在型から長期滞在型への転換を目指した観光施策を推進している。長期休暇やワーケーション等の滞在型コンテンツを拡充し、平均滞在日数の増加を図ることで、観光客 1 人あたりの航空機・船舶の利用回数（移動回数）を抑え、CO2 排出量の削減につなげる狙いがある。[3]

さらに、年度ごとの KPI として「平均滞在日数」を設定し、平均宿泊数の増加を目標としている。[4]

■ b) これらの目標を達成するためにどのような行動が取られてきたかを説明し、例を挙げて説明してください。

Describe what actions have been taken to meet these targets; illustrate with examples.

「与論空港脱炭素化推進協議会」は 2025 年に設立され、鹿児島県、与論町、電力会社、国土交通省航空局などが参画している。同協議会では、空港照明の LED 化、再生可能エネルギーの導入、車両由来排出の削減などの施策を検討しており、進捗管理や報告も協議会内で行われている。[1][2]

・長期滞在型観光を推進することで、離島への渡航回数（移動回数）を抑え、交通由来の CO2 排出削減に貢献している。さらに、航空機より CO2 排出が少ない船舶利用を促進するため、沖縄北部との連携や、奄美群島を巡る船旅ツアーの造成など、船の利用を後押しする取り組みを進めている。[3].[7][8]

・街路灯を省エネ性能の高い LED へ切り替える（与論町 星空観光推進モデル地区指定）[5]

・低 CO2 排出車両の普及と新しい観光スタイルの創出に向けて、電動キックボード導入の実証実験や EV 充電ポートの設置を実施している。[6]

■ 指標 1 で言及されているポリシー文書をアップロードしてください。その他の補足資料（例：年次気候報告書、緩和政策、行動計画、モニタリング証拠）も追加してください。

Upload the policy document referred to in indicator 1; add any other supporting documentation (e.g. annual climate report, mitigation policies, action plans, monitoring evidence).

[1] 与論空港脱炭素化推進協議会（第 1 回）議事概要 .pdf

[3] 与論町観光振興計画（長期ステイ推奨）(p.27)

[5] 与論町星空観光推進 _ モデル地区設定

[2] 与論空港脱炭素化推進協議会（第 2 回）議事概要 .pdf

[4] 与論町観光振興計画（平均泊数増加）(p.58)

[6] 奄美新聞 _ 電動キックボード実証実験スタート

審査員コメント

与論空港脱炭素推進協議会など、個別で進められている取り組みもありますがには言及されていますが、町全体として包括的な気候変動政策は策定されていません。

13

3.13 移動に伴う輸送部門の排出量削減

3.13 Reducing transport emissions from travel

目的地は、目的地への旅行および目的地内の移動による輸送排出量を削減するための目標を設定し、観光がもたらす大気汚染と気候危機への貢献を減らすために、これらの目標を監視しています。

The destination has targets to reduce transport emissions from travel to and within the destination and monitors these in order to reduce the contribution of tourism to air pollution and the climate crisis.

■ 目的地への、および目的地からの輸送排出量を削減するためのポリシー文書またはレポートはありますか？ はい / いいえ。

Indicator 1: Policy document or report available on reducing transport emissions to and from the destination: yes/no.

はい

■ 地域の輸送排出量に関するポリシー文書またはレポートはありますか？ はい / いいえ。

Indicator 2: Policy document or report available on local transport emissions: yes/no.

はい

■ a) 旅行による温室効果ガスへの影響に関連する国の政策目標と手段について、簡単に説明してください（関連するページ / セクションを参照）。

Briefly clarify the national policy targets and instruments related to GHG impacts from travel (refer to relevant pages/sections).

日本の目標：2050 年までにカーボンニュートラル実現

- ・ 2030 年度までに 2013 年度比：46% 削減
- ・ 2035 年度：までに 2013 年度比：60% 削減

(運輸部門) 2030 年度までに 2013 年度比：35% 削減

・ 運輸分野では、電気自動車・燃料電池車の普及促進、公共交通へのモーダルシフト推進、航空分野での持続可能な航空燃料導入、港湾・船舶の低炭素化を進めている。これらは観光客の国内移動・離島航路・航空利用に伴う排出削減に直接寄与する施策である。[3]

・ 観光分野では、観光庁が「持続可能な観光推進方針」および「日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTS-D)」を策定し、低炭素移動の促進、長期滞在型観光の推進、環境配慮型事業者認証を通じて旅行由来排出削減を支援している。[2]

・ 「地球温暖化対策計画」に基づき毎年モニタリングされ、排出削減の進捗・達成状況が継続的に点検・公表されている。[1]

■ b) 目的地への、および目的地からの旅行による排出量を削減するために、どのような目標が設定されていますか？また、それらをどのように監視および評価しますか？

Specify which targets have been set to reduce emissions of travel to and from the destination, and how you monitor and evaluate these.

「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」[4] (p.59-60)

鹿児島県の目標：2050 年度までにカーボンニュートラル実現

- ・ 2030 年度までに 2013 年度比：46% 削減

(運輸部門) 2030 年度までに 2013 年度比：26% 削減

・ 毎年度、温室効果ガス排出量を推計し、計画に基づく対策の実施状況について把握し、鹿児島県地球温暖化対策推進本部等において評価・点検し、必要に応じて対策を見直す。あわせて、県のホームページ等に公表する。[4] (p.98)

c) 目的地への、および目的地からの旅行による排出量削減を目的とした目標を達成するために、どのような政策が策定されていますか？

Clarify what policy has been developed to meet the targets aimed at reducing emissions of travel to and from the destination.

・運輸部門では、次世代自動車の普及や燃費改善、トラック輸送の効率化、船舶の省エネルギー化等による削減効果を見込んでいる。[3] (p.60)

d) 地域での移動による排出量を削減するために、どのような目標が設定されていますか？また、それらをどのように監視および評価しますか？

Specify which targets have been set to reduce emissions from local travel, and how you monitor and evaluate them.

・与論島への主要アクセス手段である航空交通について、与論空港脱炭素化推進協議会が設置され、国土交通省が掲げる目標に習い、2030年度までに2013年度比で温室効果ガス排出量を46%削減することを目標としている。これにより、観光客の移動に伴う輸送由来排出量削減を推進している。[5]

e) 目的地内の地域での移動による排出量削減を目的とした目標を達成するために、どのような政策が策定されていますか？

Clarify what policy has been developed to meet the targets aimed at reducing emissions from local travel within the destination.

・ヨロン島への上陸手段は、船と飛行機に限られているため、近隣の島と連携して船を利用した周遊観光コンテンツ考案し、飛行機よりも船の利用を促進することでCO2排出量削減の推進を行っている。[7][8][9]

・与論空港では、空港施設における太陽光発電等の再生可能エネルギー導入を具体的削減手段として検討しており、導入シミュレーションを実施し方向性を確認し、太陽光発電導入に係る想定コストや離島特有の環境への対策（塩害・台風等）について協議している。[6]

指標1および2で言及されている文書または報告書をアップロードし、輸送フットプリントの削減に向けた取り組みに関連するその他の文書（例：ガイドライン、キャンペーン資料、計画、プロジェクト）を追加してください。

Upload the document or report referred to in indicators 1 and 2 add any other documentation related to efforts being made to reduce your transportation footprint (e.g. guidelines, campaign material, planning, projects).

審査員コメント

与論空港脱炭素化推進協議会の取り組みや、バス乗り放題パス、サイクルツーリズムなどのプログラムが進行中です。ただし、3.12項で述べられているように、町として脱炭素社会に向けた包括的な方針がなく、取り組みが個別に分散しています。

3.14 低環境負荷のモビリティ

3.14 Low-impact mobility

目的地は、観光地における交通関連の大気汚染と混雑を最小限に抑えるための低環境負荷型モビリティ戦略を持っています。ウォーキングやサイクリング、持続可能で低排出の車両の利用が促進され、奨励されています。

The destination has a low-impact mobility strategy to minimise traffic related air pollution and congestion in touristic zones. Walking and cycling, as well as the use of sustainable, low-emissions vehicles, is facilitated and encouraged.

- 低インパクトのモビリティ対策が実行可能な解決策でない場合は、N/A にチェックを入れることができます（その理由を詳細に説明し、現在の状況に基づいて2年ごとに実行可能性を再検討してください）。

N/A can be ticked if low-impact mobility measures are no viable solution (explain in detail why; and re-consider viability every 2 years based on current developments)

N/A

- 低インパクトの輸送手段がどのように促進され、奨励されているかを示すポリシー文書はありますか？ はい / いいえ。

Indicator 1: Policy document available addressing how low-impact modes of transport are facilitated and encouraged low-impact mobility: yes/no.

はい

- a) 目的地が、環境負荷の高い交通手段を最小限に抑え、持続可能な低排出車両の利用を促進するために、どのような取り組みを行っているかを説明してください。観光影響分析でモビリティに関する問題が特定されている場合は、それらについても必ず言及してください。

Explain how the destination aims to minimise high-impact transportation and facilitates the use of sustainable, low-emissions vehicles within the destination. If mobility issues have been identified in the Tourism Impact Analysis, make sure to address those as well.

・与論町は「宿泊事業者ガイドライン」において、宿泊事業者への2分以上のアイドリング禁止の呼びかけ、環境に配慮した車両の導入、および徒歩や自転車（レンタサイクル）で行ける範囲の近隣での買い物の推奨などを行動指針として定めている。これにより、車両によるCO2排出量低減および道路混雑の緩和を図っている。[1]

・2021年より新しい観光スタイルに向けて電動キックボード等の電動モビリティ導入実証実験を実施し、観光客の短距離移動における低排出交通手段の可能性を検証した。一方で、電気自動車や電気バイクなどの修理・保守点検が島内でできない等、運用上の課題が確認され、現在は持続可能な低インパクトの交通手段の導入方法を再検討中である。[2]

- b) 環境負荷の低い交通手段が観光客にどのように推進されているかを説明してください。例を挙げて説明してください。

Explain how low-impact modes of transport are promoted to tourists. Illustrate with examples.

・ヨロン島観光協会では、環境負荷の低い交通手段を選択できるよう、情報提供とプロモーションを継続的に実施し、徒歩・自転車・公共交通の利用促進を図っている。[3][4]

・宿泊施設と連携し、レンタサイクル利用を積極的に推奨している。各宿泊施設では、レンタサイクルショップ一覧やバスの利用案内を掲載したチラシをチェックイン時に来訪者へ提供することで、来訪者が島内を快適に、そして環境負荷の低い移動ができるよう情報提供を行っている。[5]

・美しい自然景観を楽しみながら歩く観光スタイルを推進するため、「奄美トレイルコース」の整備に尽力しており、コースの案内板を設置したり、詳細なマップを販売することでトレイルコースの魅力やウォーキング観光の魅力を発信してい

る。[6]

■ 指標 1 および 2 で言及されている文書をアップロードしてください。その他の補足資料（例：年次気候報告書、空間計画）も追加してください。

Upload documentation referred to in indicators 1 and 2. Add any other supporting documentation (e.g. annual climate report; spatial plan).

- 3.14_1_2026_ 宿泊事業者ガイドライン
- 3.14_2_2026_ 奄美新聞社_ 電動キックボード実証実験スタート
- 3.14_3_2026_ バス推進ポスター
- 3.14_4_2026_ サイクリングツーリズムパンフレット
- 3.14_5_2026_ レンタサイクル一覧
- 3.14_6_2026_ 奄美トレイルコース（p5）

審査員コメント

自転車レンタルや電動アシスト自転車の貸出、バス利用促進などの施策が宿泊事業者などを通じて実施・推奨されています。

その他の事業者などを通じて、これらの取り組みが推進されています。

低環境負荷の移動手段に関する戦略について、観光振興計画には具体的な記載がありません。

一方、EV 移動に関しては、過去の実証事業の成果や課題を踏まえた取り組みが求められています。

特に、保守管理面での課題や実績を十分に考慮した対応が必要です。

メンテナンスに関しても、今後の課題として挙げられています。

15

3.15 公共交通機関

3.15 Public Transportation

公共交通機関は適切に整備されており、持続可能な低排出車両への移行に向けた明確な努力がなされています。公共交通機関の利用が推奨されています。

Public transportation is adequately organised and a clear effort is made to transition towards sustainable, low-emission vehicles.
Use of public transport is encouraged.

- 公共交通機関が利用できない場合（例：遠隔地の場合）は、N/A にチェックを入れ、その理由を明確にしてください。

N/A can be ticked if public transport is not viable (e.g. for remote destinations) and clarify.

N/A

- 公共交通機関が適切に整備されており、低排出車への移行に向けた明確な努力がなされていることを示す文書が入手可能ですか？：はい / いいえ。

Indicator 1: Documentation available indicating public transport is adequately organised and a clear effort is made to transition towards low-emission vehicles: yes/no.

はい

- 観光客に公共交通機関の利用を促す方法に関する文書はありますか？：はい / いいえ。

Indicator 2: Documentation available on how public transport is encouraged to tourists: yes/no.

はい

- a) 公共交通機関がどのように組織されているか、どの程度持続可能な低排出車で運行されているか、そしてその利用が目的地でどのように奨励されているかを説明してください。

Explain how public transportation is organised, to what extent it operates with sustainable low-emission vehicles and how its usage is encouraged in the destination.

「与論島の公共交通は、民間のバス・タクシー会社 1 社が運行しており、1 日 9 便の運行により CO2 排出量を低く抑えている。

[1][2]

住民向けには、『与論町高齢者バス・タクシー乗車助成券交付条例』に基づき、高齢者に無料のバス乗車券が交付されている。

[3]

公共交通の利用促進のため、与論町およびヨロン島観光協会は、路線バスの利用方法、時刻表、運賃などを観光公式サイトやチラシ・ポスターで公開し、レンタカーの代替手段として利用を推奨している。バスの時刻表は英語でも提供されている。[4][5]

- b) 目的地における公共交通機関の頻度と範囲、および観光客への対応能力について詳しく教えてください。

Provide insight into the frequency and spread of public transport in the destination and its ability to serve tourists.

・与論島の公共交通は、島内唯一の路線バス事業者により運行されている。島内県道一周路線で運行しており、1 日 9 便 (7:30 ~ 17:30) が定期運行されている。

バスの運転手は口頭にて観光案内も実施しているとともに、バス停以外でも手を挙げて乗降できる柔軟な運行方式が採用されており、利便性を確保している。

(5)

- 指標 1 および 2 で参照されている文書、および観光セクター向けの公共交通機関システムの取り扱いを示すその他の関連資料をアップロードしてください。

Upload documentation referred to in Indicator 1 and 2, along with any other relevant material that shows your destination's

handling of the public transportation system for the tourism sector.

- 3.15_1_2026_ バス路線図・時刻表 .pdf
- 3.15_2_2026_ バス路線図・時刻表（英語版）.pdf
- 3.15_3_2026_ 与論町敬老バス及びタクシー乗車助成券交付条例 .pdf
- 3.15_4_2026_ 観光協会 HP（島内交通）（p9）.pdf
- 3.15_5_2026_ バス利用案内チラシ .pdf

審査員コメント

唯一の公共交通機関であるバスは低炭素ではありませんが、運行頻度などの情報が住民や来訪者に提供され、公共交通利用の促進が図られています。

住民や観光客に運行情報が案内され、公共交通の利用促進に取り組んでいます。

公共交通機関の利用を積極的に促す施策が進められています。

16

3.16 エネルギー消費量の削減

3.16 Reducing energy consumption

目的地では、エネルギー消費量を削減し、利用効率を向上させるための定量的な目標が設定され、対策が講じられています。

Public transportation is adequately organised and a clear effort is made to transition towards sustainable, low-emission vehicles.
Use of public transport is encouraged.

■ エネルギー消費量削減に関するポリシー文書またはレポートの有無：はい / いいえ。

Indicator 1: Policy document or report available on reducing energy consumption: yes/no.

はい

■ a) 目的地におけるエネルギー使用量削減のために、どのような目標が設定されているか具体的に記述してください。

Specify which goals have been set to reduce energy use in the destination.

与論町では、町全体のエネルギー消費削減を目指しつつ、現時点では包括的削減率目標は未設定であるが、「第2期与論町総合戦略」に基づき、クリーンで安定的なエネルギー環境の構築や、公共施設に再生可能エネルギーの導入を目標としている。

■ b) エネルギー使用と効率に関して、どのような対策が講じられ、また計画されているかを説明してください。

Explain what measures are taken and planned regarding energy use and efficiency.

「第2期与論町総合戦略」に基づき、令和3～6年度に学校施設4か所へ太陽光発電・蓄電池等の再生可能エネルギー設備を導入する定量的目標を設定している。あわせて公共施設のエネルギー供給の安定化や化石燃料依存の低減、エネルギー利用効率の向上を通じてエネルギー消費削減に寄与することを目的としている。これらの取組成果を基礎データとして、将来的な町全体の定量的削減目標設定とモニタリング体制構築を進める方針である。

■ 指標1で言及された文書またはレポート、および目的地のエネルギー消費量削減対策を示すその他の関連文書（例：気候変動対策計画、プロジェクト報告書、ガイドライン、キャンペーン資料）をアップロードしてください。

Upload the document or report referred to in indicator 1; along with other relevant documents) which can show the measures your destination has in reducing its energy consumption (e.g climate action plan, project reports, guidelines, campaign materials).

3.16_1_2026_与論町総合戦略（第2期）（再生可能エネルギー）(p.25).pdf

審査員コメント

「第2期与論町総合戦略」は、2024年度を目標年として完了しています。
達成状況や定量的目標の進捗については明示されておらず、
(2024年度までの進捗や今後の方針についても記載がありません。)

17

3.17 再生可能エネルギー

3.17 Renewable Energy

再生可能エネルギーの利用を増やし、化石燃料への依存を減らすための定量的な目標が設定され、適切な対策が講じられています。再生可能エネルギー技術を奨励するためのインセンティブが存在します。

Quantitative goals are set and adequate measures are taken to increase the use of renewable energy and to reduce reliance on fossil fuels. Incentives exist to encourage renewable energy technologies.

■ 指標 1: 再生可能エネルギーに関する政策文書または報告書はありますか？ はい / いいえ。

Indicator 1: Policy document or report available on renewable energy: yes/no.

はい

■ a) 再生可能エネルギーの利用を増やし、化石燃料への依存を減らすために、どのような目標が設定されていますか（最近の傾向に関連して）。

Specify which goals have been set to increase the use of renewable energy and to reduce reliance on fossil fuels (in relation to recent trends).

・与論町では、町全体の再生可能エネルギー比率を中長期的に引き上げ、化石燃料依存からの脱却を目指す方針を掲げている。[1]

・対電力使用量に占める FIT/FIP 導入電源比率を指標として管理しており、2015 年の 3.9%から 2023 年には 4.3%へ向上している。この数値改善は、町として再生可能エネルギー利用拡大を着実に進めていることを示している。[2]

■ b) 目的地で再生可能エネルギーの発電を促進するためにどのような対策が講じられていますか？例を挙げて説明してください。

Explain what measures are taken to promote generation of renewable energy in the destination; illustrate with examples.

・鹿児島県では、再生可能エネルギーの地産地消促進を目的に、再生可能エネルギー設備と蓄電池を併用した先進的導入事業に対して設備導入費用の補助制度を設けている。これにより、太陽光発電や蓄電池導入が促進され、離島における化石燃料依存の低減と再エネ活用拡大が図られている。

・自治体・電力会社・再エネ事業者・空港関係機関等が参画している与論空港脱炭素化推進協議会では、2030 年度までに CO2 排出量を 2013 年度比 46%以上削減する目標を設定している。

本協議会では、離島特有の再エネ課題も議論され、持続可能なインフラ運営に向けた地域連携体制の構築を図っている。

空港施設の脱炭素化は、将来的に観光・交通部門のサステナビリティ向上にも寄与する可能性がある。

これらの制度的支援と地域協議体の設置により、再生可能エネルギー導入を促進する財政的インセンティブと地域実装の枠組みが整備されており、再エネ利用拡大に向けた具体的措置が進んでいる。

■ 指標 1 で言及されている文書または報告書をアップロードしてください。また、目的地での再生可能エネルギーへの移行に向けた取り組みを示す関連文書（例：エネルギー転換戦略、再生可能エネルギープログラム、事例研究）もアップロードしてください。

Upload the document or report referred to in indicator 1; and any other relevant documents that shows efforts made to move towards renewable energy in the destination (e.g energy transition strategy, renewable energy programs, case studies).

3.17_1_2026_第6次与論町総合振興計画（化石燃料依存からの脱却）(p.107).pdf

3.17_2_2026_自治体排出量カルテ.pdf

審査員コメント

3.16 項の戦略では、2024 年度までの定量的目標が設定されています。

総合計画では、再生可能エネルギー（太陽光発電）の方向性が示されていますが、定量的な目標設定はありません。

添付の地方自治体排出レポート（KARUTE）によると、FIT/FIP 制度による発電量は、潜在能力に比べて大きく不足しています。

鹿児島県の補助金制度もインセンティブの選択肢の一つです。

今後は、定量的な目標設定についての検討が必要となります。

補助金などのインセンティブの活用状況について情報を収集・整理します。

18

3.18 効果的なカーボンオフセット

3.18 Effective carbon compensation

目的地は、目的地への、目的地からの、そして目的地内の旅行における効果的なカーボンオフセットを推進し、それに向けて適切な措置を講じています。

The destination promotes, and takes appropriate measures aimed at, an effective carbon compensation for travel to, from and within the destination.

■ 旅行に対する効果的なカーボンオフセットを目的とした対策を盛り込んだ政策文書はありますか？
はい / いいえ

Indicator 1: Policy document available with measures aimed at an effective carbon compensation for travel: yes/no

いいえ

■ 訪問者が目的地への往復および目的地内での旅行に関連する二酸化炭素排出量をどのように相殺するよう奨励されているかを説明してください。例を挙げて説明してください。

a) Explain how visitors are encouraged to compensate their carbon emissions related to travel to, from and within the destination. Illustrate with examples.

現状、与論町では、カーボンオフセットを奨励する取り組みは行われていない。

■ b) 目的地が、目的地への往復および目的地内での旅行に関連する二酸化炭素排出量を効果的に相殺するために、どのような対策を講じているかを説明してください。例を挙げて説明してください。

Explain what measures the destination takes itself to effectively compensate for carbon emissions related to travel to, from and within the destination. Illustrate with examples.

現状、与論町では、カーボンオフセットを奨励する取り組みは行われていない。

■ 指標 1 への準拠を示す文書をアップロードしてください。その他の補足文書または関連する証拠(例: 年次気候報告書、プロモーションキャンペーンへのリンク)をアップロードしてください。

Upload any documentation showing compliance with indicator 1. Upload any further supporting documentation or relevant evidence (e.g. an annual climate report, a link to a promotional campaign).

審査員コメント

事例として認識されているものの、推進のための政策的な取り組みには至っていません。
脱炭素化。

3.19 気候リスクへの対応

3.19 Responding to climate risks

目的地は、気候変動に関連するリスクと機会を特定しています。目的地のレジリエンス（回復力）を高めるために、観光施設の立地、設計、開発、管理において、気候変動適応戦略が追求されています。

The destination identifies risks and opportunities associated with climate change. Climate change adaptation strategies are pursued for the siting, design, development and management of tourism facilities in order to enhance the resilience of the destination.

■ 目的地における気候変動リスクと適応に関する政策文書または報告書はありますか？：はい / いいえ。

Indicator 1: Policy document or report available on climate change risks and adaptation in the destination: yes/no.

はい

■ a) その目的地には、気候危機に関連してどのようなリスクと機会が存在するのか説明してください。

Explain what risks and opportunities associated with the climate crisis exist in the destination.

与論町では、以下のような気候危機に関連するリスクと機会が想定される。

【リスク】

- ・ 海岸沿いに集落やインフラが集中している低平な島のため、海面上昇による直接的な脅威。[1]
- ・ 海水温の上昇による珊瑚礁の白化・衰退 [2]

【機会】

- ・ 環境に配慮した観光（エコツーリズム・ブルーカーボン活用）を前面に出す地域ブランディングのきっかけになる可能性がある [3]
- ・ 自然環境保全に関連した観光やサンゴ礁保全活動への参加型ツーリズムの考案 [4]
- ・ 小中学校への珊瑚礁保全の授業取り組みより次世代教育 [5]
- ・ 珊瑚礁保全基金による住民参加型のまちづくり取り組み実施 [6]

■ b) 目的地のレジリエンスを高めるために、観光施設に対してどのような適応戦略が追求されているのかを明確にしてください。例を挙げて説明し、関連する既存の戦略文書（ページ、セクション）を参照してください。

Clarify what adaptation strategies are pursued for tourism facilities in order to enhance the resilience of the destination. Illustrate with examples and refer to relevant existing strategy documents (pages, section).

- ・ 与論町では、高潮・津波・海面上昇リスクへの適応策として、町の中核機能を担う与論町役場を海拔 5m 地点から 32m の高台へ移転した。災害時にも行政機能を維持できる体制を確保している。[7]
- ・ ヨロン島観光協会が運営する観光施設「サザンクロスセンター」では、サンゴ礁保全・漂着ごみ問題に関する常設展示を行い、来訪者へ気候変動による海洋環境への影響と保全の必要性を伝える役割を果たしている。同施設は「与論町観光振興計画」に基づき、季節や気候の変化にも柔軟に対応可能な観光施設として、星空観光・文化体験・エコツーリズムの推進も行なっている。[8][9]

■ 指標 1 で言及されている文書または報告書をアップロードし、目的地が気候変動への対応をさまざまな利害関係者（例：標識、チラシ、計画、ガイドラインなど）にどのように伝えているかを示すのに役立つ可能性のあるドキュメントと資料を追加してください。

Upload the document or report referred to in indicator 1, add any documentation and materials which could help to show how the destination communicates its climate change response with different stakeholders (e.g. signs, flyers, plan, guidelines...).

[1]3.19_1_2026_ 与論町防災マップ

[3]3.19_3_2026_JAL パック _ アカデミーツアー

[5]3.19_5_2026_ ゆんぬ学（珊瑚礁保全の授業取り組み）

[7]3.19_7_2026_ 与論町新庁舎建設計画に関する住民説明会

[2]3.19_2_2026_ ヨロン島とサンゴ礁 (p. 7)

[4]3.19_4_2026_JAC 環境保全ツアー

[6]3.19_6_2026_ 与論町ヨロン島サンゴ礁条例

[8]3.19_8_2026_ サザンクロスセンター _ 珊瑚礁保全展示

審査員コメント

把握された気候変動リスクへの対応は、町の計画や戦略には反映されていません。
さらに、新庁舎建設に関する資料でも、こうした配慮は記載されていません。
該当する文書には、そのような検討事項が明記されていません。

Climate change adaptation

20

3.20 気候変動情報

3.20 Climate change information

住民、観光事業者、そして訪問者は、予測される気候変動、関連するリスク、そして将来の状況について知らされています。

Residents, tourism enterprises and visitors are informed about any predicted climate change, associated risks and future conditions.

■ 住民、観光企業、訪問者に気候変動についてどのように情報提供しているかに関するポリシー文書はありますか？ はい / いいえ

Indicator 1: Policy document available on how residents, tourism enterprises and visitors are informed about climate change: yes/no

はい

■ a) 住民、観光企業、訪問者には、予測される気候危機の意味合いについてどのように情報が提供されているのか説明してください。

Explain how residents, tourism enterprises and visitors are informed about predicted climate crisis implications.

与論町では、気候変動により増加が予測される自然災害リスクについて、複数の媒体と訓練機会を通じて情報提供を行っている。[1]

・ヨロン島観光協会は、台風等緊急時の注意事項や安全確保について、ホームページや動画により情報発信している。

・与論町は、津波防災マップを作成し、ホームページで公開するとともにポスター配布を行い、来訪者・観光事業者・住民を含んだ避難訓練を行うことで、災害発生時の行動手順を周知している。[2][3]

また、鹿児島大学と連携し、津波災害から身を守る講習会を開催し、将来の災害リスクに関する科学的知見を住民へ提供している。[4]

・「与論町地域防災計画」において、災害リスクの想定および対応方針を明文化し、町 HP で公開している。[5] [6]

■ 指標 1 で言及されている文書または報告書をアップロードしてください。また、目的地が気候変動への対応をさまざまな利害関係者（例：標識、チラシ、計画、ガイドライン）にどのように伝えているかを示すのに役立つ可能性のある文書や資料を追加してください。

Upload the document or report referred to in indicator 1, add any documentation and materials which could help to show how the destination communicates its climate change response with different stakeholders (e.g. signs, flyers, plan, guidelines).

[1]3.20_1_2026_ヨロン島観光協会_防災・災害時

[2]3.20_2_2026_防災マップ

[3]3.20_3_2026_報告書_津波避難訓練.pdf

[4]3.20_4_2026_鹿児島大学_津波から身を守る防災活動

[5]3.20_5_2026_地域防災計画（災害リスクの想定）(p1)

[6]3.20_6_2026_地域防災計画（対応方針）(p.28～76)

審査員コメント

気候変動リスクとは、地球温暖化や異常気象によってもたらされる経済的・社会的なリスクを指します。地球温暖化や異常気象などによるリスクは、従来の防災対策の視点とは異なります。リスクを特定し、情報を広く共有した上で実施されます。地球温暖化や異常気象などのリスクについての情報を提供しています。

4.1 有形文化遺産

4.1 Tangible cultural heritage

遺跡や建造物遺産、典型的なまたは伝統的な建築、都市デザイン、文化的景観、考古学的遺跡などの文化財の評価、保存、真正性、および美的表現が、適切に組織され、実施されている。

The evaluation, conservation, authenticity and aesthetic presentation of cultural assets such as sites and built heritage, typical or traditional architecture, town design, cultural landscapes, and archaeological sites, is adequately organised and enforced.

■ もし目的地に有形文化遺産がない場合は、N/A（該当なし）にチェックを入れてください。

N/A can be ticked if destination has no tangible cultural heritage.

はい

■ 建造物遺産の保護に関する政策文書または報告書はありますか？：はい／いいえ

Indicator 1: Policy document or report available on built heritage protection: yes/no.

はい

■ 保護されている遺産（建物 / 記念碑、保護されている都市 / 農村 / 文化的景観）のリスト / 目録；またはウェブサイトを参照してください。

Indicator 2: List/inventory of protected heritage (buildings/monuments; protected urban/rural/cultural landscape); or refer to web-source.

指定文化財は、「与論町文化財一覧」にリスト化され、与論町のホームページで公開されており、住民および観光客が閲覧可能である。[1]

■ a) 有形遺産がどのように特定されるかを記述してください（例：地方 / 地域の遺産委員会または公的機関による）。

Describe how tangible heritage is identified (e.g. by local /regional heritage committee or public agency)

・与論町では、与論町教育委員会が中心となり現地調査や資料収集を実施し、「与論町文化財保護条例」に基づいて、与論町文化財保護審議委員会または教育委員会の専門部会により審議を行い、与論町長（町指定の場合）または鹿児島県教育委員会・文化庁（県・国指定の場合）により、正式に指定・登録されている。[2]

■ b) 目的地の有形文化財を保護することを目的とした（国の）政策、戦略、および / または規制について説明し、実施例を挙げて説明してください。

Explain the (national) policies, strategies and/or regulations that aim to protect the destination's tangible cultural assets; illustrate implementation with examples.

・与論町では「与論町文化財保護条例」に基づき、文化財の保護を行っている。
 ・与論町では「与論町観光資源文化ガイドライン」により、史跡などの文化的景観の保護のため、自由立入可能区域、ガイド同行必須区域、立入禁止区域、などの区分管理を行い、私有地内に所在する遺跡（例：大道那太遺物・遺跡等）については、登録ガイド同行時のみ見学可能とするなど、観光による損傷・無断立入を防止しており、ガイド研修を通じて遵守を徹底している。[3]
 ・与論町は「観光施設等環境整備事業」をヨロン島観光協会へ委託し、文化的景観や自然を守るために、与論城や観光地の伐採作業などを行っている。[4]

■ 指標 1 および 2 で参照されているドキュメントをアップロードし、その他の関連ドキュメント（例：規制、プロジェクト）およびその他の裏付けとなる証拠（例：遺産および保護措置の画像）を追加してください。

Upload documents referred to in indicator 1 and 2, add any other relevant documentation (e.g. regulations, projects) and any other supporting evidence (e.g. images of heritage and protection measures).

・ 報告書 _ 観光施設等整備事業 . pdf

4.1_1_2026_ 与論町文化財一覧

4.1_2_2026_ 与論町文化財保護条例

4.1_3_2026_ 与論町観光資源文化ガイドライン

4.1_4_2026_ 報告書 観光施設等環境整備事業

審査員コメント

文化財保護の現状について説明しています。

4.2 観光が文化に与える影響の管理

4.2 Managing tourism impacts on culture

文化的な場所、建造遺産、文化的に重要な景観、土地利用を尊重する観光は、負の影響を避けるために慎重に管理されます。損害、地域文化の混乱、劣化などの影響は適切に監視され、対処されます。

Tourism that appreciates cultural sites, built heritage, culturally important landscapes, and land-use is carefully managed to avoid negative impacts. Any impacts such as damage, disruption of local culture, and degradation are adequately monitored and addressed.

■ 文化遺産に対する観光の影響について扱った政策文書または報告書はありますか？：はい / いいえ。

Indicator 1: Policy document or report available that addresses tourism impact on cultural heritage: yes/no.

はい

■ a) 文化的な場所、建造物、文化的に重要な景観、土地利用、および地域の文化への悪影響など、観光の影響に関連する懸念事項を説明してください。

Explain concerns linked to tourism impacts, such as negative impacts to cultural sites, built heritage, culturally important landscapes, land use and local culture.

与論町の有形文化財（建造物）は、個人の敷地内にあるため、観光客による私有地への許可のない立ち入りによる住民のプライバシー侵害が懸念されている。

■ b) 文化関連の観光による影響を、その目的地がどのように監視、対処、回避しているのかを明確にしてください。

Clarify how the destination monitors, addresses and avoids impacts from culture-related tourism.

・「与論町観光資源文化ガイドライン」により、文化財・遺跡を自由立入可能区域、ガイド同行区域、立入禁止区域、学者のみ立ち入り可能区域等に区分し、観光による文化財劣化を回避している。[1]

・ガイドラインの運用状況は、文化財保護審議委員と観光関係者による評価・検討委員会を年1回以上開催し、必要に応じた運用ルールの見直しが行える体制を整えている。

・登録ガイドに対しては、文化財保護と適正案内に関する研修を定期実施し、ガイドライン遵守を徹底している。また、来訪者に対しては、マナー啓発資料として「陸と海のガイドライン」を提示し、文化財を尊重する行動を促すことで観光による負の影響の未然防止を図っている。[2]

■ 指標1で言及された文書または報告書、その他の関連文書、および遺産保護団体との連携、インシデント報告書、観光客および住民に提供されるガイダンスや情報など、コンプライアンスの証拠をアップロードしてください。

Upload the document or report referred to in indicator 1, other relevant documents and evidence of compliance such as partnerships with heritage advocates, incident reports, and/or guidance and information provided to tourists and residents.

・陸と海のガイドライン . pdf

4.2_1_2026_与論町観光資源文化ガイドライン

4.2_2_2026_ヨロン島_陸と海のガイドライン

審査員コメント

観光影響評価シート 1.6 と基準、および観光資源・文化ガイドラインとの整合性を保つ必要があり、今後の改訂では、民間主導による「芭蕉布織物技術」への取り組みも盛り込むべきです。

民間主導による「芭蕉布織り技術」への取り組みに関する方針を含めること。

民間セクターが主体となっています。

Cultural heritage

03

4.3 文化遺物の保護

4.3 Protecting cultural artefacts

歴史的および考古学的遺物の販売、取引、展示、贈与は適切に規制され、施行されます。法律は、観光企業や訪問者を含む一般に公開されます。

Sale, trade, display or gifting of historical and archaeological artefacts is adequately regulated and enforced. The laws are publicly communicated, including to tourism enterprises and visitors.

■ 文化的遺物の保護を目的としたポリシー文書はありますか？：はい / いいえ

Indicator 1: Policy document available aimed at the protection of cultural artefacts: yes/no.

はい

■ a) 目的地が文化的遺物の非倫理的な販売または宣伝を防ぐために実施している（国の）政策と規制について説明してください。実施例を挙げてください。

Explain the (national) policies and regulations the destination has in place to prevent the unethical sale or promotion of cultural artefacts. Mention examples of implementation.

・国の文化財保護法第 182 条第 2 項に基づいて、与論町独自の重要な文化財（国や県の指定を受けていないもの）を指定し、その保存と活用を図るために昭和 53 年 9 月 30 日に「与論町文化財保護条例」を制定し、文化財の所有者変更や所在変更について規定している。本条例では、手続きの際に与論町教育委員会への届出を義務付けており、無許可の譲渡・移動・売買等を防止している。[1]

・「与論町観光資源文化ガイドライン」に基づいて、文化遺物へのアクセスの規制を行っている。[2]

■ b) 該当する場合、適用される規制が訪問者および観光事業者 / ガイドにどのように伝えられているかを説明してください。

Describe - if relevant - how applicable regulations are communicated to visitors and tourism operators/guides.

・「与論町観光資源文化ガイドライン」を、与論町ホームページおよびヨロン島観光協会ホームページに掲載するとともに、ツアーガイド研修会等を通じて内容の周知を行っている。これにより、文化遺物に関する規制を観光事業者およびガイドに伝達している。[2]

・「陸と海のガイドライン」において、名勝・史跡内での物品採取禁止、文化遺物の持ち出し禁止、文化財尊重行動の呼びかけを明記している。このガイドラインは WEB ページ・観光協会等で提示され、来訪者が文化遺物の不適切取得や破損行為を行わないように周知・啓発している。[3]

■ 指標 1 で言及されているドキュメント、および目的地が文化的遺物を保護するために講じている措置を示すその他の証拠をアップロードしてください。

Upload documentation referred to in indicator 1, and other evidence that demonstrates the actions the destination takes to protect cultural artefacts.

4.3_1_2026_与論町文化財保護条例

4.3_2_2026_与論町観光資源文化ガイドライン

4.3_3_2026_ヨロン島_海と陸のアクティビティガイドライン

審査員コメント

文化財保護に関する国および地方自治体の法律・条例に基づき保存されています。

文化財保護の観点から管理されています。

次回の監査では、与論町観光資源・文化ガイドラインの内容が十分に周知されていることを示す書類が必要です。
ガイド研修などを通じて伝達されていることを証明してください。

People & tradition

04

4.4 無形遺産

4.4 Intangible heritage

地元の伝統、芸術、音楽、言語、美食、その他の地元のアイデンティティと独自性の側面を含む無形文化遺産は、適切に保護され、称賛されています。

Intangible cultural heritage, including local traditions, arts, music, language, gastronomy and other aspects of local identity and distinctiveness, is adequately protected and celebrated.

■ 無形遺産の保護に関する政策文書または計画の有無：はい / いいえ。

Indicator 1: Policy document or plan available on intangible heritage protection: yes/no.

はい

■ a) 目的地の無形文化遺産を要約し、彼らが直面する脅威 / 課題について議論してください。

Summarise the destination's intangible cultural heritage, discuss any threats/challenges they face.

・与論町では国の重要無形民俗文化財である「与論十五夜踊り」を有しているが、少子高齢化による担い手不足、技術継承、価値づけ、助成が課題となっている。

■ b) 目的地が無形文化遺産の保護と振興をどのように行っているかを説明してください。例を挙げて説明してください。

Explain how the destination promotes the protection and celebration of intangible cultural heritage. Illustrate with examples.

・「与論の十五夜踊り」の保存継承を目的として「与論十五夜踊り保存会」を設立し、町補助金の交付、会場提供、広報協力などの支援を行い、文化継承を支えている。[1]

・与論町立学校では、方言や与論十五夜踊りなどの無形文化財を題材とした授業を実施し、地域講師による指導や体験型学習を取り入れることで、若者が地域文化を実体験として学ぶ機会を確保し、次世代の担い手育成を図っている。[2][3]

・教育委員会や地域団体が協働して文化財のデジタル保存を行い、技術や伝統の正確な継承と長期的な文化記録の保全を実現している。[4]

・「与論十五夜踊り」の文化振興のため、地域住民・来訪者も観覧できる形で公開奉納・定期実施されており、伝統文化を地域の誇りとして共有する機会を創出している。[5]

■ 指標 1 で言及されている文書または報告書をアップロードし、その他の関連文書およびコンプライアンスの証拠（画像、イベントカレンダーなど）を追加してください。

Upload the document or report referred to in indicator 1, add any other relevant documents and evidence of compliance (images, events calendar etc).

4.4_1_2026_与論町十五夜踊り保存会

4.4_2_2026_] 報告書 与論小学校の与論の十五夜踊り伝承活動の取組

4.4_3_2026_方言の授業の取り

4.4_4_2026_文化財のデジタル保存組み

4.4_5_2026_チラシ 与論町十五夜踊り案内

審査員コメント

十五夜踊りの保存と継承のための取り組みは、ふるさと納税制度を活用して支援されています。

4.5 真正性の尊重

4.5 Respecting authenticity

観光は、生きた文化や伝統に配慮し、尊重し、その実践を妨げないように行われます。生きた文化や伝統を観察、再現、解釈する観光の実践は、本物であり、真正であり、地域社会を巻き込み、利益をもたらすものです。

Tourism is sensitive and respectful of the living culture and traditions and not interfering with its practice. The practice of tourism in observing, replicating, and interpreting the living culture and traditions is genuine and authentic while involving and benefiting local communities.

■ 目的地に生きた文化がない場合、この基準は「該当なし」と見なされる場合があります。

In case there is no living culture in the destination, this criterion may be considered 'not applicable'.

■ 観光が本物の文化や伝統を尊重していることを示す文書はありますか？ はい / いいえ。

Indicator 1: Documentation available indicating that tourism is respectful to authentic culture and traditions: yes/no.

はい

■ a) 観光が生きた文化や伝統に配慮し、尊重し、文化の盗用を避けるために、どのような対策が講じられているのかを説明してください。例を挙げて説明してください。

Explain how it is ensured that tourism is sensitive and respectful of the living culture and traditions and any cultural appropriation is avoided. Illustrate with examples.

与論町は、二つの国指定重要無形文化財を、文化財保護法に基づき保存・継承している。

郷土芸能「与論の十五夜踊り」／「与論島の芭蕉布製造技術」

「与論の十五夜踊り」は、以下の特徴と取り組みにより、「生きた伝統文化」として継承されており、観光資源としての活用にあたっては伝統に配慮した管理措置が講じられている。[1]

・「与論の十五夜踊り」は1561年から続く安穏と五穀豊穡（雨乞い）を祈願・感謝する年3回の奉納行事であり、町補助金のもと保存会と地域住民が主体的に運営・継承している。観光客の見学は、保存団体が協議した見学ルール・解説方法・参加可否等の取決めにに基づき実施され、改変等を行えない仕組みになっている。[2]

・与論町立学校では、地域講師による伝統文化授業・体験学習を実施し、担い手育成を継続している。[3]

■ 目的地の、本物の文化を尊重することに関するアプローチや啓発活動（例：キャンペーン、写真、声明、計画、報告書）を示す裏付けとなる文書をアップロードしてください。

Upload any supporting documentation indicating the destination's approach and awareness-raising activities related to respecting authentic culture (e.g. campaigns, photographs, statements, plans, reports).

4.5_1_2026_報告書_与論小学校の与論の十五夜踊り伝承活動の取組

4.5_2_2026_チラシ_与論十五夜踊り案内

4.5_3_2026_報告書_方言授業の取り組み

審査員コメント

地域の取り組みにより、国の重要無形文化財が文化財保護法のもとで、その本来の姿を守りつつ適切に保存・維持されています。

本来の姿を大切にしながら、適切に保存・維持されています。

06

4.6 先住民の知的財産

4.6 Indigenous intellectual property

先住民、地元住民、コミュニティの知的財産権は、法律と政策によって効果的に保護されています。

Intellectual property rights of indigenous people, locals and communities are effectively protected by law and policies.

■ 先住民の知的財産権の保護を目的とした政策文書はありますか？：はい / いいえ

Indicator 1: Policy document available aimed at protection of indigenous intellectual property rights: yes/no.

はい

■ a) 目的地が、先住民および地域社会の知的財産権を法的に保護するためにどのような対策を講じているかを説明してください。例を挙げて説明してください。

Explain the measures the destination takes to ensure the legal safeguarding of intellectual property rights of indigenous people and local communities. Illustrate with examples.

・「与論町文化財保護条例（第4条3項）」で与論町教育委員会が無形文化財および無形民俗文化財の指定を行う際は、事前に与論町文化財保護審議会にて諮問し（与論町文化財保護条例第4条4項）、認定することで、地域文化の知的財産を法令で保護している。[1]

・与論町では、「与論町観光資源文化ガイドライン」にて有形文化財・有形民俗文化財・無形民俗文化財・記念物・文化的景観・民話伝承地など、指定・未指定を問わず地域社会のほぼ全ての財産を網羅したデータベースを作成し、公開可能なものをHPにて公開している。[2]

また、知的財産などの法律に関する弁護士無料相談会を開催し、地域文化や伝統知識の権利侵害リスクへの対応を行っている。[3]

・知的財産に関する相談窓口として、（公財）鹿児島県工業倶楽部を設置し、知的財産に関する様々な課題について、対面、電話、電子メール等での専門相談を受けている。[4]

■ 指標1で言及されている法律および政策をアップロードしてください。その他、関連する補足資料（例：当局が先住民の知的財産を保護するために努力したことを示す資料や報告書など）を追加してください。

Upload the laws and policies referred to in indicator 1; add any other relevant supporting documentation (e.g. materials and/or reports demonstrating that efforts have been made on behalf of authorities to protect the intellectual property of indigenous peoples).

[1] 与論町文化財保護条例

[2] 与論町観光資源文化ガイドライン

[3] 弁護士無料相談会

[4] 鹿児島県工業倶楽部の設置

審査員コメント

この地域には先住民は存在しません。知的財産権は制度的に保障されています。

01

5.1 再定住

5.1 Resettlement

住民の再定住は、自由意思による事前の十分な情報に基づく同意と、公正かつ正当な補償がある場合にのみ可能です。

Resettlement of residents is only possible with free prior and informed consent and fair and just compensation.

■ 住民を再定住させるための手続きに関する法律はありますか？ はい / いいえ

Indicator 1: Laws available on the procedures to resettle residents? Yes / no

はい

■ a) 住民の再定住がどのように手配されるのかを説明してください。関連する国内法および / または国際法を参照し、利用可能な場合は例を挙げてください。

Explain how resettlement of residents is arranged. Refer to relevant national and/or international laws; provide any examples if available.

公共事業のために土地を収用された場合、土地を失う不利益を被る対象者に対しては、正当な補償を行うことが「日本国憲法第 29 条第 3 項」により定められている。土地収用の適正化を図る為、対象者に対する補償の条件等について「土地収用法」により定められている。[1][2]

- 公共事業に伴う土地所有者の土地の引渡しや物件移転の手続きについては、土地収用法に基づく土地収用制度によって定められている。土地収用制度は、事業の公益性を判断する「事業認定」と、正当な補償額等を決定する「収用裁決」の 2 段階に分けて構成されている。[3]

- また、土地収用法により、各都道府県に収用委員会が設置されている。収用委員会は、独立した機関として、土地収用の手続きに対して、公正中立な立場で判断する権能を与えられている。[4][5]

・与論町では現時点で再定住の事例はないが、必要となる場合には、自由意思に基づく十分な情報と同意、公正かつ正当な補償を前提とし、県の出前講座等により住民理解の向上を図っている。

■ 指標 1 で言及されている文書をアップロードしてください。地域社会との協議、同意、補償に関する利用可能な証拠を提出してください。

Upload document as referred to in indicator 1; provide any available evidence of community consultation, consent and compensation.

5.1_1_2026_日本国憲法第 29 条第 3 項

5.1_2_2026_土地収用法

5.1_3_2026_土地収用法に基づく主な手続図

5.1_4_2026_収用委員会の組織と運営

5.1_5_2026_鹿児島県収用委員会の委員及び補欠委員

審査員コメント

国内の法制度により保障されています。

02

5.2 資源に対する財産権および利用権

5.2 Property and user rights to resources

主要な資源に対する財産権、水利権、その他の利用権およびアクセス権は適切に登録および保護されており、先住民および共同体の権利に準拠しています。規制は公聴会を保証し、施行されています。

Property and water rights and other user and access rights to key resources are adequately registered and protected and are compliant with indigenous and communal rights. Regulations ensure public consultation and are enforced.

■ 資源に対する利用者およびアクセス権を保証する法律または政策はありますか？ はい / いいえ

Indicator 1: Laws or policy available that guarantee user and access rights to resources? Yes / no

はい

■ a) 主要な資源に対する財産権、水利権、その他の利用権およびアクセス権は、どのように登録され、保護されているのか説明してください。

Explain how property and water rights and other user and access rights to key resources are registered and protected.

・土地の権利移転に関しては、乱開発による資源破壊を防ぐため、国土利用計画法に基づく規制が適用される。一定規模（10,000㎡）以上の土地取引を行う場合、鹿児島県知事への届出が義務付けられており、行政が土地利用目的を把握し、適正な利用を指導する仕組みが整っている。これにより、重要な資源を含む土地の所有権が、地域の利益に反する形で移転・利用されることを防いでいる。[1]

・水利権に関しては、「与論町地下水採取の規制に関する条例」により、厳格な管理が行われています。地下水は「私有財産」ではなく「地域の共有財産」と位置付けられており、新たな井戸の掘削や動力を用いた地下水の採取（利用権の行使）は、町長の許可制となっている。この条例により、過剰な採取を防ぎ、先住民・地域住民の生活用水（共同体の権利）が最優先で保護されるよう法的に担保されている。[2]

・与論町では地下水の9ヶ所の水源を利用しており、地下水は有限な資源であることから、水道ビジョンに基づき、過剰揚水による塩水化等を防ぐため、許容範囲内での利用を基本方針としている。水道の供給区域は与論町全域であり、水道普及率は99%以上と、ほぼ全ての住民が水道サービスにアクセスできる体制が確保されている。[3]

■ b) 目的地の財産権、取得、資源への利用権およびアクセス権に関する特定の法律を参照してください。

Refer to specific laws that pertain in the destination regarding property rights and acquisitions and user and access rights to resources.

- ・国土利用計画法
- ・与論町地下水採取の規制に関する条例
- ・与論町水道事業給水条例
- ・与論町水道ビジョン

■ c) これらの法律において、共同体および先住民の権利、そして公聴会がどのように含まれているかを説明してください。

Describe how in these laws, communal and indigenous rights and public consultation is included

・土地利用に関しては、農地法に基づき、地域の農業者代表等で構成される「農業委員会」が設置されている。農地の転用（用途変更）を行う際は、この委員会が審査・承認を行っている。これは、個人の土地所有権の行使が、周辺地域の農業環境や共同体の利益を損なわないよう、住民代表が監視・調整する（公聴機能を持つ）仕組みとして機能している。

・水資源という重要な共有財産を守るため、「与論町水道事業ビジョン（R1～5）」に基づき、アセットマネジメント（資産管理）を導入している。施設や管路の計画的な更新とコスト管理を徹底することで、人口減少下においても、現在だけでなく将来の住民（共同体）が安定して安価な水にアクセスできる権利を保障している。[4](p. 28～29)

■ 指標 1 で言及されている文書をアップロードしてください。観光開発および活動の文脈において、財産権の保護および資源へのアクセスを目的とした法律の執行に関する入手可能な証拠を提示してください。

Upload document as referred to in indicator 1. Provide any available evidence of enforcement of laws aimed at protecting property rights and access to resources in the context of tourism development and activity.

5.2_1_2026_ 国土利用計画法

5.2_2_2026_ 与論町地下水採取の規制に関する条例

5.2_3_2026_ 与論町水道事業給水条例

5.2_4_2026_ 与論町水道ビジョン（p 1 ～ 5）

5.2_5_2026_ 与論町水道ビジョン（p 28 ～ 29）

審査員コメント

国内の法制度によって保障されています。

03

5.3 伝統的なアクセス権

5.3 Traditional access rights

目的地は、地域社会の自然および文化的な場所へのアクセスを監視、保護し、必要に応じてリハビリまたは復元します。

The destination monitors, protects, and when necessary rehabilitates or restores local community access to natural and cultural sites.

■ 地域住民および先住民のアクセス権が保護されていることを保証する法律はありますか？ はい / いいえ

Indicator 1: Law available ensuring that local and indigenous access rights are protected? Yes / no

はい

■ a) 先住民および地域住民が自然および文化的な場所へアクセスし、訪問する権利を扱った特定の法律を挙げてください。そして、これらの法律がこれらの権利をどのように扱っているかを要約してください。

Refer to specific laws that address the rights of indigenous and local people to access and visit natural and cultural sites; and summarise how these laws address these rights.

"- 観光客を含むすべての住民は、日本国憲法第 11 条に規定された自然および文化的遺跡にアクセスする権利を有する。[1]

- 自然公園法第 1 条には、「この法律は、優れた自然的風致地区を保護し、及びその利用を促進することにより、国民の健康、レクリエーション及び教育に寄与するとともに、生物の多様性を確保することを目的とする」とあり、国民が自然的風致地区を適切に利用できるようにすることが目的の一つであることが明記されている。[2]

- 文化財保護法第 4 条第 2 項では、「文化財の所有者その他の関係人は、文化財が国の貴重な財産であることを自覚し、これを公共の利益のために大切に保存するとともに、できる限り公開するなど文化的な利用に努めなければならない」とされている。これは、文化財が個人所有のものであっても、その公開に努める義務があるというものである。[3]

・与論町では地域住民の文化としてビーチへのアクセスが重要となるが、これが妨げられないことがないよう、現状、景観条例の策定に向けて検討会を実施中である。[4]

・与論町では、私有地や国立公園内であっても、所有者の確認・承認のもとに " 与論町観光資源文化ガイドライン " を策定し、観光による文化財の保護を行っている。[5]

・ " 奄美大島、徳之島、沖縄島北部および西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画 " にて、地域参加型管理目標 (p.2-29) を設定しており、自然と人との共生を吸うじて、後世に引き継ぐという共通認識を持っている。[6]

■ b) これらの法律が目的地でどのように施行されているかを説明してください。例を挙げて説明してください。

Explain how these laws are enforced at the destination. Illustrate with examples.

・与論町では、国立公園内で、イベントや工作物設置を行う際は、事前に環境省の奄美群島国立公園管理事務所に届出を行わないといけない。

・自然公園法は、国立公園内における活用や保全に対するものを規制・推奨しており、許可申請手続きについても定めている。

■ 指標 1 で言及されている、地域および先住民族の権利を保護することを目的とした政策または規制をアップロードしてください。関連する場合は、その施行の証拠を提示してください。

Upload the policy or regulation referred to in Indicator 1, aimed at protecting local and indigenous rights. When relevant, present evidence of its enforcement.

審査員コメント

国立公園内での立ち入り権について説明しています。ただし、他の地域については言及されていません。

04

5.4 人権

5.4 Human rights

その目的地は、人権に関する国際基準を遵守しています。人身売買、現代奴隷制、商業的、性的、またはその他の形態の搾取、差別、および誰かに対する、特に子供、青年、高齢者、障害者、女性、LGBT+、およびその他の少数派に対するハラスメントを防止し、報告するための法律、慣行、および確立された行動規範を有しています。

The destination upholds international standards on human rights. It has laws, practices and an established code of conduct to prevent and report on human trafficking, modern slavery and commercial, sexual, or any other form of exploitation, discrimination and harassment of or against anyone, particularly children, adolescents, elderly, disabled, women, LGBT+ and other minorities.

■ 人権保護に関するポリシー文書または報告書は入手可能ですか？：はい / いいえ

Indicator 1: Policy document or report available on protecting human rights: yes/no.

はい

■ a) 人権と差別に関する国の政策と実績について、概要を説明してください。ウェブリンクを参照してください。

Briefly describe national policy and performance regarding human rights and discrimination; refer to weblink.

"- 日本国は、1947 年に「国民権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」を三大原理とする「日本国憲法」が施行され、これまで「労働基準法」や「教育基本法」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」など人権に係る法律や諸規定を整備し各種施策を実施するとともに「国際人権規約」をはじめとする関連条約を批准してきた。[1]
- 平成 12 年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、国や地方公共団体が人権教育・啓発に関する施策を策定した。[2]
"

・ 日本国では、2005 年に国際組織犯罪防止条約及び同条約の補足議定書である人身取引議定書の締結につき、国保法で国際組織犯罪防止条約と人身取引議定書を締結している。また、外務省は「人身取引対策行動計画 2022」に基づき、人身取引の撲滅に取り組みを行っている。[3]

■ b) 関連する政策がどのように実施され、人権に関する地域的な課題に効果的に対処するためにどのように施行されているかを説明してください。例を挙げて説明してください。

Explain how the relevant policies are implemented and enforced to effectively address local challenges regarding human rights. Illustrate with examples.

・ 与論町では、平成 27 年に男女共同参画社会基本法に基づき、「一人ひとりの人権が尊重され多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくりと誰もが安心して暮らすことができる社会づくり」を基本目標に、「与論町男女共同参画推進計画」を策定している。[4]

・ 与論町では、令和 2 年に児童生徒の尊厳保持を目的として、「与論町いじめ防止基本方針」を定め、町・教育委員会が実施する施策をきめ事実関係を調査する方針などを決め施行している。[5]

・ 与論町では、人権擁護委員を制定し、人権相談所を開設している。

・ 与論町では、高齢者への虐待防止についての通報・相談窓口を設置している。[6]

■ 指標 1 で言及されている政策文書または報告書、および監視報告書などのその他の関連文書とコンプライアンスの証拠をアップロードしてください。

Upload the policy document or report referred to in Indicator 1, and any other relevant documents and evidence of compliance

such as monitoring reports.

審査員コメント

外国人に対しては選挙権など一部制限があることに留意が必要ですが、憲法で保障される人権は広く適用されます。

5.5 人権法の公的な周知

5.5 Public communication of human rights laws

基準 5.4 「人権」に記載されている、搾取やハラスメントから人々を保護するための法律および確立された慣行は、施行され、公に周知されている。

The laws and established practices for the protection of people against exploitation and harassment as described in criterion 5.4 'Human rights' are enforced and publicly communicated.

■ 人権法は、適切な当局によって公に周知され、施行されていますか？ はい / いいえ

Indicator 1: Human rights laws are publicly communicated and enforced by the appropriate authorities. Yes / no

はい

■ a) 搾取やハラスメントから人々を保護するための法律や確立された慣行がどのように施行され、公に周知されているかを説明してください。ウェブリンクを提供し、例を挙げて説明してください。

Explain how laws and established practices for the protection of people against exploitation and harassment are enforced and publicly communicated. Provide weblink(s); illustrate with examples.

- ・与論島では、人権擁護委員を選任し、人権相談所を開設しており、与論町 HP や週報にて広報を行なっている。
- ・高齢者の虐待防止などについて、相談や通報を与論町役場にて受付をしており、与論町 HP で周知を行なっている。
- ・与論町商工会では、法改正の周知や長時間労働の是正、適正賃金の実現など、事業主が抱える課題解決を目的に、事業者向けの無料相談会やセミナーを開催している。[1]

- ・与論町では、子供をめぐる人権問題について「こどもの人権 110 番」窓口を窓口を開設している。[2]

- ・鹿児島県では、外国人の総合相談窓口を設置し、リーフレットや鹿児島県 HP にて周知を行なっている。[3]

https://www.pref.kagoshima.jp/ab12/tabunka_kyousei/gaikokujin_soudanmadoguchi/index.html?utm_source=chatgpt.com

- ・鹿児島地方務局：人権相談

https://houmukyoku.moj.go.jp/kagoshima/category_00003.html

■ これらの法律および関連する優れた慣行の施行と周知の証拠を提出してください。これには、指標 1 で言及されている観光企業や訪問者への周知も含まれます。詳細情報が掲載されているウェブページへのリンクがあれば含めてください。

Provide evidence of enforcement and communication of these laws and related good practices, including to tourism enterprises and visitors referred to in indicator 1. Include any links to a webpage presenting more information.

5.5_1_2026_チラシ_与論町商工会セミナー.pdf

[2] 広報よろん_こどもの人権 110 番案内.pdf

5.5_3_2026_リーフレット_鹿児島県外国人の総合相談窓口の案内.pdf

審査員コメント

ここで紹介されている取り組みは、概ね基準に適合していると評価されています。

5.6 アクセシビリティ

5.6 Accessibility

可能な限り、自然や文化的に重要な場所、施設、サービスは、障害のある方、特定のアクセス要件のある方、その他の特別なニーズのある方を含む、すべての人々が利用できるように配慮されています。場所や施設がすぐにアクセスできない場合は、その場所の完全性を考慮しながら、解決策の設計と実施を通じてアクセスが提供されます。場所、施設、サービスのアクセシビリティに関する情報は公開されています。

Where practical, sites, facilities and services, including those of natural and cultural importance, are accessible to all, including individuals with disabilities, specific access requirements or other special needs. Where sites and facilities are not immediately accessible, access is afforded through the design and implementation of solutions, whilst taking into account the integrity of the site. Information is made available on the accessibility of sites, facilities and services.

■ 目的地の場所、施設、サービスの特別なニーズを持つ訪問者へのアクセシビリティに関するポリシー文書またはレポートはありますか？ はい / いいえ

Indicator 1: Policy document or report available regarding accessibility of the destination's sites, facilities and services to visitors with special needs? Yes / no

はい

■ a) 観光・レジャーの場所、施設、サービスのアクセシビリティに関する関連ポリシーについて説明してください。

Describe relevant policy on accessibility of tourism/leisure sites, facilities and services.

ユニバーサルツーリズム推進の基本方針「奄美群島心のおもてなし推進事業」に基づき、「障害の有無や年齢に関わらず、誰もが安心して楽しめる環境づくり」を町の観光政策の基本としている。ハード整備だけでなく、受入体制（ソフト面）の強化により交流人口の拡大を目指している。^[1]

自然・文化遺産へのアクセシビリティ方針 自然や文化財の「真正性と景観」の保護を優先しつつ、スロープ設置等が困難な場所では、人的サポートや代替手段を提供する「合理的配慮」を行うことを方針としている。

情報提供と意識啓発（ソフト面）の方針 ハード面の制約を補うため、以下のソフト対策を徹底している。

- ・情報の可視化：Web等でバリアフリー情報を事前に公開し、旅行者の判断を助ける。^[2]
- ・心のバリアフリー：観光従事者への研修を通じ、設備不足を「おもてなし（人的介助）」でカバーする。[1]

多様なニーズへの対応 身体的な障害だけでなく、子育て世代も対象とし、観光協会と民間保育園が連携して、子供連れでも安心して滞在できる体制を整えている。

■ b) すぐにアクセスできない場所や施設へのアクセスが、解決策の設計と実施を通じてどのように提供されるかを説明してください。例を挙げて説明してください。資料も添付してください。

Explain how access to sites and facilities that are not immediately accessible is afforded through the design and implementation of solutions. Illustrate with examples. Documentation

心のバリアフリー認定制度：ヨロン島観光協会を含む、町内複数施設が認定を受けており、「かごしまバリアフリースターセンター」のウェブサイトにて、多言語（日・英・中・韓）で詳細なバリアフリー情報（段差、トイレの幅など）を公開している。[1][2]

[1] 報告書_おもてなしマリン研修.pdf

[2] 観光協会 HP_バリアフリー情報

事前相談窓口：同センターや観光協会に窓口を設置し、事前に障壁を確認・相談できる体制を整えることで、利用者の不安を取り除いている。

人的サポートによる物理的障壁の克服（現場解決策）物理的な改修が困難な自然エリアや施設に対しては、「人の力（人的介助）」を解決策として提供している。

奄美群島心のおもてなし推進事業：事業者向けに、高齢者や障害者への介助技術（車椅子操作や視覚障害者の誘導など）を学ぶ座学・実技研修を実施している。これにより、段差がある場所でもスタッフの適切なサポートによりアクセスを可能にしている。

マリナクティビティにおける適応策（体験の提供）海という、通常アクセスが困難な環境への解決策として、特別なトレーニングを実施している。[3]

適応型マリンスポーツ：マリナ事業者を対象に、障害特性に応じた安全管理とサポート方法の研修を行っている。これにより、障害のある方でもインストラクターの専門的な補助を受けることで、シュノーケリングやボートなどの体験が可能となっている。[4]

■ 指標1で言及されている資料を提供してください。場所、施設、サービスのアクセシビリティがどのように利用可能になっているかに関する情報を示してください。さまざまなアクセスニーズを持つ人々のためのアクセスを改善するためのプログラムの証拠を提供してください。

Provide the documentation referred to in indicator 1; present any information on how the accessibility of sites, facilities and services is made available. Provide evidence of programs to improve access for people with a range of access needs

[1] 心のバリアフリー認定施設一覧 <https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001976637.pdf>

[2] バリアフリー情報.pdf

[3] 報告書_2024年度 奄美群島心のおもてなし推進事業 事業報告.pdf

[4] 報告書_マリナ事業者へおもてなし研修.pdf

審査員コメント

「心のおもてなし推進事業」に関する報告書に基づき、本取り組みは2025年度限定の単年度プロジェクトです。また、翌年度以降も政策として継続するかは示されていません。翌年度以降の継続については示されていません。

5.7 計画への地域社会の関与

5.7 Community involvement in planning

その目的地は、持続可能な目的地の計画と管理における一般市民の参加を可能にし、促進します。

The destination enables and promotes public participation in sustainable destination planning and management

■ 公共（観光地）の計画と管理における市民参加を規定する法律、規制、または政策はありますか？ : はい / いいえ。

Indicator 1: Law, regulation or policy available arranging citizen participation in public (destination) planning and management: yes/no.

はい

■ a) 観光地がどのように管理と計画への市民参加を可能にし、促進しているかを説明してください。例を挙げて説明してください。

Explain how the destination enables and promotes public participation in management and planning. Illustrate with examples.

- ・与論島では、2022 年より 10 年間の「与論町観光振興計画」を策定し、観光協会の HP にて公開を行っており、また、上位計画である「第 6 次与論町総合振興計画（観光部門）」にも内容を反映させ、町民に公表を行なっている。[1][2]
- ・「与論町観光振興計画」推進にあたり、2 年毎に与論町民に観光に対するアンケートの徴収を行っており、アンケート結果の公表と振興計画の見直しを 2 年、2 年、3 年、3 年ごとに行なっている。[3]
- ・与論町では、与論町観光振興計画策定にあたり、ヨロン島観光協会会長・副会長を中心に町民 26 名、行政 2 名を含め、観光事業者からのアンケート、町内のインフラ環境水準を元に、令和 3 年 9 月～令和 4 年 3 月（約 6 か月間）で、全体会議を 3 回、分科会を約 6 回にわたり開催した。[4]

■ 指標 1 で言及されている政策文書または報告書、その他の関連文書、およびコンプライアンスの証拠をアップロードしてください。

Upload the policy document or report referred to in Indicator 1, other relevant documents and evidence of compliance

5.7_1_2026_ 与論町観光振興計画（計画策定の概要）(p. 2-3). pdf

5.7_2_2026_ 第 6 次与論町総合振興計画（観光部門）(p. 36 ~ 38)

5.7_3_2026_ 与論町観光振興計画（検証方法）(p. 60). pdf

5.7_4_2026_ 与論町観光振興計画（与論町観光振興計画策定委員会 委員名簿）(p. 参考資料 17). pdf

審査員コメント

今回の監査時には、観光振興計画そのものの見直し結果と指摘された改善点に対する対応状況の報告が求められます。

また、必要書類として、与論町観光振興計画見直し委員会の会議に関する、会員名簿や議事録などを作成し、提出することが求められます。

5.8 住民の関与とフィードバック

5.8 Resident engagement and feedback

その観光地には、持続可能な観光の機会と課題に対する地域住民の理解を深め、地域社会が対応する能力を構築するためのシステムがあります。

The destination has a system to enhance local understanding of sustainable tourism opportunities and challenges and to build the capacity of communities to respond.

■ 住民向けに観光に関する情報、教育、訓練を提供する政策またはプログラムはありますか？ はい / いいえ

Indicator 1: Policy or programme available aimed at providing information, education and training on tourism for residents. Yes / no

はい

■ a) その観光地がどのように地域社会の関与と対応を促進しているか説明してください。

Describe how the destination facilitates community engagement and response.

- ・与論町は2年ごとに町民へ「観光に対する町民アンケート」を実施している。[1]
- ・与論町では、島内の小中高等学校において、探究授業の中で地域の課題や観光振興などについて研究を行なっている。授業や成果発表会には、観光事業者やヨロン島観光協会職員、与論町商工観光課職員が参加している。[2][3]
- ・与論高校生は毎年、観光庁などが後援をしている「観光甲子園（高校生観光コンテスト）」に参加を行い、観光振興に対するアイデアを発表している。
- ・与論町は、和歌山大学・島内観光事業者と連携を行い、星空観光に向けて、町民の協力を得ながら、光害対策の研修や屋外照明の改修に関する説明会を実施し対策協力を得ている。[4]
- ・与論町は、拾い箱の設置を実施するとともに、観光協会では町民が主体となり実施している海岸保全プログラムに参加について啓蒙している。[5][6]
- ・ヨロン島観光協会や与論町は、観光マナーやルールを策定する際、島民にアンケートをとり、内容を確認・作成している。
- ・観光事業者に従業員の8割以上が住民であることを推奨している。[7]
- ・観光協会では、目安箱を設置し、対処している。[8]

■ b) 地元住民が、地元の観光開発の機会、課題、および持続可能性に関する議論にどのように定期的に参加しているかを説明してください。例を挙げて説明してください。

Explain how residents are regularly involved in discussions on opportunities, challenges and discussion on the sustainability of local tourism development. Illustrate with examples.

- ・与論町では、2年毎に観光に対するアンケートを実施している。
- ・与論町まちづくり懇談会を地区毎に毎年実施し、町民からの町政や観光に対する意見交換を行なっている。[9]
- ・観光に関する法定外目的税の徴収にあたり、観光事業者、宿泊事業者、文化団体、そして一般住民の代表など10名で構成される「与論町持続可能な観光地づくり財源検討委員会」を設置し、持続可能な観光地域経営を実現するための財源確保に向けて4回の検討委員会を実施し、町長へ答申を行った。[10]

■ 指標1で言及されている文書、および住民に提供された情報、教育、訓練のその他の証拠をアップロードしてください。

Upload documentation referred to in Indicator 1 and any other evidence of the information, education and training provided to residents.

5.8_1_2026_R7(2025) 住民観光意識調査

5.8_2_2026_ ゆんぬ学

5.8_3_2026_ 報告書_ ゆんぬ学支援 . pdf

5.8_4_2026_ 報告書 _ 屋外照明改修説明会 . pdf
5.8_5_2026_ 拾い箱について . jpg
5.8_6_2026_ ビーチクリーンについて
5.8_7_2026_ 宿泊・飲食店事業者サステナブルガイドライン . pdf
5.8_8_2026_ 目安箱 . jpg
5.8_9_2026_ 広報よろん vol.335(p3~5)
5.8_10_2026_ 議事録 _ 与論町持続可能な観光地づくり財源検討委員会 . pdf

審査員コメント

住民を中心とした取り組みが積極的に行われており、さらに、2 年ごとに「観光に関する住民アンケート」や、意見箱を活用した意識調査も実施されています。

5.9 利害関係者の貢献

5.9 Stakeholder contributions

企業、訪問者、および一般市民は、ボランティアとして、現金または現物で、地域社会および持続可能性の取り組みに貢献する機会を提供されています。

Enterprises, visitors and the public are offered opportunities to contribute to community and sustainability initiatives, as a volunteer, in cash or in kind.

■ 企業、訪問者、および一般の人々が、地域社会および持続可能性のイニシアチブに貢献する機会を提供する政策またはプログラムはありますか？ はい / いいえ

Indicator 1: Policy or program aimed at providing enterprises, visitors and the public the opportunity to contribute to community- and sustainability initiatives? Yes / no

はい

■ a) 観光事業、訪問者、および一般の人々が、ボランティアとして、または現金または現物で報酬を得て、責任ある方法で地域社会および持続可能性のイニシアチブに貢献する機会をどのように提供されているかを説明してください。例を挙げて説明してください。

Describe how tourism enterprises, visitors, and the public are offered opportunities to contribute to community and sustainability initiatives in a responsible manner, either as a volunteer or retributed in cash or in kind. Illustrate with examples.

ボランティアによる自然保護

：島内 9 ケ所の海岸に専用ゴミ箱を設置し、観光協会 HP で周知。訪問者がいつでも自主的に清掃に参加できる仕組みを提供している。

住民団体への支援：毎朝清掃を行う住民団体「海謝美」に対し、町がゴミ袋の現物支給や回収ゴミの無償処分を行い、活動を支援している。[1]

ウミガメ保護事業：2009 年より住民が観察員として産卵調査に参加しており、結果は学術会議で公表されている。観光客へは観察マナーの啓発を行っている。[2]

環境整備事業(委託)：行政予算を活用し、観光協会や地域団体に史跡・観光地の清掃や除草を業務委託している。これにより、住民が対価を得ながら地域の持続可能性に貢献できる機会を創出している。[3]

エコツアーガイド：住民がガイドとして自然・文化を案内し、適正な報酬を得ることで、保全活動と生計維持の両立を実現している。[4]

■ 指標 1 で言及されている裏付けとなる文書を提出してください。これには、会議への招待状、写真、ポリシー文書などが含まれます。

Provide any supporting documentation referred to in indicator 1. These can be invitations to meetings, pictures, policy documents etc...

5.9_1_2026_海謝美の団体概要資料.pdf

5.9_2_2026_日本ウミガメ会議発表.pdf

5.9_3_2026_環境整備事業概要.pdf

5.9_4_2026_エコツアーガイド資料.pdf

審査員コメント

地域社会や持続可能性に関わるサービスの機会が様々なステークホルダーに提供されています。

環境保全プログラムの概要と予算措置（資金源を含む）が必要です。

エコツアーガイドプログラムの全体像（プログラムの目的・概要、ガイド人数、実施結果を含む）について、次回、監査時に詳細な報告が必要です。

5.10 住民満足度

5.10 Inhabitant satisfaction

観光の持続可能性と観光地経営に対する地域社会の願望、懸念、満足度が定期的に監視され、その結果が公に報告され、それに対応して行動が取られています。

The aspirations, concerns and satisfaction of local communities with tourism sustainability and destination management is monitored regularly; results are publicly reported; and action is taken in response to them.

■ 住民満足度に関するポリシー文書またはモニタリングレポートの入手可能性：はい / いいえ。

Indicator 1: Policy document or monitoring report available on inhabitant satisfaction: yes/no.

はい

■ a) あなたの地域の住民の、観光の持続可能性と観光地経営に対する願望、懸念、満足度がどのように測定・監視されているか、またその頻度を説明してください。

Explain how the aspirations, concerns and satisfaction of your residents with tourism sustainability and destination management is measured and monitored, and how often.

与論町とヨロン島観光協会は、2022 年度より 2 年毎に「観光に対する住民アンケート」を実施し、観光に関する住民意識のモニタリングを行っている。調査項目には、観光客のマナーや混雑による生活環境への影響（懸念）、および今後の観光振興への期待（願望）など、持続可能性や観光地経営に直接関わる設問が含まれており、結果は町民へ公表され、次期計画に活用されている。[1][2]

宿泊税導入などの重要な課題については、別途アンケート等で住民の意向を測定しており、その結果は「与論町持続可能な観光財源検討委員会」での議論に反映され、住民や事業者の声を基盤とした観光地経営が行われている。[3]

■ b) 最新の結果と公開されているレポートを参照してください。

Refer to the latest results and publicly available report.

[1]R4 与論町観光と住民意識に関する調査

[2]R7 与論町住民観光意識調査

・与論町持続可能な観光財源検討委員会 <https://www.yoron.jp/kiji0038647/index.html>

■ c) 住民のモニタリングを受けて実施された対策を、例を挙げて要約してください。

Summarise actions taken in response to resident monitoring, illustrate with examples.

2022 年度（R4）の住民アンケートにおいて、インフラ整備に関する項目で「景観の良い場所への展望台や休憩場所の整備」を求める声が高くなった。この結果を具体的施策に反映させ、主要な観光地である大金久海岸に、誰でも無料で利用できる休憩所兼展望台（「渚の交番」施設内）を新たに整備・設置した。[1]

同アンケートや住民協議の場において、「星空を守るための環境づくり」や光害への懸念が示された。これに対するアクションとして、町は防犯灯や屋外照明の改修（光害対策型への切り替え）を実施した。同時に、導入にあたって住民説明会を開催し、単なる設備更新にとどまらず、星空保護に対する住民の理解と合意形成を図っている。[2][3]

■ 指標 1 で言及されているポリシー文書またはレポート、その他の関連文書、およびコンプライアンスのその他の証拠をアップロードしてください。

Upload the policy document or report referred to in Indicator 1, other relevant documents and other evidence of compliance.

- 5.10_1_2026_ 与論町観光と住民意識に関する調査結果
- 5.10_2_2026_ 与論町持続可能な観光財源検討委員会 <https://www.yoron.jp/kiji0038647/index.html>
- 5.10_3_2026_ 与論町観光振興計画（アンケート集計結果）(p. 参考資料 9-16).pdf

審査員コメント

2 年ごとに実施される「観光に関する住民アンケート」では、住民満足度の把握と課題の抽出を行っています。改善点の特定や結果の公表に加え、今後も継続的なモニタリングを実施します。引き続き状況を見守り、適切な対応を行っていきます。

5.11 経済的影響のモニタリング

5.11 Monitoring economic impacts

観光が目的地の経済に直接的および間接的に貢献しているかを監視し、公に報告します。これには、訪問者数、訪問者支出、雇用、投資データ、および経済的利益の分配に関する証拠などの適切なデータを含める必要があります。

The direct and indirect contribution of tourism to the destination's economy is monitored and publicly reported, and should include appropriate data, such as levels of visitor volume, visitor expenditure, employment and investment data, and evidence on the distribution of economic benefits.

■ 観光が目的地の経済に与える経済的影響に関する公開報告書は入手可能ですか？ はい / いいえ

Indicator 1: Public report available on the economic impact of tourism on the destination's economy? Yes / no

はい

■ 経済的影響がどのように測定され、監視されているかを説明してください。

Explain how economic impacts are measured and monitored

2021 年より継続的に実施している「来島者アンケート調査」において、満足度のみならず「費目別観光消費金額（宿泊費、飲食費、土産代等）」を詳細に調査している。これにより、一人当たりの消費単価や経済貢献度を測定しており、調査結果はヨロン島観光協会会員へリアルタイムで共有されるほか、協会の年次総会資料等で公表されている。[1]

島内の全宿泊施設を対象に、宿泊データを一元管理するシステムを導入している。これにより、単なる人数だけでなく、客室単価（ADR）や稼働率といった経済指標をリアルタイムで分析可能である。データの正確性を担保するため、観光協会担当者が毎月事業者を訪問し、入力状況の確認を行っている。[2]

1970 年代から半世紀以上にわたり入域客数を計測し、月ごとの変動を監視している。これらのデータは観光協会より毎月配布公開されており、長期的な経済トレンドの把握に活用されている。[3]

収集した消費額データや事業者からの売上報告（観光施設の販売状況等）を基に、独自の「経済波及効果計算式」を用いて、観光が地域経済に与える直接的・間接的な効果を算出している。この分析結果は、与論町観光振興計画の策定や検証に用いられている。[4]

■ 指標 1 で言及されているモニタリングレポート、およびその他のコンプライアンスの証拠（モニタリングデータテーブルなど）をアップロードしてください。

Upload monitoring report referred to in Indicator 1; and any other evidence of compliance (e.g. monitoring data tables)

5.11_1_2026_ 宿泊データ分析システムの管理画面（キャプチャ）.png

5.11_2_2026_ 資料_ 令和7年ヨロン過去入込動向 2025. pdf

5.11_3_2026_ 資料_ 宿泊データ分析システム結果. pdf

5.11_4_2026_ 資料_ ヨロン島入込調査表 2025. pdf

審査員コメント

経済的影響に関するデータ収集については、来訪者数や消費額が調査されています。
雇用や投資に関するデータは国勢調査を活用していますが、
新たな雇用創出までの分析には至っていません。
経済波及効果は 2021 年度まで記録されていますが、その後のデータはありません。
以降の記録は示されていません。

5.12 地元の起業家を支援する

5.12 Supporting local entrepreneurs

その観光地は、地元の企業、サプライチェーン、持続可能な投資を支援することで、観光消費を地域経済に留めることを奨励しています。

The destination encourages the retention of tourism spending in the local economy through supporting local enterprises, supply chains and sustainable investment.

■ 観光収入を地域経済に留めるための政策 / プログラムはありますか？ はい / いいえ。

Indicator 1: Policy/program available to promote retention of tourism income in the local economy. Yes / no.

はい

■ a) その観光地が、地元の企業、サプライチェーン、持続可能な投資を支援することで、どのように観光消費を地域経済に留めることを奨励しているのか説明してください。例を挙げて説明してください。

Explain how the destination encourages the retention of tourism spending in the local economy through supporting local enterprises, supply chains, and sustainable investments. Illustrate with examples.

宿泊費以外の観光消費を島内の中小事業者へ確実に行き渡らせるため、ヨロン島観光協会主導で以下のインセンティブ施策を展開している。

- ・地域商品券付与による体験利用の促進：オフシーズンの誘客と陸域アクティビティの活性化を目的に、「地域商品券付与旅行商品造成事業」を実施している。2泊以上滞在する観光客に対し、島内27の陸域体験プログラム限定で利用できる割引クーポンを配布し、観光収入がマリン事業だけでなく幅広い地元事業者へ還元されるよう誘導している。[1]

- ・島内観光パスポートによる周遊促進：会員事業者の利用促進に向け、「島内観光パスポート」を販売している。保持者に対し、参画する島内17事業者（小売・飲食・サービス）での割引特典を提供することで、観光客の島内周遊と地元店舗での購買行動を強力に後押ししている。[2]

観光消費の島外流出（輸入食材への依存）を防ぐため、「食を通じた観光魅力度向上事業」を通じて地元サプライチェーンを強化している。本事業では、宿泊施設や飲食店における地産地消の推進、地産品を使ったメニュー開発、および生産供給体制の整備を支援している。令和2年の1事業所を皮切りに、令和3年から令和7年にかけては毎年3事業所ずつを公募で選出し、継続的な伴走支援を行っている。これにより、食材調達費が地域農漁業者へ還元される「経済の地域内循環」を構築している。[3]

■ 指標1で言及されている政策文書、その他の関連文書、およびコンプライアンスの証拠をアップロードしてください。

Upload the policy document referred to in Indicator 1, other relevant documents and evidence of compliance.

5.12.1_2026_地域商品券付与旅行商品造成事業（報告書/NAS）

5.12.2_2026_島内観光パスポート

5.12.3_2026_食を通じた観光魅力度向上事業（申請書/NAS）

審査員コメント

観光産業を支援する取り組みとして評価されるものの、中小企業向けの具体的な政策や行動計画は示されていません。

中小企業支援に関する方針や具体的な計画は示されていません。資金援助や経営コンサルティングは、地域企業の成長を後押しするために不可欠です。

サプライチェーンの維持強化や持続可能な投資の推進にもつながります。

さらに、次の監査時には全体像と参加者名簿を作成し、

観光関連の参加者の状況を把握できるようにしてください。

13

5.13 地元の製品やサービスを促進する

5.13 Promoting local products and services

その観光地は、地域の自然や文化を反映し、フェアトレードの原則に基づいた、持続可能な地元の製品の開発と購入を促進しています。これには、食品や飲料、工芸品、舞台芸術、農産物などが含まれます。

The destination promotes the development and purchase of local sustainable products that reflect the area's nature and culture and that are based on fair trade principles. These may include food and beverages, crafts, performance arts, agricultural products, etc.

■ 地元の製品の促進に関するポリシー文書またはプログラムはありますか？：はい / いいえ

Indicator 1: Policy document or program available on the promotion of local products: yes/no.

はい

■ a) その観光地がどのように地元の持続可能な製品の開発と購入を促進しているのか説明してください。例を挙げて説明し、関連する政策文書やオンラインソースを参照してください。

Explain how the destination promotes the development and purchase of local sustainable products. Illustrate with examples and refer to relevant policy documents and online sources.

持続可能な製品やサービスを生み出す事業者を育成するため、国の認定を受けた「創業支援等事業計画」に基づき、商工会による伴走型支援（ハンズオン支援）を実施している。具体的には、登録免許税の減免や無担保保証に加え、「与論町稼ぐ力の向上に向けた創業・事業拡大支援事業補助金制度」を活用し、観光業や農林水産業を行う事業者への利子補給を行っている。これにより、「相談→計画→資金調達→事業化」をワンストップで支援し、地域資源を活用した新規事業の参入障壁を下げている。[1]

ヨロン島観光協会主導の「ヨロン特産品開発促進事業」により、地元の自然素材や農水産物を活用した製品開発を支援している。対象となる製品は、地元農産物の加工品、伝統的な技術を用いたクラフト製品、環境に配慮した土産物など多岐にわたる。単なる商品開発にとどまらず、島外への販路開拓までを支援することで、地域産業の活性化と新たな付加価値の創出を促進している。[2]

開発された製品が確実に観光客に消費される仕組みとして、「食を通じた観光魅力度向上事業」を展開している。宿泊施設や飲食店に対し、地元食材（キビ酢、熱帯果樹、鮮魚等）を活用したメニュー開発や、生産者とのマッチングを支援している。これにより、観光客が食事や体験を通じてこれらを購入・消費することで、観光収益が生産者（一次産業）へ還元される地域内経済循環を構築している。[3]

■ 指標1で言及されている政策文書または報告書、およびその他の関連文書と適合性を示す証拠をアップロードしてください。

Upload the policy document or report referred to in indicator 1, and any other relevant documents and evidence of compliance.

5.13.1_2026_ 与論町稼ぐ力の向上に向けた創業・事業拡大支援事業補助金制度

5.13.2_2026_ 報告書_ ヨロン特産品開発促進事業

5.13.3_2026_ 申請書_ 食を通じた観光魅力度向上事業

審査員コメント

いくつかの取り組みが行われていますが、これらの観光分野における成果を示すことが必要です。また、これらの商品購入促進の取り組みについても、次回の監査時にご用意ください。

5.14 観光業における地元雇用の促進

5.14 Promoting local employment in tourism

その観光地は、観光業におけるキャリアの機会と研修を奨励し、支援しています。

The destination encourages and supports career opportunities and training in tourism.

■ 地元住民向けの観光関連の研修機会の提供を示す文書が入手可能であること。

Indicator 1: Documentation available indicating the provision of tourism-related training opportunities for local residents

はい

■ a) 観光業における地元雇用の促進するための、その観光地のプログラムや取り組みについて説明してください。戦略やプログラムの策定、および研修の提供において、地元の企業がどのように協議されたのかを説明してください。

Describe the destination's program or efforts to promote local employment in tourism; explain how local businesses have been consulted in developing the strategy/program and providing the trainings.

・与論町では、海洋教育授業を通し、高校生・中学生へ観光教育を行い、観光産業への地元雇用発展のため、調査やインターン研修などを実施している。

・与論町では、地元の特産品販売・飲食店などの観光産業への創業支援に向け、商工会・観光協会・行政などとともにとり論町創業支援部会を立ち上げ、チャレンジショップの開催、創業支援研修会（イノベーション）や勉強会（ゆんぬ創業塾）による支援を実施しており、地元観光事業者も講師として参画している。[1][2][3]

■ 指標1(研修プログラム、ポリシー)で言及されている書類、およびその他の準拠の証拠(会議、研修セッションなどの写真や招待状)をアップロードしてください。

Upload any document showing referred to in Indicator 1 (training program, policy); and any other evidence of compliance (pictures or invitations to meetings, training sessions etc).

5.14_1_2026_ チャレンジショップ資料

5.14_2_2026_ 創業支援研修会資料

5.14_3_2026_ 勉強会資料

審査員コメント

起業支援施策として導入された研修プログラムへの観光業従事者の参加状況は、今後必要な情報となります。

5.15 オーバーツーリズムの回避

5.15 Avoiding overtourism

訪問者が地域社会や他の訪問者に与える社会的影響が適切に監視されている

The social impact of visitors to the local community and other visitors is appropriately monitored.

■ 訪問者が地域社会に与える影響に関するモニタリング計画または報告書はありますか？ はい / いいえ

Indicator 1: Monitoring plan or report available on the impact of visitors on the local community. Yes / no

はい

■ a) 訪問者が地域社会や他の訪問者に与える社会的影響がどのように監視されているかを説明してください。

Explain how the social impact of visitors to the local community and other visitors is monitored.

・与論町では、島内全ての宿泊事業者に共通のモバイルチェックインシステムの導入を行なっているため、当日の島内宿泊者数を観光協会会員は確認することができる。それにより、飲食店やアクティビティなどの事業者は当日の混雑予測や対策を行うことが可能となる。現状システムでは、当日と過去の島内宿泊者数のみしか把握することはできないが、今後は、宿泊予約者数も把握できるように進めている。[1]

・与論町では、毎年宿泊事業者の収容可能人数の調査を実施しており、イベントなどの実施の際は、オーバーツーリズムとならないようイベント募集人数の調整を行なっている。[2]

・与論町では、島内全ての宿泊事業者に共通のモバイルチェックインシステムの導入を行い、来訪回数・属性・来訪目的・島内の宿泊人数のモニタリングを行い、経済波及効果測定を実施し、観光客の動向・調査結果を観光協会会員に公開を行っている。

・与論町では、島内への入域者数調査として、飛行機や船の入島者数を調査し、公開を行っている。[3]

■ 指標 1 で言及されている書類をアップロードしてください。その他、適合性を示す証拠があれば追加してください。

Upload document referred to in Indicator 1; add any other evidence of compliance

[1] モバイルチェックインシステムの概要資料

[2] 収容可能人数調査資料

[3] 観光客の動向・調査結果資料

審査員コメント

現時点でオーバーツーリズムは発生していませんが、宿泊施設の収容人数や予約状況に基づき監視を続けています。

宿泊施設の収容人数や予約状況をもとに監視が行われており、今後は観光影響評価シートへの記録が求められます。

観光影響評価シート（1.6 基準）の記載が必要です。

16

5.16 不動産の搾取

5.16 Property exploitation

観光目的の不動産賃貸や譲歩を含め、不動産開発および運営の社会経済的影響を最適化するための計画ガイドライン、規制、および / またはポリシーが目的地に存在します。

The destination has planning guidelines, regulations and/or policies to optimise the socio-economic effects of real estate development and operations, including property rental and concessions for tourism purposes.

- 目的地で個人所有の不動産が（長期を含めて）訪問者に賃貸されていない場合は、N/A にチェックを入れることができます。

N/A can be ticked if no privately owned real estate is rented to visitors (incl long-term) in the destination.

- 不動産開発および / または(短期)不動産賃貸を規制するポリシー文書またはレポートの入手可能性：はい / いいえ。

Indicator 1: Policy document or report available on regulating real estate development and/or (short-term) property rentals: yes/no.

はい

- a)：不動産開発と住宅の利用可能性、（短期）不動産賃貸と譲歩、そしてそれらがこれまでの地域社会に与えた影響と、今後 5 年間に与える影響について、目的地の状況を説明してください。

Describe the destination's situation in terms of real estate development and availability of housing; (short-term) property rental and concessions, and their impact on the local community so far and in the next five years.

近年、島外資本による海岸沿いの宿泊施設開発や移住者の増加に伴い、不動産需要が急増している。これに伴い、以下の「負の影響」が顕在化している。

- ・ 住環境への圧迫：住宅賃料が上昇傾向にあり、地元住民やリターン希望者の居住コスト負担が増加している。
- ・ 開発と保全の対立：リゾート開発により、景観の改変や、地域住民が大切にしてきた文化的・歴史的な場所へのアクセスが阻害される懸念が生じている。

住宅確保に向けた対策と官民連携（居住優先のバランス）観光用途への無秩序な不動産転用を防ぎ、住民の居住機会を確保するため、以下の対策を講じている。

- ・ 官民連携による空き家対策：官民一体の任意団体「住まいるプロジェクト実行委員会」を設立し、民間不動産業者や建築業者と協力して空き家の掘り起こしと改修を実施している。[1][2]

- ・ 空き家バンクの活用：「空き家バンク」制度により、賃貸・売却可能な物件情報を集約し、定住希望者へ優先的に提供している。これにより、短期的な観光賃貸（民泊等）よりも定住促進を優先する方針を明確にしている。[3]

今後 5 年間も観光需要に伴う開発圧力と地価上昇傾向は続くと予測される。これに対し、町は現在策定中の「景観条例」や土地利用計画を厳格に運用することで、乱開発を抑制する。また、町営住宅の整備や空き家のリノベーション支援を加速させ、観光産業の発展と住民の生活安定が両立する持続可能な不動産市場の形成を目指す。[4] [5]

- b) 地域社会への悪影響（経済的影響、騒音、迷惑行為などを考慮）を避けるために、どのような計画ガイドライン、規制、または政策が策定されているか、またどのような対策を準備しているかを説明してください。例を挙げて説明してください。

Explain any planning guidelines, regulations and/or policies are developed, and what measures you are preparing, to avoid negative impacts on the local community, considering financial impacts, noise and nuisance. Illustrate with examples.

与論町は、土地や水資源、インフラ容量が限られた島嶼環境にある。近年、移住者や島外からの就業希望者の増加に加え、外部資本によるリゾート開発圧力が高まっている。これにより、住宅不足や家賃上昇（経済的影響）、および無秩序な開発

による騒音や生活環境の悪化（迷惑行為）が懸念されており、従来の「自由な利用」から「適切な管理・規制」へと政策転換を図っている。[5]

住宅需要の急増による町民の居住機会喪失を防ぐため、「第3期与論町総合戦略」において空き家活用を重点施策に位置付けている。町の実態調査（※平成27年度調査等）によれば、即入居可能な空き家は51戸（全体の約38%）確認されているが、これらを有効活用するため、「シェアハウス整備数」などをKPIに設定し、改修補助を行っている。これにより、新築が困難な状況下でも安価な住宅供給を確保し、地域経済への悪影響（住居費高騰による人口流出）を抑制している。[6][7]

開発に伴う住民生活への干渉（騒音、プライバシー侵害、眺望阻害）を未然に防ぐため、現在「与論町景観条例」の策定準備を進めている。本条例は、建物の高さや色彩、配置を規制することで、地域の伝統的な景観を守るだけでなく、住宅地と商業・観光施設の無秩序な混在を防ぐゾーニングの役割も担う。策定にあたっては、住民協議の場を設け、地域の合意形成を前提としたルール作りを徹底している。[8]

■ c) 関連する開発やトレンドをどのように監視しているかを明確にしてください。

Clarify how you monitor relevant developments and trends.

移住・定住相談窓口および「空き家バンク」の運用を通じて、住宅需要の増減や移住者の属性変化をリアルタイムで記録・監視している。特に、窓口寄せられる「物件が足りない」「家賃が上がっている」といった生の声を定性データとして蓄積することで、公的な統計が出る前の段階で、住宅不足や不動産市場の過熱兆候を早期に把握できる体制を整えている。[2]

入域者数や宿泊データ分析システム、来訪者アンケートの結果を月次ベースで集計し、観光需要のトレンドを精緻に監視している。これに加え、観光協会が実施する宿泊事業者への定期訪問・聞き取りを通じて、「施設の稼働率逼迫による増室計画」や「新規参入の噂」などの現場レベルの情報を吸い上げ、統計データと照らし合わせることで、将来的な開発圧力の高まりを予測している。[9] [10]

一定規模以上の開発に関しては、国土利用計画法に基づく届出だけでなく、関係部署（建設、農林、観光、環境）間の情報共有会議を通じて、計画の初期段階（事前相談レベル）から把握に努めている。これにより、法的な手続きが行われる前の段階で、地域住民への生活影響や景観リスクを察知し、事業者への指導や地域合意形成の必要性を迅速に判断する仕組みを運用している。[11] [12]

■ 指標1で言及されているポリシー文書またはレポートをアップロードし、その他の関連文書（例：モニタリングレポート）およびコンプライアンスの証拠を追加してください。

Upload the policy document or report referred to in indicator 1, add any other relevant documents (e.g. monitoring report) and evidence of compliance.

- 5.16.1_2026_「住まいるプロジェクト」の活動報告書（p2）.pdf
- 5.16.2_2026_空き家活動の活動報告会
- 5.16.3_2026_空き家バンクの登録データ
- 5.16.4_2026_地価または家賃相場の推移データ（あれば）<https://tochidai.info/kagoshima/yoron/>
- 5.16.5_2026_与論町景観計画（案）（P37～50）
- 5.16.6_2026_第3期与論町総合戦略（p12）
- 5.16.7_2026_第3期与論町総合戦略内空き家・シェアハウスについてのKPI案
- 5.16.8_2026_空き家実態調査のデータ
- 5.16.9_2026_入域者数データ
- 5.16.10_2026_宿泊分析システム結果報告書
- 5.16.11_2026_国土利用計画法に基づく届出
- 5.16.12_2026_景観条例案（p47）

審査員コメント

現時点では特に問題は発生していませんが、そのような状況に対応するための規制（景観条例）が検討されています。
これらの状況への対策について、現在審議中です。

5.17 健康と安全

5.17 Health & safety

訪問者と居住者に対する犯罪、安全、および健康上の危険は、防止され、対応され、適切に監視され、公に報告される。

Crime, safety, and health hazards for visitors and residents are prevented, responded to, adequately monitored, and publicly reported

■ 訪問者と居住者向けの健康と安全に関するポリシー文書またはレポートはありますか？：はい / いいえ。

Indicator 1: Policy document or report available on health & safety to visitors and residents: yes/no.

はい

■ a) 訪問者と居住者に対する犯罪、安全、および健康上の危険がどのように監視されているかを説明してください。

Explain how crime, safety, and health hazards for visitors and residents are monitored.

犯罪発生件数および交通事故（レンタカー事故を含む）の状況については、鹿児島県警察および与論幹部派出所が 24 時間体制で監視を行っている。これらのデータは県警公式ホームページや町への報告を通じて公表されており、地域住民のみならず、観光客が巻き込まれた事案についても区分・把握されている。これにより、観光地として来訪者の安全状況を含めた包括的な治安監視が行われている。[1]

感染症の発生動向や食中毒などの健康被害については、県および地域の保健所が医療機関と連携して定点把握を行っている。特に観光客の利用が多い海水浴場においては、シーズン前に水質検査を実施し、大腸菌群数などの衛生基準を監視している。また、ハブクラゲ等の危険生物の出没情報は、ライフセーバーや監視員を通じて即時に共有され、利用者の健康被害を未然に防ぐ体制をとっている。[2][3][4]

台風や津波などの自然災害リスクについては、気象庁および町の防災危機管理課が J-ALERT（全国瞬時警報システム）等を用いて監視している。緊急時には、島内全域に設置された防災行政無線や登録制メールを通じて、住民だけでなく滞在中の観光客に対しても、避難指示等の安全情報が即座に伝達される仕組みが確立されている。

■ b) 目的地の予防および対応計画を明確にしてください。例を挙げて説明してください。

Clarify the destination's prevention and response plan. Illustrate with examples.

警察および関係機関との連携により、地域全体でリスクを可視化し、事故を未然に防ぐ体制を構築している。

リスクの可視化：鹿児島県警察の「犯罪・交通事故情報マップ」を活用し、事故多発地点等を周知している。

警察、消防、商工会、観光協会等が連携し、交通安全キャンペーンや海難救助訓練を実施している。これらの活動には宿泊・観光事業者も主体的に参加しており、訓練で得たノウハウを基に、ツアー開始時やチェックイン時に観光客へ具体的な注意喚起（危険箇所の説明等）を行うことで、来訪者の事故防止に努めている。

自然災害発生時に、地理に不案内な観光客がパニックに陥らないよう、具体的な誘導手順を確立している。

合同避難訓練の実施：年に 1 回、行政、消防団、宿泊事業者、地域住民が参加する津波避難訓練を実施している。本訓練では、「観光客の誘導」を重要項目と位置づけ、宿泊施設スタッフが宿泊客を高台の避難所へ速やかに誘導するシミュレーションを行い、実効性を確認している。

訪問者の想定行動の周知：各客室への避難経路図の設置や、チェックイン時の説明を通じて、発災時には「スタッフの指示に従い、直ちに高台へ避難する」という行動指針を訪問者に周知している。

3. 情報弱者への視覚的伝達（ユニバーサル対応）音声情報が届きにくい状況への解決策として、視覚的な伝達手段を導入

している。

津波フラッグの運用：R7 年 7 月の津波注意報発令を契機に、大金久地区にて「津波フラッグ」を導入した。これにより、聴覚障害のある方や、波音で防災無線が聞こえにくい遊泳中の観光客に対し、視覚的に危険を伝達する。マリン事業者が旗を確認次第、直ちに客を陸に上げ避難させる運用ルールを策定しており、現在、マリン事業組合を通じて全加盟社への普及と徹底を図っている。

■ 指標 1 で言及されているポリシー文書またはレポートをアップロードし、その他の関連文書（例：モニタリングレポート）およびコンプライアンスの証拠を追加してください。

Upload the policy document or report referred to in indicator 1, add other relevant documents (e.g. monitoring reports) and evidence of compliance.

- 5.17_1_2026_ 令和 6 年度交通統計 (p2)
- 5.17_2_2026_ 鹿児島県 感染症発生動向調査 (週別データ)
- 5.17_3_2026_ 海水浴場の水質検査結果報告書
- 5.17_4_2026_ ハブクラゲの発見について .pdf
- 5.17_5_2026_ 与論町防災計画 (p. 20). pdf
- 5.17_6_2026_ 防災無線の案内
- 5.17_7_2026_ 地震・津波車両避難誘導及び避難所開設訓練報告書
- 5.17_8_2026_ 宿泊施設のスタッフが客役を誘導しているシーンや、観光客向けの避難マニュアル (システムから DL 待ち)
- 5.17_9_2026_ 津波フラッグの写真
- 5.17_10_2026_ 交通安全キャンペーン等の写真
- 5.17_11_2026_ 与論町犯罪・交通事故発生件マップ

「観光客も情報を得られる」ことの証明として、多言語版の防災マップなどがあればベストである。

審査員コメント

鹿児島県警察の公式ウェブサイトでは、犯罪発生状況などの情報を提供しています。
英語・韓国語・中国語で案内があり、宿泊者向けの避難マニュアルも外国人の方にご利用いただけます。
外国人旅行者向け

5.18 リスクと危機管理

5.18 Risk and crisis management

その目的地には、その目的地に適したリスク軽減、危機管理、および緊急時対応計画があります。主要な要素は、住民、訪問者、および企業に伝えられます。計画を実行するための手順とリソースが確立されており、定期的に更新されます。

The destination has a risk reduction, crisis management and emergency response plan that is appropriate to the destination. Key elements are communicated to residents, visitors and enterprises. Procedures and resources are established for implementing the plan and it is regularly updated.

■ その目的地には、起こりうる危機や災害に対処するためのリスクおよび危機管理計画が用意されていますか？ はい / いいえ

Indicator 1: The destination has risk and crisis management plans in place to address potential crises and disasters. Yes / no

はい

■ a) 起こりうる自然災害、健康に関する災害、その他の災害に対処するために、リスク軽減、危機管理、緊急時対応に関してどのような計画が存在するか説明してください。

Explain what plans exist for risk reduction, crisis management, and emergency response to address potential natural, health, and other disasters.

与論町では、島内で想定されるあらゆる災害リスクに対処するため、災害対策基本法に基づき「与論町地域防災計画」を策定している。本計画では、台風、津波、地震等の自然災害に対し、「災害予防」「応急対策」「復旧・復興」の3フェーズごとに、行政・消防・警察・ライフライン事業者等の役割分担と連携手順を体系的に定めており、ハード・ソフト両面からのリスク軽減策を実施している。[1]

健康上の災害リスクに関しては、同防災計画および別途定める「新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき、危機管理体制を整備している。感染症流行時には、国および鹿児島県の対処方針と整合を図りつつ、管轄保健所や町立診療所と連携し、迅速な防疫措置、患者搬送、および住民への正確な情報伝達を行う計画となっている。[2]

本計画の保護対象は地域住民に限定されず、「滞在中の観光客・来訪者」も明確に含まれている。発災時には、観光協会および宿泊事業者と連携し、以下の対応を行う体制を整えている。

避難誘導：宿泊施設が誘導主体となり、観光客を指定避難所へ安全に誘導する。[3]

情報提供：防災無線が聞き取れない等の状況を想定し、宿泊施設や観光案内所を通じて、災害情報や交通機関の運行状況を伝達する。[4]

安否確認：観光客の安否情報を集約し、関係機関と共有する。

■ b) 主要な要素が住民、訪問者、企業にどのように伝えられるか説明してください（例：ウェブページを参照）。

Describe how key elements are communicated to residents, visitors and enterprises (eg. refer to webpage)

地域住民および企業に対しては、デジタルとアナログを組み合わせた多層的な手段で周知している。

平常時（啓発・準備）：町公式ホームページへの計画掲載に加え、全戸配布される「週報」を活用し、防災訓練の日程やハザードマップの更新情報を定期的に周知している。また、年1回の避難訓練や各戸への避難地図配布を通じて、物理的な避難ルートの確認を促している。[6]

緊急時（警報・指示）：島内全世帯および事業所に配布・設置された「防災行政無線（戸別受信機）」により、緊急地震速報やJ-ALERTと連動した音声放送を屋内へ直接届ける体制を確立している。[4] [5]

観光客に対しては、来島前から滞在中、発災直後まで、フェーズに応じた情報提供を行っている。

平常時（事前情報・備え）：観光協会公式ホームページでの防災情報公開に加え、入島時に配布する「観光ガイドマップ」に避難場所や避難経路を明記している。これにより、旅行者が楽しい情報を得ると同時に、滞在エリアの安全情報を自然に認識できる仕組みとしている。[7] [8]

緊急時（行動誘導）：発災時には、宿泊施設に設置された防災ラジオや広報車による巡回放送に加え、宿泊事業者や観光案内所スタッフが避難誘導を行う。また、大金久海岸等では「津波フラッグ」による視覚的な伝達を行い、放送が聞こえにくい遊泳中の客に対しても緊急避難を促す。[9]

日本語を解さない訪問者の安全を確保するため、情報の多言語化を推進している。

多言語マップと標識：観光ガイドマップや主要な避難場所の案内標識には、英語および共通のピクトグラム（図記号）を併記している。[10]

■ c) 計画を実行および更新するために、どのような手順とリソースが確立されているかを説明してください。例を挙げて説明してください。

Explain what procedures and resources are established for implementing and updating the plan. Illustrate with examples.

「与論町地域防災計画」の実効性を担保するため、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）に基づいた検証手順を確立している。具体的には、年 1 回の津波避難訓練において、行政・警察・消防に加え、宿泊事業者や地域住民が連携し、情報伝達や避難誘導の手順を実地で確認している。訓練終了後には関係機関による振り返り（検証会）を行い、抽出された課題（避難ルートの不備や連絡体制の遅延等）を洗い出し、次期計画への改善点として記録している。[11]

計画の更新は、町長を会長とし、指定行政機関や公共機関（警察、海保、通信事業者等）で構成される法定組織「与論町防災会議」が主導している。毎年、国の法改正や社会情勢の変化、および上記訓練での検証結果を踏まえて内容を点検・審議し、必要な修正を行っている。これにより、特定の担当者だけでなく、関係部署・関係機関との合意形成を経た上で、常に最新かつ実効性のある計画へとアップデートされる仕組みが制度化されている。[12]

計画の持続的な運用を支える人的リソースとして、令和 7 年度より総務企画課に「地域防災マネージャー」の有資格者を「地域防災専門員」として配置する。これにより、専門的知見に基づく計画運用、訓練の高度化、および関係機関との調整機能を強化する。また、防災資機材の維持管理や訓練実施、啓発活動に係る予算を毎年度確保し、ハード・ソフト両面から計画実行に必要なリソースを安定的に供給している。[13]

■ 指標 1 で言及されている文書（例：リスク登録簿、危機管理計画、緊急時対応計画）をアップロードしてください。その他の補足文書も追加してください。

Upload documentation referred to in indicator 1 (e.g. risk register, crisis management plan, emergency response plan); add any other supporting documentation

5.18_1_2026_ 与論町地域防災計画の表紙と目次

特に「観光客の安全確保」や「帰宅困難者対策」について触れられているページがあればベスト⇒なし

5.18_2_2026_ 「新型インフルエンザ等対策行動計画」の表紙

5.18_3_2026_ 災害時対応マニュアル（観光事業者向け）

5.18_4_2026_ J- アラート資料

5.18_5_2026_ 防災無線の写真

5.18_6_2026_ 週報_ 防災訓練の日程・ハザードマップ（広報よろん vol. 333）

5.18_7_2026_ 観光協会 HP_ 防災について

5.18_8_2026_ 観光ガイドマップ

5.18_9_2026_ 津波フラッグの写真

5.18_10_2026_ 観光ガイドマップ（英）

5.18_11_2026_ 与論町地域防災計画（検証のページ）

5.18_12_2026_ 与論町防災会議条例

5.18_13_2026_ 地域防災専門員採用（p9~10）

審査員コメント

市町村や観光協会のウェブサイトで情報を確認でき、また外国人旅行者向けのガイドブックには、防災・緊急時情報にアクセスできる QR コードも掲載されています。

来訪者向けのガイドブックには、防災や災害時の対応情報へアクセスできる QR コードが掲載されています。情報を取得することができます。

6.1 企業におけるサステナビリティ（持続可能性）の推進

6.1 Promoting sustainability among enterprises

その地域（観光地）は、観光関連企業に対して、サステナビリティに関する問題を定期的に情報提供し、企業の事業運営をより持続可能なものにするよう奨励し、支援しています。

The destination regularly informs tourism-related enterprises about sustainability issues and encourages and supports them in making their operations more sustainable.

■ 民間セクター（観光業を含む）のサステナビリティを支援する政策文書または報告書は入手可能ですか？：はい / いいえ

Indicator 1: Policy document or report available on supporting private sector (incl tourism) sustainability: yes/no

はい

■ a): その地域（観光地）が、観光関連企業の事業運営をより持続可能なものにするために、どのように情報提供、奨励、支援を行っているのか説明してください。事例とウェブサイトの参照先を挙げて説明してください。

Explain how the destination informs, encourages and supports tourism-related enterprises with the aim to make their operations more sustainable. Illustrate with examples and web references.

- ・ 与論町は GSTCSTTP を 2021 年、2022 年に実施した。 [1]
- ・ 2021 年より毎年、1 年に一回、観光施設、宿泊施設、飲食店などを対象に体の不自由な人たち向けの対応について ”おもてなし研修” を実施している。
- [2]
- ・ マーケティング調査結果として、観光協会会員向けに ”宿泊分析データ” システムを LINE にて毎月配布している。 [3]
- ・ 年に 1 回、ヨロンマラソン時期に宿泊施設向けに持続可能な観光についての説明会を観光協会と役場が共に実施している。
- [4] [5]

■ 指標 1 で言及されている政策文書、その他の関連文書、およびコンプライアンスの証拠をアップロードしてください。

Upload the policy document referred to in indicator 1, any other relevant documents and evidence of compliance.

- [1] GSTCSTTP 出席名簿
- [2] おもてなし研修のチラシ
- [3] 宿泊データ分析システム結果
- [4] 報告書_ヨロンマラソンの時の宿会説明会 .pdf
- [5] サステナビリティガイドライン

審査員コメント

本文および添付資料に基づき、提供されている情報は一般的な内容に限られています。
また、進捗状況の報告は行われていません。

6.2 持続可能性基準

6.2 Sustainability standards

その地域（観光地）は、持続可能性基準の採用を推進しており、可能な場合は、観光企業に対して GSTC（グローバル・サステナブル・ツーリズム協議会）が業界で認知している基準や、GSTC-I の認定を受けた認証制度の適用を促進しています。

The destination promotes the adoption of sustainability standards, promoting the application of GSTC-Industry Recognized standards and GSTC-I Accredited certification schemes for tourism enterprises, where available.

■ 指標 1) 観光事業者が持続可能性基準と認証（利用可能な場合は GSTC 認定および認証）を採用することを促進するためのプログラム / 計画はありますか？

Indicator 1): Program/plan available to promote among tourism businesses the adoption of sustainability standards and certification; when available GSTC recognised and Accredited.

はい

■ 指標 2) 宿泊施設の総数

Indicator 2): [B2a] total number of accommodations

44

■ 指標 3) GSTC 認証を受けた宿泊施設の数

Indicator 3): [B4a] Number of GSTC- certified accommodations

0

■ その他に認証を受けた宿泊施設の数

Indicator 4): Number of additionally certified accommodations

0

■ a) 目的地が、企業に持続可能性基準と認証の採用をどのように奨励しているかを説明してください。事例を挙げて説明してください。目的地が企業の持続可能な観光認証制度を推進している（オンライン）参考文献があれば追加してください。

Explain how the destination encourages enterprises to adopt sustainability standards and certification. Illustrate with examples. Add any (online) references where the destination promotes sustainable tourism certification schemes for enterprises.

- 与論町では、町内の観光関係者を対象にした GSTC STTP を 2021 年および 2022 年に開催するとともに、希望者に対して国内で開催されている GSTC STTP の案内を行い、これまでに 46 名が研修に参加している。[1]
- 現在は、認証取得に向けた基盤整備フェーズとして、人材育成と基準理解を優先しており、今後は準備が整った事業者から段階的に国際認証の取得を促進していく方針である。[2] [7]
- 島内の宿泊事業者および飲食事業者向けに、GSTC 基準の読み合わせ研修会や Green Key の紹介を実施している。あわせて、GSTC 基準をもとに、宿泊事業者用・飲食事業者用のアセスメント、ガイドラインおよび基本方針を作成するため、各事業者とそれぞれ 5 回ずつ打ち合わせを行い、GSTC 講師の確認を経て整備した。これらは観光施設向け補助金等の要項にも「遵守していること」を明記し、制度として推進している。[3]
- 上記ガイドラインに基づくアセスメントを実施している。[4]
- 与論町役場商工観光課では、「与論町宿泊施設等高付加価値化事業補助」を通じて、節電対策や文化要素の導入など、持続可能な観光認証制度の推進を目的とした補助金制度を実施している。[5]
- 与論町役場およびヨロシ島観光協会では、年に 1 回以上、宿泊施設向けにホテル認証の推奨および研修会を実施している。また、中規模以上の宿泊施設に対しては、直接的な声掛けによりホテル認証の取得促進を行っている。[6]

■ 指標 1 で言及されているプログラムをアップロードしてください。また、指標 2 ~ 4 をサポートするその他の関連文書を追加してください（これらはスプレッドシートとして提示できます）。

Upload program referred to in Indicator 1; and add other relevant documentation that supports indicators 2-4 (these can be

presented as a spreadsheet)

- [1] GSTC STTP 出席名簿
- [2] GSTC STTP チラシ
- [3] サステナビリティガイドライン観光庁事業報告書
- [4] アセスメント観光庁事業報告書
- [5] 与論町宿泊施設等高付加価値化事業補助
- [6] 心のバリアフリー認定制度 認定施設一覧 ”
- [7] GSTC STTP ニュース

審査員コメント

シャワーヘッドの交換や LED 化など、GSTC 認証取得に向けた資本投資の成果を示す必要があります。
与論町の宿泊施設等価値向上補助制度を活用した取り組みについても、
それらの成果や実施状況を提示してください。
町や観光協会による年 1 回以上の研修会の実施状況も今後示す必要があります。
直近の GSTC STTP セッションは 2022 年に開催されましたが、認証制度の推奨を裏付ける具体的な取り組みや証拠は観光事業者に提示されていません。
認証制度の推奨を裏付ける証拠は、観光事業者に提示されていません。
認証制度についての具体的な取り組みや
証拠は示されていません。

Business involvement

03

6.3 認証された企業の公開

6.3 Publication of certified enterprises

持続可能性の認証を受けた観光企業または観光商品のリストが維持され、一般に公開されていること。

A list of sustainability certified tourism enterprises or tourism products is maintained and publicly available.

■ 認証された企業または観光商品を表示するウェブページはありますか？：はい / いいえ

Indicator 1. Webpage available displaying certified business or tourism products: yes/no

はい

■ a) 目的地内の認証された持続可能な観光関連企業と製品、および関連する旅行代理店のリストを提供してください。このリストは完全で、最新の状態に保たれ、一般公開 / 宣伝されている必要があります。(1500 文字以内)

Provide a list of certified sustainable tourism-related enterprises and products within the destination and relevant travel agencies. This should be complete, kept up to date, and publicly available/promoted.(15 00 文字以内)

現在は、認証取得に向けた基盤整備フェーズとして、人材育成と基準理解を優先しており、今後は準備が整った事業者から段階的に国際認証の取得を促進していく方針である。

■ b) 持続可能性の認証を受けた観光関連企業および製品が旅行者やツアーオペレーターに宣伝されているウェブページのリンクを少なくとも 1 つ提供してください。

Provide a link to at least one webpage where all sustainability certified tourism-related enterprises and products are promoted to travellers and tour operators.(15 00 文字以内)

島内の宿泊事業者および飲食事業者向けに、GSTC 基準の読み合わせ研修会や Green Key の紹介を実施している。あわせて、GSTC 基準をもとに、宿泊事業者用・飲食事業者用のアセスメント、ガイドラインおよび基本方針を作成するため、各事業者とそれぞれ 5 回ずつ打ち合わせを行い、GSTC 講師の確認を経て整備した。これらは観光施設向け補助金等の要項にも「遵守していること」を明記し、制度として推進している。[1] [2] [3]

■ サポートドキュメントをアップロードできます。

You may upload any supporting documents.

[1] サステナブルガイドライン

[2] 高付加価値化

審査員コメント

現在、持続可能性認証を取得した観光事業者はありません。

6.4 水の消費量（企業）：

6.4 Water consumption (enterprises)

企業は、水の消費量を測定、監視、管理し、公に報告することが推奨されます。

Enterprises are encouraged to measure, monitor, manage and publicly report on water usage.

■ 目的地の企業の環境パフォーマンスを向上させるためのポリシー文書 / レポート（水の消費量の測定、監視、管理、報告を含む）。はい / いいえ

Indicator 1: Policy document / report available on improving the environmental performance of destination enterprises, including measuring, monitoring, managing and reporting water usage. Yes / no

はい

■ a) 目的地は、観光関連企業に対して、どのように水の消費量を削減し、公表することを奨励していますか？

Explain how the destination encourages (tourism related) enterprises to reduce and publish water consumption.

隆起サンゴ礁の島である与論町にとって、水は最も貴重な資源である。町は「与論町サステナブルガイドライン」を策定し、観光事業者に対して毎月の水道使用量を記録・モニタリングすることを強く推奨している。現時点では、個別の使用量を外部へ公表することまでは義務付けていないが、まずは事業者が自社の消費実態を数値として「内部管理（把握）」することを重視している。また、蛇口の流量調整（節水コマの利用）や連泊時のリネン交換不要ルールの導入など、具体的な節水行動を促している。[1]

節水機器への投資を経済的に支援するため、「与論町宿泊施設等高付加価値化事業補助金」を運用している。本制度では、持続可能な観光認証（サステナブル認証）の取得に向けた取り組みを対象としており、節水型トイレやシャワーヘッドへの更新、雨水利用設備の導入などが補助対象となる。これにより、事業者の経済的負担を軽減しつつ、物理的な節水対策の実装を加速させている。[2]

新規の宿泊施設開発や増改築の際には、事前の事業計画説明において島内の水需給の逼迫状況を詳細に説明している。特に、大量の水を消費するプールの設置については極力抑制するよう指導を行っている。既存のプール保有施設に対しても、渇水期における使用制限や、地下水保全への配慮を個別に要請し、観光開発が生活用水を圧迫しないよう調整を図っている。

今後は、与論町サステナブルガイドラインを活用し、事業者が水光熱費のデータを管理できる仕組みの構築を目指している。また、事業者向け勉強会を通じて、先進的な節水事例を共有し、将来的には事業者全体での消費量削減目標の設定や、実績の公表（見える化）へとつなげていく方針である。[3]

■ 指標 1 で言及されているプログラムやレポート、およびそれを裏付ける資料をアップロードしてください。

Upload a program and/or report as referred to in Indicator 1; and any supporting documentation.

6.4.1_2026 6.4.1_2026 宿泊事業者・飲食店サステナブルガイドライン（水利用について）

[2] 「与論町宿泊施設等高付加価値化事業補助金」の公募要領または交付規定

補助対象経費に「改修費（節水設備等）」や「サステナブル対応」が含まれていることがわかる部分。これが「具体的なプログラム実施の証拠」となる。

開発事業者向け説明資料または協議議事録

もしあれば、行政が事業者に対して「水事情」を説明している資料や、プール設置に関する指導記録。

[3] 節水ステッカー

審査員コメント

「宿泊施設付加価値向上事業補助金」施策の一環として、節水型トイレやシャワーヘッド設置、雨水利用設備の導入など、改修に対する実際の補助金支出額を次回監査時に明記する必要があります。

節水トイレやシャワーヘッドの設置、または雨水利用システムの導入などの改修について、次回の監査時に詳細を記載することが求められます。

新規開発や改修時に島の水資源制約を説明する文書がある場合、開発や改修時には、企業がプールなどの大量に水を消費する施設の導入を抑えるよう助言することが求められます。

また、干ばつ時や地下水保護の観点から、プール利用の制限などを求める場合があります。

既存のプール施設についても、こうした報告書や参考資料を今後添付・提示してください。

6.5 固形廃棄物（企業）：

6.5 Solid waste (enterprises)

企業は、食品廃棄物を含む固形廃棄物の回避、削減、再利用、リサイクルを奨励されています。使い捨て品、特にプラスチックを排除または削減するための措置が講じられます。再利用またはリサイクルされない残りの固形廃棄物は、安全かつ持続可能な方法で処分されます。

Enterprises are encouraged to avoid, reduce, reuse, and recycle solid waste, including food waste. Action is taken to eliminate or reduce single-use items, especially plastics. Any residual solid waste that is not reused or recycled is disposed of safely and sustainably.

■ 観光関連企業の環境パフォーマンス（廃棄物管理、食品廃棄物削減、使い捨てプラスチック削減を含む）を改善するためのポリシー文書 / レポートはありますか？ はい / いいえ

Indicator 1: Policy document / report available on improving the environmental performance of tourism-related enterprises, including waste management and reducing food waste and single-use plastics. Yes / no

はい

■ a) その観光地が、観光関連企業に対して、固形廃棄物の回避、削減、再利用、リサイクル、および適切な処分をどのように奨励しているかを説明してください。例を挙げて説明してください。

Explain how the destination encourages its (tourism-related) enterprises to avoid, reduce, reuse, recycle, and adequately dispose of solid waste. Illustrate with examples.

島嶼環境にあり廃棄物処理能力が限られているため、「与論町サステナブルガイドライン」において、事業者に対し 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の徹底を求めている。具体的には、年 1 回以上開催する宿泊事業者向け研修会において、島内独自の厳格な分別ルールの遵守を指導するとともに、プラスチック資源循環促進法に基づく「使い捨てアメニティの提供削減（Avoid/Reduce）」や、生分解性素材への転換を推奨している。[1]

廃棄物管理のレベルを上げるため、サステナブルなホテル認証の取得を強力に推奨している。特に、環境負荷の大きい中規模以上の宿泊施設に対しては、役場および観光協会職員が直接訪問し、認証取得のメリットを説明するとともに、認証基準に含まれる「廃棄物量のモニタリング」や「プラスチック削減目標の設定」に取り組むよう個別に働きかけを行っている。[2]

■ b) 企業の廃棄物削減の取り組みと、廃棄物消費に関する達成目標が、どのように監視、報告され、一般公開されているかを説明してください。

Explain how enterprises' waste reduction efforts and achieved goals on waste consumption are monitored, reported, and publicly available..

現状においては、各事業者が自社の排出実態を把握する「内部管理体制」の構築を最優先事項としている。具体的には、「与論町サステナブルガイドライン」および「サステナブルアクションプラン 10 ヶ条」を策定し、事業者に対して廃棄物量の記録（モニタリング）と、自社なりの削減目標の設定を推奨している。これにより、数値に基づく改善活動の土台を形成している。[4] [5]

企業の取り組み状況を把握するため、与論町役場とヨロン島観光協会は、年に 1 回、同ガイドラインに基づく「サステナブル・アセスメント」を実施している。このプロセスにおいて、各事業者は自己評価を行うとともに次年度の「年間行動計画」を作成し、事務局へ提出（報告）することが求められる。これにより、行政側は各社の取り組み状況や課題を定期的にモニタリングできる体制を整えている。[2]

■ c) 指標 1 で言及されている資料をアップロードしてください。目的地内の企業から出る固形廃棄物がどのように管理されているかを示す資料（投資、ワークショップなど）、および固形廃棄物に関する一般公開されている監視・報告の証拠を提出してください。

Upload documentation referred to in indicator 1. Provide any documents showing how solid waste from businesses is managed within the destination (e.g investments, workshops) and evidence of publicly available monitoring and reporting on solid waste.

- [1] 報告書_ 宿会研修会 . pdf
- [2] サステナブルガイドラインアセスメント訪問 . jpg
- [3] 事業者向けゴミの出し方について条例
- [4] 与論町サステナブルガイドライン（廃棄物の項目）
- [5] アクションプラン 10 ケ条」の冊子データ

審査員コメント

廃棄物管理条例に基づく研修プログラムが実施されていることを次回監査時に示す必要があります。
また、これらの研修が廃棄物や食品ロスの回避・削減・再利用・リサイクル促進につながっていることも示してください。
次回監査では、食品廃棄物を含む固形廃棄物への取り組み内容も報告してください。
現時点で、企業は廃棄物削減目標の設定や定期的なモニタリングをまだ実施していません。
定期的な状況把握も未導入です。

6.6 エネルギー消費量（企業）

6.6 Energy consumption (enterprises)

企業は、エネルギー消費量の測定、監視、削減、および公表を奨励されています。

Enterprises are encouraged to measure, monitor, reduce, and publicly report energy consumption.

■ 目的地の企業の環境パフォーマンス（エネルギー消費 / 効率を含む）を改善するための政策文書 / プログラムはありますか？ はい / いいえ

Indicator 1: Policy document / program available on improving the environmental performance of destination enterprises, including energy consumption/efficiency. Yes / no

はい

■ a) 企業がエネルギー消費量の測定、監視、削減、および公表に関して、どのように情報提供され、奨励されているかを説明してください。

Explain how enterprises are informed and encouraged re: measuring, monitoring, reducing, and publicly reporting energy consumption.

「与論町サステナブルガイドライン」に基づき、各事業者に対して電気・ガス等のエネルギー使用量の記録とモニタリングを強く推奨している。現時点では個別のエネルギー消費量の外部公開（Public reporting）を義務化するには至っていないが、まずは事業者が自社の排出実態を数値として把握し、削減意識を高める「内部管理体制」の構築を最優先事項として位置付けている。[1]

具体的な削減行動を経済面から後押しするため、以下の支援制度を事業者へ積極的に周知・案内している。

町の支援：「与論町宿泊施設等高付加価値化事業補助金」により、省エネ性能の高い設備への更新や断熱改修を支援している。[2]

県の連携：鹿児島県が実施する「GX（グリーントランスフォーメーション）推進再エネ導入支援事業」の情報を商工会等を通じて提供し、中小企業による太陽光発電等の再生可能エネルギー導入を促進している。[3]

与論町およびヨロン島観光協会が主催する「サステナブル研修会」を、エネルギー効率向上に関する情報提供の場として活用している。今後は、上記補助金を活用して大幅な削減を達成した事業者の「省エネ好事例」を共有するセッションを設け、ノウハウの横展開を図る予定である。こうした取り組みを通じて事業者の意識レベルを底上げし、将来的には各社が実績を公表できる環境づくりを目指す方針である。[4]

■ 指標1で言及されている資料をアップロードしてください。また、それを裏付ける資料があれば追加してください。

Upload documentation referred to in indicator 1; add any supporting documentation.

[1] 「与論町サステナブルガイドライン」（エネルギー項目）

[2] 与論町宿泊施設等高付加価値化事業補助金の要綱またはチラシ

[3] 鹿児島県「GX 推進再エネ導入支援事業」の案内資料

[4] 報告書「サステナブル研修会」

審査員コメント

自治体や都道府県の補助金対象となる事業の実績を明確に示す必要があります。

さらに、観光事業者が次回監査で言及されている「サステナブルワークショップ」に参加しているかも示してください。

6.7 温室効果ガス排出量（企業）

6.7 Greenhouse gas emissions (enterprises)

企業は、事業運営のあらゆる側面（サプライヤーやサービスプロバイダーからの排出を含む）からの温室効果ガス排出量を測定、監視、最小化し、報告することが奨励されています。残りの排出量に対する効果的な相殺も推奨されます。

Enterprises are encouraged to measure, monitor, and minimise and report greenhouse gas emissions from all aspects of their operation (including from suppliers and service providers). Effective compensation of any remaining emissions is encouraged.

■ 観光地の企業の環境パフォーマンスを向上させるためのポリシー文書 / レポート（GHG 排出量の測定と補償を含む）。はい / いいえ

Indicator 1: Policy document / report available on improving the environmental performance of destination enterprises, including measuring and compensating GHG emissions. Yes / no

はい

■ a) 企業が事業活動からの温室効果ガス（GHG）排出量を削減し、報告するように促され、情報提供されている方法を説明してください。例を挙げて説明してください。

Explain how enterprises are encouraged towards and informed about, reducing and reporting GHG emissions from their operations. Illustrate with examples.

与論町は「与論町サステナブルガイドライン」を策定し、観光事業者に対して具体的な GHG 削減行動を推奨している。具体的には、送迎や配送業務における「環境配慮型車両への転換」や「2 分以上のアイドリング禁止」、「業務交通の最小化（ルート最適化）」を求めている。これらの実施状況については、年に 1 回の「サステナブル・アセスメント」の提出を推奨しており、現状ではチェックリスト形式による定性的な報告を行政が収集・把握する仕組みとなっている。[1]

事業者のモチベーション向上を図るため、鹿児島県が実施する「かごしま温室効果ガス排出量削減事業者表彰」の情報を、商工会や観光協会を通じて積極的に周知している。また、県の「温室効果ガス削減相談窓口」や省エネ診断サービスを案内することで、中小事業者だけでは不足しがちな専門知識や技術的な削減ノウハウを提供している。[2] [3]

■ b) 温室効果ガス（GHG）排出量を削減できない場合、企業が残りの排出量を効果的に補償するようにどのように促されているかを説明してください。観光地は、その作業を実施する外部機関（例：環境 NGO）を参照しても構いませんが、これは観光地によって明確にサポート / 促進されている必要があります。

If it is not possible to reduce GHG emissions, explain how enterprises are encouraged to effectively compensate any remaining emissions. The destination may refer to an external party (e.g. environmental NGO) who carries out the work, but this should clearly be supported/facilitated by the destination.

技術的に削減が困難な GHG 排出分（不可避排出）への対策として、鹿児島県が運用する「かごしまエコファンド制度」を推奨している。本制度は、県内の森林整備によって生み出される CO2 吸収量を「クレジット」として認証・販売する仕組みである。与論町は、島外への資金流出を伴う海外のクレジットではなく、同じ県内の環境保全に貢献できる本制度を、信頼できる補償手段として事業者以案内している。[4]

地域におけるカーボン・オフセットの具体的な実践例として、「与論空港の整備工事」における活用事例がある。本工事では、建設機械の稼働等により排出される CO2 を「かごしまエコファンド」のクレジット購入によりオフセットした。行政および公共インフラ整備が率先して環境コストを負担したこの事例は、地域内における脱炭素活動の重要なモデルケース（規範）となっている。[5]

与論町およびヨロン島観光協会では、上記の空港整備での事例を「好事例」として活用し、島内の観光事業者に対しても同制度の利用を働きかけている。具体的には、商工会や建設業組合を通じた制度周知を行い、事業活動に伴う削減困難な排出分について、地元の森林資源を守る形での補償（貢献）を選択肢として提示している。

■ 指標 1 で言及されている文書をアップロードしてください。また、企業がエネルギー消費量と温室

効果ガス排出量を測定、監視、最小化、報告するように促されている方法に関する補足文書を追加してください。

Upload documentation referred to in indicator 1; add any supporting documentation on how enterprises are encouraged to measure, monitor, minimise, and report energy consumption and greenhouse gas emissions.

- [1] 「与論町サステナブルガイドライン」の該当ページ
アイドリングストップや車両利用について記載された箇所。
- [2] かごしま温室効果ガス排出量削減事業者表彰
- [3] 温室効果ガス削減相談窓口
- [4] 「かごしまエコファンド」の制度パンフレットまたは概要資料
- [5] ヨロン空港整備工事の議事録の中から（カーボンオフセットの記載しているもの）

審査員コメント

観光事業者によるサステナブル評価の提出状況や審査状況をしっかりと確認・評価することが重要です。
観光事業者に対するサステナブル評価の提出状況や審査状況を確認することが重要です。
「与論空港改良事業」は、鹿児島エコファンド制度におけるカーボンオフセットの優良事例となっています。
鹿児島エコファンド制度のもとで展開されています。

Business involvement

08

6.8 平等で公正な雇用（企業）

6.8 Equal and fair employment (enterprises)

観光地内の観光企業は、地元の雇用、研修、昇進における機会均等、安全で安心な労働環境、そしてすべての従業員への生活賃金の提供を約束します。

The destination's tourism enterprises commit to providing equality of opportunity for local employment, training and advancement, a safe and secure working environment, and living wages for all.

■ 指標 1：地元の観光企業に対し、地元の雇用、スタッフへの研修機会、生活賃金、安全で安心な労働環境を奨励することを目的としたポリシー文書はありますか？ はい / いいえ

Indicator 1: Policy document available aimed at encouraging local tourism enterprises towards local employment, training opportunities to staff, living wages and a safe and secure working environment. Yes / no

はい

■ a) 観光地がどのように観光企業に、地元の雇用、研修、昇進の機会均等、安全で安心な労働環境、そしてすべての従業員への生活賃金の提供を伝え、約束させているのかを説明してください。

Describe how the destination informs tourism enterprises and make them commit to providing equality of opportunity for local employment, training and advancement, a safe and secure working environment, and living wages for all.

地元雇用者のスキルアップとキャリア形成（昇進の機会）を支援するため、与論町商工会と連携し、活発なセミナー・研修事業を展開している。具体的には、経営改善、DX 導入、接遇向上などのセミナーを定期的に開催し、事業主および従業員に対して、島内にいながらにして最新の知識・技能を習得する機会を均等に提供している。また、国の認定を受けた「創業支援等事業計画」に基づき、創業希望者へのハンズオン支援を行い、新たな雇用創出と多様な人材の参画を促進している。[1] [2]

企業に対し、安全で公正な労働環境の構築のコミット支援として、商工会の「エキスパートバンク（専門家派遣）制度」を活用している。本制度を通じて、社会保険労務士等の専門家を事業所へ派遣し、就業規則の作成・見直しや賃金体系の適正化を個別に指導し、単なる法令順守にとどまらず、従業員が安心して働ける明確なルールの明文化を促している。[3]

安定した雇用と賃金を維持・拡大する事業者へのインセンティブとして、「与論町稼ぐ力の向上に向けた創業・事業拡大支援事業補助金」を運用している。本制度では、観光業や農林水産業における事業拡大（＝雇用の質と量の向上）を行う事業者を対象に、融資に対する利子補給を行い、事業者の経営基盤を強化し、すべての従業員に対して「生活賃金」を継続的に支払える経済力を下支えしている。[4]

労働基準法等の国内法に基づく「機会均等」「安全衛生」「最低賃金」の厳格な適用については、鹿児島労働局および名瀬労働基準監督署と連携して周知・監視を行っている。町内企業に対しては、ポスターやホームページを通じて「労働条件相談ほっとライン」の窓口を周知し、労働者が不当な扱いを受けた際に相談できるセーフティネットを機能させている。[5]

■ 指標 1 で言及されている文書をアップロードしてください。また、観光地がこれらの様々な責任に関する企業のコミットメントをどのように確保、監視、文書化しているかを示す追加の証拠を提供してください。

Upload documentation referred to in Indicator 1; provide any additional evidence on how the destination ensures, monitors and documents the enterprises' commitments on these various responsibilities

[1] 与論町認定創業支援等事業計画 . pdf

[2] 商工会主催セミナーのチラシや開催一覧

[3] 「エキスパートバンク」の案内チラシ

[4] 与論町稼ぐ力の向上に向けた創業・事業拡大支援事業補助金

[5] 労働条件相談ほっとライン」や「最低賃金」のポスター

審査員コメント

採用の平等や公正な雇用慣行は、労働基準法などの法律により制度的に保証されており、労働環境の改善を支援する制度も整備されています。労働環境を向上させるための支援制度も整備されています。

6.9 アクティビティ提供者の行動規範

6.9 Activity providers code of practice

アクティビティ提供者とツアーガイドは、ツアーの影響を最適化するために、責任ある持続可能な小旅行に関する関連する行動規範を遵守する必要があります。

Activity providers and tour guides have to adhere to a relevant code of practice for responsible and sustainable excursions, in order to optimise the impact of the tour.

- もしその観光地にアクティビティプロバイダーやツアーガイドがいない場合は、N/A（該当なし）にチェックを入れることができます。

N/A can be ticked if no activity providers and tour guides are active in the destination.

- 指標 1：責任ある持続可能な小旅行のための義務的な行動規範はありますか？ はい / いいえ

Indicator 1: An obligatory code of practice for responsible and sustainable excursions is available? Yes / no

はい

- a) その規範が、小旅行を提供する事業者が悪影響を避け、観光地でのツアーから良い影響を促進する方法について、どのようなガイドラインを含んでいるかを説明してください。

Describe how the code contains guidelines for excursion providers on how to avoid negative impacts, and promote positive impacts from their tour in the destination.

事業者および参加者が守るべき行動規範として「陸と海のアクティビティガイドライン」を策定し、自然環境や地域文化への悪影響（ネガティブ・インパクト）を未然に防いでいる。本ガイドラインでは、以下のような具体的な行動基準を明記している。[1]

環境面：サンゴ礁への接触・アンカリングの禁止、野生生物への餌付け禁止、外来種持ち込みの防止。

文化面：集落内での水着歩行の禁止、聖地（御嶽等）への無断立ち入り禁止、騒音の抑制。また、違反行為に対しては、観光協会や他のガイドによる相互監視と通報制度を運用し、ルールの実効性を担保している。

質の高い自然体験を提供し、訪問者の環境意識を向上させる（ポジティブ・インパクト）ため、広域的な認証制度である「奄美群島認定エコツアーガイド制度（2019年制定）」を導入している。認定ガイドになるためには、自然・文化に関する深い知識に加え、救急救命法やリスクマネジメントの習得が必須条件となる。与論島内には現在19名（2024年度時点）の認定ガイドが在籍しており、彼らは地域の自然や文化の価値を正しく伝える「インタープリター」としての役割を果たしている。[2] [3]

ガイドの質を維持・向上させるため、厳格な更新制度を設けている。認定ガイドは毎年の活動実績報告に加え、3年ごとの更新研修および試験の受験が義務付けられている。この研修プロセスを通じて、最新の保全知識や安全管理技術へのアップデートを行い、ツアーの持続可能性と安全性を継続的に担保している。また、「ヨロン島エコツアーガイド連絡協議会」では、GSTCの方針を取り入れた自主ルールを運用し、業界全体でのレベルアップを図っている。[4] [5] [6]

- a) アクティビティを提供する事業者が、その行動規範をどのように適用するように訓練されているのか、また、その規範へのコミットメントがどのように奨励されているのかを説明してください。

Explain how activity providers are trained to apply the code of practice and how commitment to the code is encouraged.

「ヨロン島エコツアーガイド連絡協議会」が中心となり、ガイドのスキル維持・向上のための研修会を年間12回以上実施している。認定ガイドの資格を維持するためには、これらの研修に年間最低3回以上参加することを義務付けており、単なる登録制ではなく、継続的に学習する者だけがガイドとして活動できる仕組みを構築している。また、新規ガイドに対しては、これまで奄美群島広域事務組合が主催していた全10回の「初期段階研修」を、令和6年度より同協議会が引き継ぎ形で開催し、基礎知識の習得を徹底している。[4] [7]

特にリスクの高いマリンアクティビティを提供する事業者に対しては、マリン事業組合への加盟に加え、必要な船舶免許、

船舶検査証、および賠償責任保険の加入証書の写しを、毎年観光協会へ提出することを義務付けている。この更新手続き（ドキュメントチェック）を経なければ、観光協会の会員として紹介されない仕組みとすることで、安全基準とコンプライアンスへのコミットメントを強く奨励している。[8]

ガイドラインの遵守を確実にするため、ガイド団体内での相互監視（ピア・モニタリング）を行っている。現場でのルール違反（サンゴへの接触や危険行為など）が発見された場合、観光協会や協議会に通報される体制となっており、通報を受けた際は対象事業者への聞き取り調査を実施する。事実確認がなされた場合には、厳重注意や是正勧告を行うことで、自浄作用のある規律維持を図っている。

■ 指標 1 で言及されている裏付けとなる文書をアップロードし、その他の文書も追加してください。

Upload any supporting documentation referred to in indicator 1; and add any other documentation .

- 6.9_1_2026_「陸と海のアクティビティガイドライン」の全文または抜粋
- 6.9_2_2026_ 奄美群島認定エコツアーガイド制度
- 6.9_3_2026_ 奄美群島認定エコツアーガイド 19 名が登録されていることがわかるリスト
- 6.9_4_2026_ 認定ガイド更新について
- 6.9_5_2026_ ヨロン島エコツアーガイド連絡協議会_自主ルール
- 6.9_6_2026_ 奄美群島観光島づくりプラン
- 6.9_7_2026_ エコツアーガイド連絡協議会_研修会スケジュール
- 6.9_8_2026_ マリン事業者の提出書類チェックリスト
- 6.9_9_2026_ エコツアーガイド連絡協議会会員規約（通報について）

審査員コメント

アクティビティガイドやエコガイドなどが、持続可能な観光への行動規範を定めています。
観光活動に適用されています。

10

6.10 敬意を払い正確なプロモーション

6.10 Respectful & Accurate promotion

観光地のプロモーション、マーケティングメッセージ、観光客向けの情報資料、その他のコミュニケーションは、その観光地の価値観とサステナビリティへの取り組みを反映したものでなければなりません。それらは、商品、サービス、サステナビリティに関する主張を正確に記述し、本物であり、地域社会、自然、文化遺産を尊重して扱わなければなりません。

Destination promotion, marketing messages, visitor information material, and other communication reflects the destination's values and approach to sustainability. They are accurate in describing products, services and sustainability claims; authentic and treat local communities and natural and cultural assets with respect.

■ その目的地の主なコミュニケーション資料の例が入手可能であり、この基準の要件に準拠していること。

Indicator 1: Examples of the destination's main communication material are made available, and are in compliance with the requirements of this criterion.

はい

■ a) 目的地のコミュニケーションが、製品、サービス、および持続可能性に関する主張を正確に説明している方法を、いくつかの例を挙げて説明してください。

Explain with some examples how the communication of the destination is accurate in describing products, services and sustainability claims;

ヨロン島観光協会の公式ウェブサイトや発行物に掲載する情報は、各事業者からの申請内容をそのまま掲載するのではなく、協会事務局が情報の「正確性」と「信頼性」を担保するゲートキーパー（管理者）としての役割を果たしている。具体的には、掲載前に担当職員が原稿内容を確認し、以下の基準に基づいて審査を行っている。

事実確認：提供されるサービス内容や価格、設備情報が事実と相違ないか。

法令遵守：景品表示法や関連法規に抵触する表現がないか。

修正指導：誤解を招く曖昧な表現や過度な誇張が見られる場合は、協会側で修正案を提示し、事業者の合意を得た上で公開している。

特に「エコツアー」や「サステナブル」といった持続可能性に関する主張（Sustainability Claims）については、その根拠を厳格に確認している。例えば、ウェブサイト上で「エコツアー」として紹介・販売する商品は、基準 6.9 で定めた「陸と海のアクティビティガイドライン」を遵守している事業者、または認定ガイドが同行するツアーのみに限定している。これにより、単なるマーケティング用語としての「エコ」の使用を防ぎ、消費者に提供される体験と情報の不一致（期待外れ）を回避している。[3]

情報の鮮度と正確性を維持するため、年に 1 回、全会員事業者に対して登録情報の確認・更新作業を実施している。また、利用者（観光客）からのフィードバックやクレームをモニタリングし、掲載情報と実際のサービスに乖離が生じていることが判明した場合には、直ちに事業者へ事実確認を行い、情報の修正や業務改善を指導する体制を整えている。[1] [2]

■ b) 目的地の地域社会、自然および文化的な資産を説明し宣伝する際に、プロモーションがどのように真正性と正確さを保っているかを例を挙げて説明してください。

Explain with examples how promotion is kept authentic and accurate when describing and promoting the local community, natural and cultural assets at the destination

観光プロモーション（PR 動画やパンフレット等）の制作プロセスにおいて、企画段階から住民、事業者、観光協会職員が参画する「住民主体の合意形成」を徹底している。外部の広告代理店主導ではなく、実際に生活する住民の意見（地域希望）を反映させることで、商業的に脚色された「作られたイメージ」ではなく、ありのままの地域の暮らしや文化に基づいた「真正性（Authenticity）のあるストーリー」を発信している。[4]

ヨロン島観光協会が体験プログラムを造成・販売する際、その商品説明や宣伝文句については、有識者（郷土史家、自然専門家）および地域住民による二重のチェックを行っている。特に、歴史的背景や自然現象に関する記述が事実に基づいているか、文化的な誤解や誇張表現がないかを厳格に確認し、学術的・文化的な「正確さ（Accuracy）」が担保された内容のみをウェブサイト等に掲載している。[5] [6]

プロモーション内容と実際の体験に乖離（誇大広告）が生じないように、一般販売前に必ずモニターツアーを実施している。実際のフィールドでガイドと共に検証を行い、参加者からのフィードバックと事前の広報内容を照らし合わせることで、修正が必要な表現を見直している。また、ガイドに対する事前の研修を通じて、現地での案内内容とウェブ上の情報が一致するよう品質管理を徹底している。[5]

■ コミュニケーション資料、マーケティング・コミュニケーション戦略、ソーシャルメディア戦略などの裏付けとなる文書を提供してください。

Provide supporting documentation such as communication material, marketing-communication strategy, social media strategy etc.

- 6.10_1_2026_ 情報更新依頼の文書
- 6.10_2_2026_ 登録情報確認シート
- 6.10_3_2026_ エコツアー紹介ページ（キャプチャ）
- 6.10_4_2026_ PR 動画やパンフレットの制作会議議事録
- 6.10_5_2026_ 報告書_ モニターツアー実施
- 6.10_6_2026_ 観光協会ですツアー紹介しているページ

審査員コメント

プロモーションは効果的に実施されています。

6.11 訪問者へのサステナビリティ情報

6.11 Sustainability information to visitors

訪問者は、自然、環境、文化、社会問題など、観光地の関連するサステナビリティ問題について十分に知らされ、それらの問題への取り組みに役割を果たすよう促されます。

Visitors are adequately informed about relevant sustainability issues in the destination, including natural, environmental, cultural and social issues, and are encouraged to play a role in addressing them.

■ 目的地における関連する持続可能性の問題について、訪問者向けの情報資料はありますか？ はい / いいえ

Indicator 1: Information material available for visitors on relevant sustainability issues in the destination. Yes / no

はい

■ a) 訪問者に対して、目的地における（自然、環境、文化、社会的な）持続可能性に関する問題や取り組みについて、どのように情報提供しているかを説明してください。

Describe how visitors are informed about (natural, environmental, cultural and social) sustainability issues and actions in the destination.

与論島の海岸には海流の関係で大量の海洋ごみが漂着し、観光資源である美しい景観や海洋生態系を脅かす深刻な環境課題（Issue）となっている。この現状を訪問者に伝え、具体的なアクションを促すため、島内各所の海岸に専用のごみ箱「拾い箱」を設置している。設置場所の看板やウェブサイトでは、「人口減少が進む島民だけでは処理しきれない現状」や「海洋ごみが島の暮らしに与える影響」を明記し、観光客の協力が不可欠であることを訴え、自発的な環境保全への参加を促している。[1]

毎朝、海岸清掃を行う住民有志団体「海謝美（うんじゃみ）」の活動情報を、ブログや島内ポスターを通じて訪問者に提供している。本活動は単なる清掃作業ではなく、「住民との交流を通じた学びの場」として位置づけられている。訪問者へ参加を呼びかけることで、作業を通じて島の自然観（尊ぶ心）や環境問題を肌で感じる機会（教育的体験）を提供し、旅の満足度向上と環境意識の啓発を同時に実現している。[4]

ヨロン島観光協会公式ウェブサイト内に「持続可能な観光」に関する情報を集約し、公開している。ここでは、「与論町観光振興計画」の閲覧が可能となっており、島が目指す「持続可能な観光地」のビジョンや、水資源の有限性、サンゴ礁保全といった地域固有の課題を体系的に発信している。これにより、訪問前および滞在中の観光客に対し、責任ある行動（レスポンシブル・トラベル）を求めている。[2] [3]

■ b) 訪問者が、目的地を持続可能な観光地にするためのプロセスにおいて、どのように積極的に役割を果たすよう促されているかを説明してください。例を挙げて説明してください。

Explain how visitors are encouraged to take an active role in the destination's process of becoming a sustainable tourism destination. Illustrate with examples.

下水処理インフラが限られた離島環境において、美しい海を守るためには訪問者の協力が不可欠である。町内の飲食店では、テーブルや洗い場に「排水溝から流してしまう油污れや洗剤を減らすこと」をテーマにした啓発ステッカー（QRコード付き動画リンク）を掲示している。これにより、単に知識を得るだけでなく、「食事後の皿に残った油を紙で拭き取る」といった具体的な負荷低減アクションを訪問者に実践してもらい、共に海洋環境を守るプロセスに参加するよう促している。[5] [6]

訪問者が楽しみながら地域課題の解決に寄与する仕組みとして、JAL グループ（JAC/JAL）と連携した「環境保全ツアー」やスタディツアーを積極的に誘致・実施している（2025年度は3回実施予定）。本ツアーは、単なる観光にとどまらず、漂着ゴミの回収活動やサンゴ保全学習などがプログラムに組み込まれている。参加者は、自身の行動が「与論島の持続可能性」に直結することを体験を通じて学び、地域課題の解決プロセスにおいて主体的な役割を果たすこととなる。[7] [8]

島内での廃棄物発生を抑制するため、地域事業者が連携した民間主導の「マイタンブラー（リユース容器）サービス」を

展開している。訪問者に対して、使い捨てカップではなくリユース容器の利用を呼びかけるとともに、協力店での特典や給水スポットの提供を行っている。これにより、訪問者が「ごみを出さない」という選択を能動的に行い、島が目指す「プラスチックフリーな観光地」の実現に貢献できる環境を整備している。[9] [10] [11]

■ 訪問者と共有された情報や、訪問者への「行動喚起」に関する文書などの証拠を提出してください。

Provide evidence such as documentation on the information shared with visitors and any 'call to action' towards visitors

- 6.11_1_2026_ 拾い箱」の現地看板の写真
- 6.11_2_2026_ 観光協会ウェブサイトの持続可能な観光についてのスクリーンショット
- 6.11_3_2026_ 与論町観光振興計画（サステナビリティ）（p. 33）
- 6.11_4_2026_ 海謝美の啓発ポスター
- 6.11_5_2026_ 飲食店の啓発ステッカー（排水溝から流してしまう油汚れや洗剤を減らすこと）
- 6.11_6_2026_ 動画のキャプチャ（排水溝から流してしまう油汚れや洗剤を減らすこと）
- 6.11_7_2026_ 報告書_JAC 環境保全ツアー
- 6.11_8_2026_ 環境保全ツアー参加者がゴミ拾いや環境学習を行っている様子の写真。
- 6.11_9_2026_ マイタンブラーサービスの利用案内
- 6.11_10_2026_ 6.11_10_2026_ マイボトルで割引の記事（ヨロン FUN p 3）
- 6.11_11_2026_ 実際に訪問者が利用しているシーンの写真

審査員コメント

広いボックス（ごみ収集ボックス）、そしてボランティア団体「うんじゃみ」による毎朝の海岸清掃活動
毎朝の活動は、サステナビリティ課題に関する情報発信の取り組みとなっています。
来訪者を含めた参加を促すとともに、脱炭素や気候変動対策への取り組みも求められます。
気候変動の緩和や脱炭素に向けた努力も不可欠です。

6.12 解説情報

6.12 Interpretive information

最も重要な自然および文化遺産において、訪問者にその場所の重要性を知らせる解説資料が提供されます。その情報は正確で、異なる文化的価値観を尊重し、地元コミュニティとの協力のもとで作成され、地元の言語を含む最も関連性の高い言語で明確に伝えられます。

Interpretive material is provided at the most important natural and cultural sites which informs visitors of the significance of the sites. The information is accurate, respectful to different cultural values, developed with host community collaboration, and clearly communicated in most relevant languages, including local languages.

- 目的地に自然または文化的な場所やアトラクションが存在しない場合は、N/A にチェックを入れてください。

N/A can be ticked if no natural or cultural sites or attractions exist in the destination.

- 自然や文化的な場所には、最も関連性の高い言語で解説資料が用意されています。 はい / いいえ

Indicator 1: There is interpretation material available in most relevant languages at natural and cultural sites. Yes / no

はい

- a) 既存の解説資料を要約し、それが訪問者に、訪問する場所の文化的・自然的側面における重要性をどのように伝えているかを説明してください。例を挙げて説明してください。

Summarise existing interpretative material and how it informs the visitors of the significance of the cultural and natural aspects of the sites they visit. Illustrate with examples.

島内の主要な観光施設・文化スポット(約7箇所)に設置された案内板には、設置されている2次元バーコードをスマートフォンで読み取るにより、日・英・仏の3ヶ国語に加え、「島の方言(ユンヌフトゥバ)」による音声解説を聞くことができる。これにより、単なる史実の翻訳にとどまらず、消滅危機言語である方言の響きを通じて、その土地に根付く「言葉という文化遺産」の重要性を訪問者に体感させている。[1][2]

解説コンテンツの作成にあたっては、形式的な翻訳を避け、地域の歴史や伝承の「真正性(Authenticity)」を正確に伝えるプロセスを重視している。具体的には、有識者や各地区の地域住民による厳格な内容確認と監修を経て原稿を作成している。また、方言音声については、それぞれの史跡がある「集落(シマ)の方言」を使用することで、地区ごとに微妙に異なる文化的背景や地域色までも忠実に再現し、深く正確な理解を促している。[4][5][6]

現地の物理的な案内板については、設置場所の自然景観を阻害しないよう配慮しつつ、その場所の「何を見るべきか」という視点を強調するデザインを採用している。例として、「竜の頭」の案内板では、奇岩の形状と伝説の関連性が一目でわかるよう配置や形状を工夫しており、訪問者が目の前の自然造形物が持つ文化的・精神的な意味を直感的に理解できるよう設計している。[3]

デジタル環境がない訪問者や事前学習のために、ヨロン島観光協会発行のパンフレット(日・英併記)を活用している。ここでは個別のスポット情報だけでなく、島全体の歴史的背景や文化的なつながりを体系的に紹介しており、訪問者が個々の史跡を巡る前に全体像を理解するための導入資料として機能している。[7][8]

- b) 解説情報がどのように作成され、それが正確であり、地域住民に敬意を払っていることを説明してください。

Describe how interpretive information is developed, ensuring it is accurate and respectful to resident communities.

解説情報の基礎となる史実や自然科学的な記述については、文化財および自然保護の公的管理主体である「与論町教育委員会」への事前確認を必須プロセスとしている。専門的知見に基づく監修を受けることで、誤った情報の拡散を防ぎ、教育的資料としても耐える情報の正確性を担保している。

地域コミュニティへの敬意を払うため、単なる文献調査にとどまらず、「地域住民への直接的な聞き取り調査」を重視して

いる。具体的には、解説板やパンフレットの作成にあたり、「与論郷土研究会」や史跡が所在する集落の長老・住民に対し、その場所にまつわる伝承や禁忌、住民が大切にしている想いについてヒアリングを行っている。原稿案は必ず住民側に提示し、彼らの認識と異なる点や懸念点（例：聖域への立ち入り表現など）が指摘された場合は、住民の意向を優先して修正を行い、最終的な合意を得た上で公開している。

解説媒体においては、情報の伝わりやすさを考慮した多言語化（日・英・仏）に加え、地域固有の文化である「方言（コンヌフトゥバ）」を積極的に採用している。方言による表記や音声ガイドを導入することは、標準語への翻訳で失われがちな地域のニュアンス（精神性）を保持するとともに、その言葉を継承してきた地域住民の文化的アイデンティティに対する最大限の敬意の表れである。

■ サイトで提供されている解説情報を表示するリンク、写真、パンフレットなどの裏付けとなる資料を提供してください。

Provide supporting documentation such as links, pictures or pamphlets displaying interpretive information provided at the sites.

- 6.12.1_2026_ 現地案内板の写真（QR コード付き）
- 6.12.2_2026_ QR コードリンク先のスクリーンショットスマートフォンで表示される多言語解説画面と、音声再生ボタンがある画面。
- 6.12.3_2026_ 6.12.3_2026_ 実際に設置されている看板の写真（竜の頭①②）
- 6.12.4_2026_ 聞き取り調査や確認会の写真
- 6.12.5_2026_ 解説文作成時の「校正原稿」（YouTube に原稿あり）
- 6.12.6_2026_ 聞き取り調査や確認会の写真
- 6.12.7_2026_ ヨロン島インフォメーションブック（日）.pdf
- 6.12.8_2026_ ヨロン島インフォメーションブック（英）.pdf

審査員コメント

自然や文化遺産を紹介する多言語の解説資料が用意されています。
また、与論島を訪れる多くのフランス人観光客にも対応しています。

審査員からの全体的な印象

人口約 5,000 人、比較的面積の小さい単一島自治体である与論町は、住民間の強い絆が感じられる町である。これらの特性を活かし、コーディネーターの柳田氏は、観光、経済、文化、行政など様々な分野のステークホルダーと緊密に連携することで、持続可能な観光開発に向けた共通のビジョンを効果的に醸成してきた。グリーン・デスティネーションズの「トップ 100 イニシアティブ」は実施されてきたものの、グリーン・デスティネーションズ・アワードプログラムにおける現地審査は今回が初めてであった。一部の基準についてはコメントが不十分であり、証拠資料も時折不十分であった。しかし、今回の現地審査により、これらの不備は解消され、各基準の状況を完全に評価することが可能となった。

今回の現地監査において、副町長との初回面談では、持続可能な観光地を整備する必要性が強調され、町の強い決意が示されました。現地調査では、観光協会が作成したガイドラインが広く利用されていることが確認され、その理念が定着しつつあることがうかがえました。しかし、持続可能な観光指標や定量的な環境目標に対するモニタリングの欠如といった政策進捗管理の面や、事業者間における持続可能性への取り組みの普及が限定的である点など、改善の余地が残されています。今後の取り組みが期待される。

持続可能な観光を実現するための組織体制については、観光協会が観光庁の登録 DMO となることを目指しているものの、町と協会の双方において、十分な常勤スタッフが不足している。予算編成、政策策定、実施、モニタリングといった公的部門（町）と民間部門（観光協会）の役割分担は、具体的に定義されていなかった。日本全国の現状において人材の確保は困難であるが、持続可能な観光開発を推進するには、より効率的かつ効果的な組織体制が必要であり、そのためには町によるリーダーシップが不可欠である。

以上のことから、評価基準のテーマ 1「デスティネーション・マネジメント」、テーマ 3「環境・気候」、およびテーマ 6「ビジネス・コミュニケーション」において、課題が明らかである。

ゴミ拾い活動、サンゴ礁の保全活動、星空観察環境の整備など、注目すべき取り組みを実施できる組織やグループ間の緊密な連携は、政策の浸透と成果への転換のための強固な基盤を形成している。したがって、地球温暖化や脱炭素化への取り組みなど、持続可能な観光に不可欠な政策を明確に位置づけた取り組みを推進し、各プロジェクトの証拠資料（イベント概要、参加者リスト、会議議事録など）を体系的に整理することで、さらなる進展が強く期待される。